

現 行 計 画

修 正 案

備考

八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）

八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）

八幡浜市住民避難計画

八幡浜市住民避難計画

平成27年3月

八幡浜市

令和2年〇月

八幡浜市

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>1 計画の基本的事項</p> <p>1-1 計画の目的</p> <p>八幡浜市（以下「本市」という。）は、国の原子力安全委員会（当時）の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）に規定された「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ（Emergency Planning Zone）：原子力施設から概ね 10 kmの範囲）」に一部地域が含まれることから、八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）のなかで、EPZ圏内を対象とした「避難計画」及び「原子力災害時避難誘導マニュアル」を平成 20 年 3 月に策定した。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成 23 年 11 月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ（Precautionary Action Zone）：原子力施設から概ね 5 kmの範囲）」、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone）：原子力施設から概ね 30 kmの範囲）」が新たに設定され、対象となる自治体では、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会がとりまとめた「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害に対する緊急時対応策等の策定が必要とされた。</p> <hr/> <p>本市は、市内全域が伊方発電所から 30km 圏内にあり、UPZの圏域に含まれることとなったため、全住民を対象とする原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。</p> <p>八幡浜市住民避難計画（以下、「本計画」という。）は、伊方発電所において緊急事態等が発生したとの連絡を受けた直後から、避難完了までの対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>1-2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、本市の原子力災害対策の基本となる「八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）」の下部計画として策定するものである。</p> <p>なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、<u>愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、</u><u>八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）</u>と連動し、これらの指標、基準等の見</p>	<p>1 計画の基本的事項</p> <p>1-1 計画の目的</p> <p>八幡浜市（以下「本市」という。）は、国の原子力安全委員会（当時）の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）に規定された「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ（Emergency Planning Zone）：原子力施設から<u>おおむね</u> 10 kmの範囲）」に一部地域が含まれることから、八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）のなかで、EPZ圏内を対象とした「避難計画」及び「原子力災害時避難誘導マニュアル」を平成 20 年 3 月に策定した。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成 23 年 11 月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ（Precautionary Action Zone）：原子力施設から<u>おおむね</u> 5 kmの範囲）」、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone）：原子力施設から<u>おおむね</u> 30 kmの範囲）」が新たに設定され、対象となる自治体では、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会がとりまとめた「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害に対する緊急時対応策等の策定が必要とされた。<u>（なお、UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設（以下「冷却告示された施設」という。）に係る重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径 5 kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、重点区域外とする。）</u></p> <p>本市は、市内全域が伊方発電所から 30km 圏内にあり、UPZの圏域に含まれることとなったため、全住民を対象とする原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。</p> <p>八幡浜市住民避難計画（以下、「本計画」という。）は、伊方発電所において緊急事態等が発生したとの連絡を受けた直後から、避難完了までの対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>1-2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、本市の原子力災害対策の基本となる「八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）」の下部計画として策定するものである。</p> <p>なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、<u>伊方地域の緊急時対応、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、松山市原子力災害発生時等の広域避難者受入計画、</u>八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）と連動し、これらの指標、基準等の見</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>脱字 表記の適正化</p> <p>予防避難エリアの設定及び冷却告示による</p> <p>H29.3 広域避難者受入計画の策定</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。</p> <p>1-3 計画の前提（緊急事態の段階等）となる事項</p> <p>(1) 緊急事態の段階</p> <p>原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。</p> <p>各段階の主な取り組みとして、準備段階では緊急時を想定した行動計画の策定及び訓練等を実施し、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防護措置等の対応を行う<u>ことである</u>。また、中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行う<u>うこと</u>、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う<u>ことである</u>。</p> <p>特に初期対応段階においては、住民等への影響発生を回避するため、施設の状況に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急<u>時</u>防護措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 緊急事態区分</p> <p>緊急事態の段階における緊急<u>時</u>防護措置を混乱なく円滑に実行するため、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分（3段階）のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下EALという。（表 1-1））に基づく緊急時対応を実施することとする。</p> <p>① 警戒事態（Aレベル）</p> <p><u>警戒事態発生時</u></p> <p>② 施設敷地緊急事態（Bレベル）</p> <p><u>施設敷地緊急事態発生時（原災法第10条事象等）</u></p> <p>③ 全面緊急事態（Cレベル）</p> <p><u>全面緊急事態発生時（原災法第15条事象等）</u></p>	<p>直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。</p> <p>1-3 計画の前提（緊急事態の段階等）となる事項</p> <p>(1) 緊急事態の段階</p> <p>原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。</p> <p>各段階の主な取り組みとして、準備段階では緊急時を想定した行動計画の策定及び訓練等を実施し、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防護措置等の対応を行う<u>_____</u>。また、中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行<u>い_____</u>、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う<u>_____</u>。</p> <p>特に初期対応段階においては、住民等への影響発生を回避するため、施設の状況に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急<u>__</u>防護措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 緊急事態区分</p> <p>緊急事態の段階における緊急<u>__</u>防護措置を混乱なく円滑に実行するため、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分（3段階）のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下EALという。（資料編 8-1））に基づく緊急時対応を実施することとする。</p> <p>① 警戒事態（Aレベル）</p> <p><u>放射線による影響は現時点ではないが、原子力施設における異常事象の発生や、そのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備をする段階。</u></p> <p>② 施設敷地緊急事態（Bレベル）</p> <p><u>放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、屋内退避等の防護措置の準備を開始する段階。原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない（原災法第10条事象該当）。</u></p> <p>③ 全面緊急事態（Cレベル）</p> <p><u>放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する段階。原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない（原災法第15条事象該当）。</u></p>	<p>表記の適正化</p> <p>資料編に移動</p> <p>各事態の概要を具体的に記載</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>【緊急事態の段階】</p> <p>平常時</p> <p>緊急時</p> <p>準備段階 避難行動計画策定 訓練等検証・評価</p> <p>初期対応段階 迅速な防護措置等の 対応</p> <p>中期対応段階 防護措置変更・解除 長期防護措置の検討</p> <p>復旧段階 通常の社会的、経済 的活動への復旧支援</p> <p>緊急事態の初期対応段階における防護措置</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) の措置</p> <p>警戒事態</p> <p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p> <p>事故等</p> <p>原災法第10条 に基づく通報</p> <p>原災法第15条 に基づく通報</p> <p>体制整備、情 報収集、<u>平常 時モニタリン グの強化</u></p> <p>要配慮者等の避難 等防護措置の準備 開始、緊急時モニ タリングの実施、 屋内退避準備</p> <p>住民等の屋内退避実 施、安定ヨウ素剤の 服用準備、住民避難 等防護措置の準備</p>	<p>【緊急事態の段階】</p> <p>平常時</p> <p>緊急時</p> <p>準備段階 避難行動計画策定 訓練等検証・評価</p> <p>初期対応段階 迅速な防護措置等の 対応</p> <p>中期対応段階 防護措置変更・解除 長期防護措置の検討</p> <p>復旧段階 通常の社会的、経済 的活動への復旧支援</p> <p>緊急事態の初期対応段階における防護措置</p> <p>緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) の措置</p> <p>警戒事態</p> <p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p> <p>事故等</p> <p>原災法第10条 事象該当</p> <p>原災法第15条 事象該当</p> <p>体制整備、情 報収集、<u>緊急 時モニタリン グの準備</u></p> <p>要配慮者等の避難 等防護措置の準備 開始、緊急時モニ タリングの実施、 屋内退避準備</p> <p>住民等の屋内退避実 施、安定ヨウ素剤の 服用準備<u>(配布等)</u>、 住民避難等防護措 置の準備</p>	<p>表記の適正化</p> <p>原子力災害対策指針 の修正</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>表 1-1 <<緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）>></p> <p>別表1 警戒事態</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇(AL01) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたとき。</p> <p>2. 原子炉停止機能の異常のおそれ(AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。</p> <p>3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。</p> <p>4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ(3号機)(AL25) <u>全交流電源喪失のおそれ(1, 2号機)(AL26)</u> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29) 原子炉の停止中に<u>1つの残留熱除去系ポンプの機能</u>が喪失したとき。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30) 使用済燃料貯蔵槽が一定の水位まで低下したとき。</p> <p>8. 単一障壁の喪失または喪失可能性(AL42) 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <p>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51) 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p> <p>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p> <p>11. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53) 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p>		<p>資料編に移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</p> <p><u>12.</u> 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>(1) 大地震の発生 <u>県内</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>(2) 大津波警報の発令 <u>県内</u>において大津波警報が<u>発令</u>された場合</p> <p><u>(3)</u> オンサイト<u>統括補佐</u>が警戒事象と認める事象 オンサイト<u>統括補佐</u>が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。</p> <p><u>(4)</u> <u>外的事象の発生(自然災害)</u> <u>原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき(竜巻、洪水、台風、火山等)。</u></p> <p><u>(5)</u> その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。</p> <p>各項目中の()内に記載している番号(ALO1等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。</p> <p>※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。</p>		<p>資料編に移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>別表2 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01)</p> <p>四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p> <p>4. 火災、爆発等による放射線の放出(SE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場合において、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>5. 火災、爆発等による放射性物質の放出(SE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場合において、放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>		資料編に移動

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>7. 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動(SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p> <p>8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。</p> <p>9. 全交流電源の30分以上喪失(3号機)(SE25) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。 <u>※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「SE26」を適用する。</u></p> <p>10. 全交流電源の5分以上喪失(1, 2号機)(SE26) <u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</u></p> <p>11. 直流電源の部分喪失(SE27) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。</p> <p>12. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29) 原子炉の停止中に<u>全ての残留熱除去系ポンプの機能</u>が喪失したとき。</p> <p>13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p> <p>14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。</p> <p>15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。</p> <p>16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。</p> <p>17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失(SE51) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。</p>		<p>資料編に移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。</p> <p>19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。</p> <p>20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。</p> <p>21. <u>特定事象にかかる緊急事態事象の発生(SE54)</u> 各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。</p>		<p>資料編に移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>別表3 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01)</p> <p>四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p> <p>4. 火災、爆発等による放射線の異常放出(GE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>5. 火災、爆発等による放射性物質の異常放出(GE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>		資料編に移動

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>6. 原子炉外での臨界事故(GE06) 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。</p> <p>7. 原子炉停止の失敗または停止確認不能(GE11) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないとき。</p> <p>8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による<u>当該原子炉への</u>注水ができないとき。</p> <p>9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による<u>当該原子炉への</u>注水ができないとき。</p> <p>10. 全交流電源の1時間以上喪失(3号機)(GE25) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。 <u>※ただし、新規規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「GE26」を適用する。</u></p> <p>11. <u>全交流電源の30分以上喪失(1, 2号機)(GE26)</u> <u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</u></p> <p>12. 全直流電源の5分以上喪失(GE27) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p> <p>13. 炉心損傷の検出(GE28) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p> <p>14. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p> <p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p> <p>16. 格納容器圧力の異常上昇(GE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</p> <p>17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性(GE42) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</p>		資料編に移動

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51) 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</p> <p>19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。</p> <p>各項目中の()内に記載している番号(GE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。</p>		<p>資料編に移動</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
---------	-------	-----

(3) **屋内退避・避難等防護措置実施の判断基準**

伊方発電所の緊急事態における避難等防護措置の指示（PAZを除いたUPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、空間放射線量率が運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下OILという。）の基準値を超えた場合に実施される。

屋内退避・避難等の防護措置に関する判断基準**指標**は下表のとおりとする。

〈防護措置実施の判断基準〉 ※原子力災害対策指針より抜粋

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等を スクリーニング して、基準を超える際は迅速に 除染 。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2-2-(4)へ移動

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>＜避難等防護措置＞</p> <p>① 避難及び一時移転</p> <p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。</p> <p>○避難 …空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。</p> <p>○一時移転 …緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>② 屋内退避</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。</p> <p>特に、病院や<u>介護</u>施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p><u>（追加）</u></p>		<p>2-2-(3)、(4)へ移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>住民は、無用な外出を控え、就学・就労中の者 _____ 等は、帰宅の準備を行うとともに、今後の情報に注意する。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>① 市の対応</p> <p>市は国、県と今後の対応を協議しながら、屋内退避に備え帰宅を要請する内容の住民広報を実施するとともに、避難に時間を要する要配慮者に関しては、早めに避難の準備をするよう指示するものとする。また、市内全域において、一時集結所及びコンクリート公共施設に職員等を配置し、住民の受入れ体制を整える。オフサイトセンター参集要員については、愛媛県オフサイトセンターへ派遣する。</p> <p>② 住民の行動</p> <p>保育所、幼稚園、小・中・高等学校の児童、生徒等は所定の方法により迅速に帰宅する。市内の事業所で就労中の者等は、準備が整い次第、帰宅する。なお、 _____ 一時集結所やコンクリート公共施設で屋内退避を実施する住民は、避難に備え非常用持出袋等を持参 _____ するものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態</p> <p>_____</p> <p>① 市の対応</p> <p>市は、PAZ 圏への避難指示に合わせ、市内全域の住民等を対象に屋内退避を指示する。また、一時集結所等において、安定ヨウ素剤配布の準備を実施する。</p> <p>② 住民の行動</p> <p>住民は、自宅、一時集結所及びコンクリート公共施設において、屋内退避を行う。 <u>その際、退避する建物のすべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。</u></p>	<p>住民は、無用な外出を控え、就学・就労中の者 <u>及び観光客</u>等は、帰宅の準備を行うとともに、今後の情報に注意する。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>① 市の対応</p> <p>市は国、県と今後の対応を協議しながら、屋内退避に備え帰宅を要請する内容の住民広報を実施するとともに、避難に時間を要する要配慮者に関しては、早めに避難の準備をするよう指示するものとする。また、市内全域において、一時集結所及びコンクリート公共施設で住民の受入れを開始する。 _____ オフサイトセンター参集要員については、愛媛県オフサイトセンターへ派遣する。</p> <p>② 住民の行動</p> <p>保育所、幼稚園、小・中・高等学校の児童、生徒等は所定の方法により迅速に帰宅する。市内の事業所で就労中の者等は、準備が整い次第、帰宅する。なお、<u>自家用車等での避難が困難な住民等</u>や一時集結所やコンクリート公共施設で屋内退避を実施する住民は、避難に備え <u>貴重品・非常用持出袋等を持参し、一時集結所又はコンクリート公共施設に移動</u>するものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態</p> <p><u>ア 放射性物質放出前の防護措置</u></p> <p>① 市の対応</p> <p>市は、PAZ 圏への避難指示に合わせ、市内全域の住民等を対象に屋内退避を指示する。また、一時集結所等において、安定ヨウ素剤配布の準備を実施する。</p> <p>② 住民の行動</p> <p>住民は、自宅、一時集結所及びコンクリート公共施設において、屋内退避を行う。</p> <p><u>《屋内退避》</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。</u></p> <p><u>屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。</u></p> <p><u>特に、病院や社会福祉施設等においては、避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</u></p> <p><u>屋内退避の実施にあたっては、以下の点に留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 退避する建物の窓やドアはすべて閉め、換気を止めて外気を遮断する。</u> <u>2. 退避後は防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報の収集に努め、市等</u> </div>	<p>表記の適正化</p> <p>1-3-(3)から移動 屋内退避の具体的な留意事項を追記</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>(4) <u>避難指示段階（空間放射線量率が〇 I L 1 の基準を超えた場合）</u></p> <p>① 市の対応 市は、国、県の指示又は市長の判断により、<u>避難区域を設定し、対象区域の住民に避難</u></p>	<p><u>から指示があるまで外出を控える。</u></p> <p>3. <u>屋内では、できるだけ窓から離れる。</u></p> <p>4. <u>食品にはふたやラップをする。</u></p> <p>5. <u>避難等に備え、貴重品・非常用持出袋を携行する準備をする。</u></p> <p><u>屋内退避指示発令中、やむを得ず外出する場合には、できるだけ肌を露出しない衣服やマスクを着用する等して被ばくの軽減に努める。帰宅後は顔や手を洗い、うがいをし、衣服を脱いでビニール袋に入れてしっかり封をする等、放射性物質の拡散を防ぐ措置を講じる。</u></p> <p><u>屋内退避の期間が長期にわたる場合は、日常生活の維持にも困難を伴うことから、医療品等も含めた必要な生活物資の確保に留意するとともに、放射線の状況等必要な情報を絶えず提供しなければならない。</u></p> <p><避難等防護措置実施フロー（放射性物質の放出以前）></p>  <p>イ <u>放射性物質放出後の防護措置</u></p> <p><u>放射性物質が放出された場合、伊方発電所の緊急事態における避難等防護措置の指示（U P Z）については、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、空間放射線量率が〇 I L の基準値を超えた場合に実施される。</u></p> <p><u>避難等の防護措置に関する判断基準は表 2-1 のとおりとする。</u></p> <p>① 市の対応 市は、国、県の指示又は市長の判断により、<u>空間放射線量率が〇 I L（表 2-1 参照）を</u></p>	<p>図の移動</p> <p>避難の実施基準を明記</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p><u>指示を発令する。</u> なお、病院や社会福祉施設等、避難より屋内退避が優先される場合や、プルーム到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。また、<u>国の指示に基づき、一時集結所等において、避難住民に安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。</u></p> <p>② 住民の行動</p> <p><u>避難住民は、原則として一時集結所に集合し、原則、安定ヨウ素剤を服用した後、広域避難を実施する。移動手段は自家用車及び市、県が手配するバス等とする。自力で避難可能な住民は、自家用車等による避難を優先し、自力で避難できない住民は、一時集結所等から市・県が手配するバス等により広域避難を実施する。</u></p>	<p><u>超えた地区の住民に避難（一時移転）指示を発令する。</u> なお、病院や社会福祉施設等、避難より屋内退避が優先される場合や、プルーム到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。また、<u>国、県から安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、一時集結所等において安定ヨウ素剤を配布する。</u></p> <p>② 住民の行動</p> <p><u>自力で避難可能な住民は、自家用車等により、避難退域時検査場所（災害時の状況により場所を指定）を経由し、避難経由所（愛媛県総合運動公園）を目指し、避難（一時移転）を行う。</u></p> <p><u>避難（一時移転）に当たり、安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、服用を必要とする者は自主防災組織単位で定める一時集結所に集合し、配布を受け、指示に従い服用する。</u></p> <p><u>また、自力で避難できない住民は、自主防災組織単位で定める一時集結所等に集合し、必要に応じ安定ヨウ素剤の配布を受け、県・市が手配するバス等により避難（一時移転）を実施する。</u></p> <p>＜避難及び一時移転＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。</p> <p>○避難 …空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。</p> <p>○一時移転 …緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</p> </div> <p><u>【避難等の留意事項】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報を収集する。</u> <u>2. 外部被ばくを軽減するため、長袖上着、長ズボン、雨合羽、手袋、長靴、帽子等を着用し、なるべく肌を露出しないようにする。</u> <u>3. 放射性物質の吸引を防ぐため、マスクの着用や、ハンカチやタオルで口や鼻を覆う。</u> <u>4. 自家用車等により自力で避難可能な場合は、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等を緩和するため、極力家族又は近隣住民等で乗り合わせる。</u> <u>5. 車内に放射性物質を取り込まないよう窓を閉め、内部循環に切り替える。</u> 	<p>1-3-(3)から移動</p> <p>避難等の具体的な留意事項を追記</p>

表 2-1 <<防護措置実施の判断基準>> ※原子力災害対策指針より抜粋

1-3-(3)から移動

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

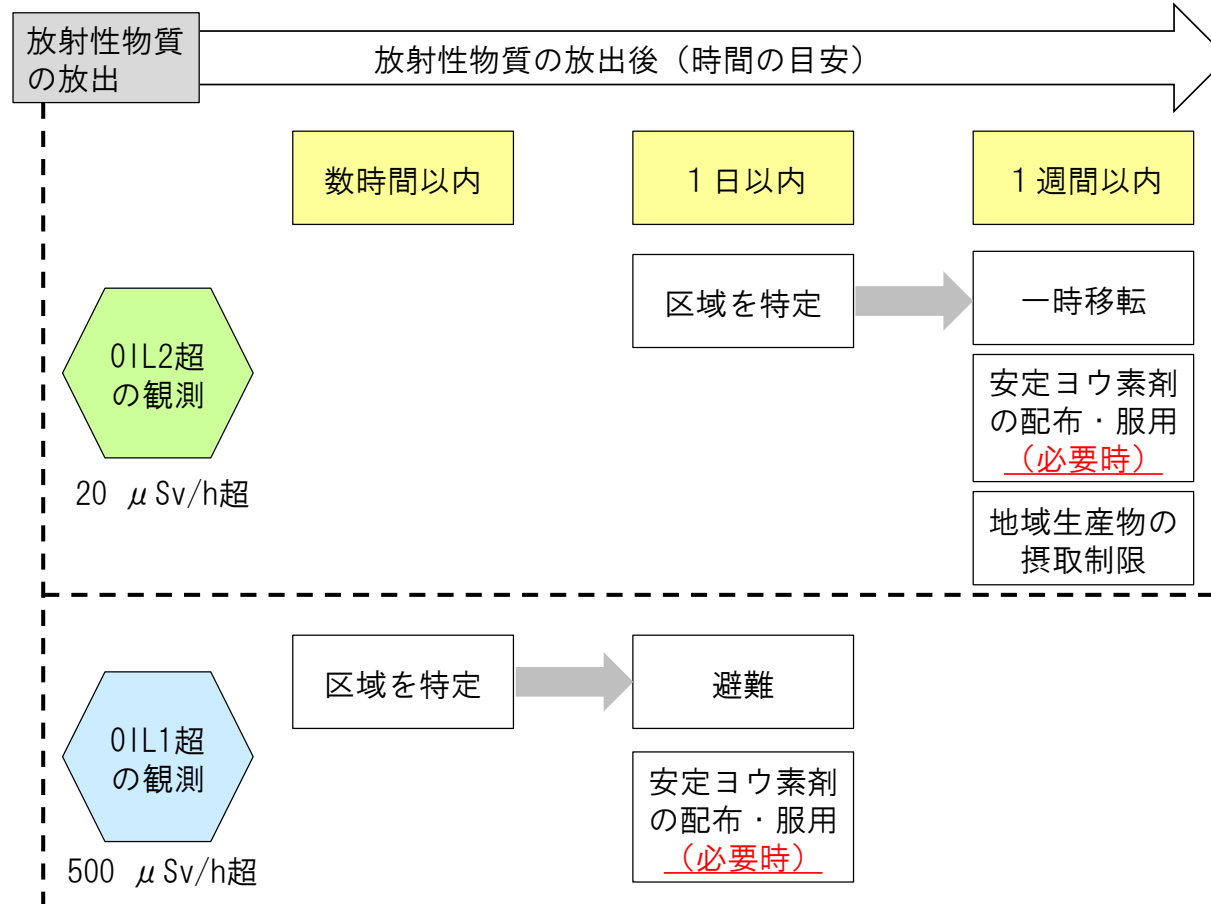
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

<避難等防護措置実施フロー（放射性物質の放出後）>



(5) 一時移転段階（空間放射線量率がOIL2の基準を超えた場合）

① 市の対応

市は、国、県の指示又は市長の判断により、一時移転区域を設定し、対象区域の住民に一時移転の指示をする。また、国の指示が発令された場合、一時集結所等において、一時移転住民に安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

② 住民の行動

一時移転住民は、一時集結所等に集合し、国からの服用指示が発令された場合、安定ヨウ素剤を服用した後、広域一時移転を実施する。移動手段は自家用車及び市、県が手配するバス等とする。自力で一時移転可能な住民は、自家用車等による避難を優先し、自力で避難できない住民は、一時集結所から市・県が手配するバス等により広域一時移転を実施する。

(削除)

図の移動

(4) に統合

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>2-3 自然災害との複合災害時における対応</u></p> <p><u>(1) 啓開作業の実施</u></p> <p><u>道路・港湾等の管理者は、管理施設の状況を確認し関係者間で情報共有するとともに、住民避難等に係る道路や港湾等に被害があった場合等は、土砂や瓦礫を取り除き、最低限度の通路を確保するため、啓開作業に取り組むものとする。</u></p> <p><u>啓開作業は、施設敷地緊急事態となった段階で中止し、作業員は屋内退避準備を行い、全面緊急事態となった段階で屋内退避を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 自然災害との複合災害時における避難等</u></p> <p><u>複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。</u></p> <p><u>UPZ内において、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、当該建物での屋内退避の継続が困難になる等、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、近隣の指定避難所等への避難等を実施する。</u></p> <p><u>また、原子力災害の観点から一時移転又は避難指示を出している中で、周囲の状況等により避難等をすることがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避を継続する等の安全確保措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>複合災害時には、避難路となる道路等が寸断されている可能性があるため、状況に応じて、船舶、航空機、鉄道等の多様な避難手段の活用も考慮し、自衛隊、海上保安庁、警察等へ応援要請を行う。</u></p>	<p>追記</p> <p>防災基本計画の修正 (複合災害時の行動を明記)</p> <p>避難路寸断時の避難手段について追加</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考				
<p><避難等防護措置実施フロー></p> <table border="1" data-bbox="124 1770 1282 1967"> <tr> <td data-bbox="124 1770 314 1885">一時移転</td> <td data-bbox="314 1770 1282 1885">緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="124 1885 314 1967">避難</td> <td data-bbox="314 1885 1282 1967">空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。</td> </tr> </table>	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。		<p>図の移動</p> <p>同内容が既出のため削除</p>
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。					
避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。					

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考																																								
<p>配布に関する手順は以下のとおりとする。</p> <p>① 市は防災行政無線等による住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。</p> <p>② 住民は避難カードを持参し、住所地の一時集結所へ集合する。</p> <p>③ 医師等の問診等の実施後、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を受け取る。</p> <p>④ 避難カードを持参していない場合は、予備の避難カードに必要事項を記入する。</p> <p>⑤ 原則として、安定ヨウ素剤の配布場所は一時集結所とするが、配布する時点で一時集結所以外のコンクリート公共施設や要配慮者施設及び病院等に集合している住民の状況（高齢者が多数集まっている場合等）に応じて、安定ヨウ素剤を当該施設に運搬し配布することとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ 屋内退避の段階（全面緊急事態）で安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出る場合も想定されるため、具体的な配布手順を検討する中で、今後、平常時の事前配布を含めて、国、県と協議する必要がある。</p> <p>_____</p> <p>(3) 服用回数 原則 1 回とする。 _____</p> <p>(4) 服用量 下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。</p> <p>【安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量】</p> <table border="1" data-bbox="142 1318 1261 1598"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ素量 (mg)</th> <th>ヨウ化カリウム量 (mg)</th> <th>服用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児</td> <td>12.5</td> <td>16.3</td> <td>内服液 1 mL</td> </tr> <tr> <td>生後 1 ヶ月以上 3 歳未満</td> <td>25</td> <td>32.5</td> <td>内服液 2 mL</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上 13 歳未満</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>丸薬 1 丸</td> </tr> <tr> <td>13 歳以上</td> <td>76</td> <td>100</td> <td>丸薬 2 丸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものを用いる。 (16.3 mg/mL ヨウ化カリウム[12.5 mg/mL ヨウ素含有])</p> <p>_____</p> <p>(注 2) 丸薬は、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬（1 丸：ヨウ素量 38 mg、ヨウ化カリウム量 50 mg）を用いる。</p>	対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法	新生児	12.5	16.3	内服液 1 mL	生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	25	32.5	内服液 2 mL	3 歳以上 13 歳未満	38	50	丸薬 1 丸	13 歳以上	76	100	丸薬 2 丸	<p>配布に関する手順は以下のとおりとする。</p> <p>① 市は防災行政無線等による住民広報を実施し、_____安定ヨウ素剤の配布を周知する。</p> <p>② 避難指示区域の配布対象の住民は、指定の一時集結所へ集合する。</p> <p>③ 住民は問診票を記入し、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を受け取る。</p> <p>_____</p> <p>④ 原則として、安定ヨウ素剤の配布場所は一時集結所とするが、配布する時点で一時集結所以外のコンクリート公共施設や要配慮者施設及び病院等に集合している住民の状況 _____ _____に応じて、安定ヨウ素剤を当該施設に運搬し配布することとする。</p> <p>また、施設の損壊等により、一時集結所での配布が適当でない場合には、自家用車やバス等の避難車両の中など、住民の被ばくに配慮した方法により配布する。</p> <p>※屋内退避指示発令中であっても、やむを得ず外出することで被ばくする場合や、災害時の混乱等により、妊婦・未成年者等、服用を優先すべき対象者すべてに配布できない場合も想定されるため、安定ヨウ素剤は本来全戸に事前配布しておくべきものである。事前配布の実現に向け、国、県との協議を継続して行う。</p> <p>(3) 服用回数 原則 1 回とする。連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24 時間の間隔を空けて服用するようにしなければならない。</p> <p>(4) 服用量 下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。</p> <p>【安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量】</p> <table border="1" data-bbox="1397 1318 2555 1669"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ素量 (mg)</th> <th>ヨウ化カリウム量 (mg)</th> <th>服用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後1ヶ月未満</td> <td>12.5</td> <td>16.3</td> <td>ゼリー剤(16.3 mg) 1包</td> </tr> <tr> <td>生後1ヶ月以上3歳未満</td> <td>25</td> <td>32.5</td> <td>ゼリー剤(32.5 mg) 1包</td> </tr> <tr> <td>3歳以上13歳未満</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>丸剤 1 丸</td> </tr> <tr> <td>13歳以上</td> <td>76</td> <td>100</td> <td>丸剤 2 丸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものを用いる。 (16.3 mg/mL ヨウ化カリウム[12.5 mg/mL ヨウ素含有])</p> <p>(注 2) 内服液の規定量は、13 歳以上 6 mL、3 歳以上 13 歳未満 3 mL、生後 1 ヶ月以上 3 歳未満 2 mL、生後 1 ヶ月未満 1 mL とする。</p> <p>(注 3) 丸剤は、医薬品ヨウ化カリウムの丸剤（1 丸：ヨウ素量 38 mg、ヨウ化カリウム量 50 mg）を用いる。</p>	対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法	生後1ヶ月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3 mg) 1包	生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(32.5 mg) 1包	3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 1 丸	13歳以上	76	100	丸剤 2 丸	<p>重複の削除 避難カードの廃止</p> <p>表記の適正化</p> <p>避難カードの廃止</p> <p>R 元.7 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての改正</p> <p>緊急配布場所について、柔軟に対応</p> <p>表記の適正化</p> <p>ヨウ化カリウム内服ゼリー剤の配備</p> <p>規定量を追記</p>
対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法																																							
新生児	12.5	16.3	内服液 1 mL																																							
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	25	32.5	内服液 2 mL																																							
3 歳以上 13 歳未満	38	50	丸薬 1 丸																																							
13 歳以上	76	100	丸薬 2 丸																																							
対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法																																							
生後1ヶ月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3 mg) 1包																																							
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(32.5 mg) 1包																																							
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 1 丸																																							
13歳以上	76	100	丸剤 2 丸																																							

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

(5) 服用の時期

原則として、国（原子力規制委員会）が避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、市災害対策本部長が住民等及び防災業務**従事者**に対し服用の指示を出すこととなる。

【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後、8 時間以内	40%以上の抑制効果

※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできない。

また、安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。

(5) 服用の時期

原則として、国（原子力規制委員会）が避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、市災害対策本部長が住民等及び防災業務**関係者**に対し服用の指示を出すこととなる。

【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後、8 時間以内	40%以上の抑制効果

※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできない。

また、安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>3 計画の対象範囲</p> <p>3-1 避難計画の対象とする地域</p> <p>本市は、全域が伊方発電所から半径 30 km圏内にあり、UPZに含まれている。</p> <p>このことから、伊方発電所で発生した事故等緊急時には、国、県、四国電力株式会社等との協議により、原災法に基づき、空間放射線量率を測定し、その数値に応じて_____避難等の防護措置を実施することとなるため、_____</p> <p>_____原則として、避難等防護措置実施地区と放射線測定地点の関連付けにより区別した避難指示区域（6区分）を単位として避難指示を発令する。</p> <p>行政区別の指示区域は、下表（表 3-1 避難指示区域別行政区一覧表）及び図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付けのとおりとする。</p>	<p>3 避難等指示区域と放射線測定地点</p> <p>3-1 避難計画の対象とする地域</p> <p>本市は、全域が伊方発電所から半径 30 km圏内にあり、UPZに含まれている。</p> <p>このことから、伊方発電所で発生した事故等緊急時には、国、県、四国電力株式会社等との協議により、原災法に基づき、空間放射線量率を測定し、その数値に応じてOILの基準値（表 2-1）を超える区域が特定された場合、その区域ごとに段階的に避難等の防護措置を実施することとなる。基準値を超えていない地区の住民が避難すると円滑な避難の妨げとなり、無用な被ばくの原因となることから、必ずしも、市民全員が一斉に避難するものではない。</p> <p>避難指示は、原則として、避難等防護措置実施地区と放射線測定地点の関連付けにより区別した避難指示区域（18区分）を単位として_____発令する。</p> <p>行政区別の指示区域は、下表「表 3-1 避難指示区域別行政区一覧表」及び「図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け」のとおりとする。</p>	<p>避難の基準及び段階的避難について追記</p> <p>電子線量計設置による避難指示区域の細分化</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

表 3-1 避難指示区域別行政区等一覧表

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区
1	5~10	東	鼓尾	鼓尾	37	73	16	宮内小学校	宮内
2	5~10	北東	喜木津	喜木津	59	114	36	喜木津体育館	宮内
			広早	広早	33	80	17		
	10~15	北東	磯崎	磯崎	232	391	105	旧磯崎小学校	
3	5~10	東	日土町下河原	下河原	42	68	10	青石中学校	日土
			日土町出の奥	出の奥	56	166	15		
			日土町神明 日土町今出	今出	35	114	21		
			日土町防川	防川	43	141	12		
			神越	神越	588	1247	77	保内中央体育館	喜須来
			城高	城高	80	233	12	喜須来小学校	
			喜木町	喜木町	145	353	43		
			磯岡	磯岡	119	307	35		
			須川里	須川里	215	498	54	多目的集会所	
			日之地	日之地	32	89	12		
			西町	西町	97	161	32	保内中学校	
			本町	本町	194	407	56		
			赤網代	赤網代	130	259	38		
内之浦	内之浦	82	157	36					
雨井	雨井	124	250	48					
			琴平	琴平	78	156	33		

表 3-1 避難指示区域別行政区等一覧表

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所
1	5~10	東	鼓尾	鼓尾	35	65	6	宮内小学校
2	5~10	北東	喜木津	喜木津	56	102	10	喜木津体育館
			広早	広早	33	74	3	
3	5~10	東	日土町下河原	下河原	34	59	4	旧青石中学校
			日土町出の奥	出の奥	61	169	4	
			日土町神明 日土町今出	今出	33	100	4	
			日土町防川	防川	43	128	0	
			神越	神越	565	1,211	37	保内中央体育館
			城高	城高	78	223	6	喜須来小学校
			喜木町	喜木町	136	320	21	
			磯岡	磯岡	120	302	16	喜須来地区公民館 (震災時：喜須来小学校)
			須川里	須川里	205	463	22	
			日之地	日之地	28	83	2	
			楠町	楠町	320	695	41	川之石高校
			和田町	和田町	353	826	16	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)
			清水町	清水町	352	718	42	
			舟来谷	舟来谷	221	486	15	
			大竹	大竹	165	352	14	旧青石中学校
			日土町松岡	松岡	33	73	5	
			日土町新堂	新堂	33	78	5	
日土町梶谷岡	梶谷岡	52	121	2				
日土町横尾地	横尾地	12	32	0	喜須来地区公民館 (震災時：喜須来小学校)			
須川奥	須川奥	59	138	7				
4	5~10	東南東	勘定1~5	勘定	182	376	18	白浜地区公民館
			杖ノ浦1~4	杖ノ浦	70	155	13	
			大内浦1~5	大内浦	140	288	18	
			中浦1~5	中浦	180	346	21	白浜小学校
			高城1~5	高城	306	572	33	
			白浜通1~3 喜多町 裁判所通 花園町	白浜	156	313	18	
			東近江屋町1~3 西近江屋町浜通 西近江屋町1~3	近江屋町	106	218	20	

電子線量計設置による避難指示区域の細分化

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画									修 正 案									備考									
指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区	指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所									
3	5~10	東	楠町	楠町	326	753	93	川之石高校	川之石	5~10	東南東	松本町1~3 幸町1~3	幸町 松本町	174	329	25	白浜小学校	電子線量計設置による避難指示区域の細分化									
			和田町	和田町	362	884	51					大平1~16	大平	490	897	57											
			清水町	清水町	340	689	114	緑ヶ丘 津羽井上 津羽井下	津羽井			123	307	11													
			舟来谷	舟来谷	204	461	46	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)	宮内			新港 戎町 新町5 琴平町 港町 北浜一丁目 旧港 海望園 愛宕山団地	港	229	464	28	市民スポーツセンター										
			大竹	大竹	176	377	32																				
			枇杷谷 両家	枇杷谷 両家	91	250	29	宮内小学校	4										東南東	大黒町1~5 南大黒町 北大黒町 朝潮橋	大黒町	294	578	31	市民スポーツセンター		
			駄馬	駄馬	333	781	68													海老崎 新栄町 船場通 下道1~2 天神通1 仲之町 新町1~4	新町	189	385	27			
	宮内里		宮内里	134	386	27	日土町松岡													松岡	36	85	14	新川 昭和通 旭町1~3 天神通2		築港	207
	西之河内		西之河内	201	557	28		八代人加志																	八代団地		
	10~15		日土町新堂	新堂	31	76	15	青石中学校												日土	八代一丁目 八代王子 八代迫田 八代野中 八代水の元	八代	163	376	42	八代中学校	
			日土町梶谷岡	梶谷岡	55	131	20																				
			日土町横尾地	横尾地	13	37	5																				
			日土町続藪	続藪	27	52	7	日土小学校																			
			日土町中当	中当	92	233	27																				
日土町川辻		川辻	16	26	7																						
日土町田之窪		田之窪	30	87	8	多目的集会所	喜須来																				
日土町小坂	小坂	17	46	9																							
日土町森山	森山	22	71	14																							
日土町榎野	榎野	12	31	5	須川奥	須川奥	63	154		18																	
須川奥	須川奥	63	154	18																							

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画								修 正 案								備考				
指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区	指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所		
3	10~15	東	日土町榎木上	榎木上	12	26	3	日土東地区公民館	日土東		4	10~15	東南東	栗野浦1~4	栗野浦	144	278	21	松蔭小学校	電子線量計設置による避難指示区域の細分化
			日土町榎木下 日土町久保田	久保田	42	116	13							大谷口	201	353	26			
			日土町福岡	福岡	46	117	13							広瀬	353	698	47			
			日土町尾之花	尾之花	20	37	13							古町	263	529	29	八幡浜工業高校		
			日土町筵田	筵田	34	82	10							第1分区	558	1,139	47	江戸岡小学校		
			日土町野地	野地	29	70	11												楡谷1~3 駅前1~2 神宮前 東矢野町 神宮通1~2 江戸岡一丁目	
			日土町瀬田	瀬田	7	15	7							第2分区	333	705	36	八幡浜高校		
勘定1~5	勘定	187	413	61	江戸岡二丁目 山越1~2 新和田町1~3															
4	5~10	東南東	杖ノ浦1~4	杖ノ浦	75	174	32	白浜地区公民館	白浜		4	10~15	東南東	松蔭町 花小路 清水町 矢野町1~3 東新川	第3分区	263	501	53	八幡浜市民図書館	
			大内浦1~5	大内浦	150	325	48							第4分区	375	722	52			
			中浦1~5	中浦	198	387	62											愛宕 矢野町4~6 大正町 浜田町1~3 片山町 本町1~2 大門 横町 浜之町 中央		
			高城1~5	高城	316	599	122	千代田町						141	255	21	八幡浜工業高校			
			白浜通1~3 喜多町 裁判所通 花園町	白浜	165	340	56											矢野町7 須崎1~2 旧役場前通 千代田町		
			東近江屋町1~3 西近江屋町浜通 西近江屋町1~3	近江屋町	106	212	33	第2分区						205	375	13	江戸岡小学校 神山小学校			
			松本町1~3 幸町1~3	幸町 松本町	184	363	58											徳雲坊		
			大平1~16	大平	505	968	131	市民スポーツセンター						219	450	48				
			緑ヶ丘 津羽井上 津羽井下	津羽井	131	340	28											産業通		
			新港 戎町 新町5 琴平町 港町 北浜一丁目 旧港 海望園 愛宕山団地	港	219	450	48													

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画									修 正 案									備考								
指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区	指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区							
4	10~15	東南東	大黒町1~5 南大黒町 北大黒町 朝潮橋	大黒町	302	619	75	市民スポーツセンター	松蔭	4	10~15	東南東	舌間1~4	舌間	143	281	20	旧舌田小学校 (震災時：八代中学校)	電子線量計設置による避難指示区域の細分化							
			合田1~4	合田	173	382	19																			
			東南東	海老崎 新栄町 船場通 下道1~2 天神通1 仲之町 新町1~4	新町	198	425					77	保内中学校	西町	西町	83	134	10								
		東南東		新川 昭神通 旭町1~3 天神通2	築港	216	423	53	本町			本町		196	378	22										
									赤網代			赤網代		118	220	20										
									内之浦			内之浦		75	136	7										
									雨井			雨井		120	229	20										
		琴平	琴平	76	145	13																				
		東南東	栗野浦1~4	栗野浦	164	328	58	松蔭小学校	6			15~20	東南東	若山夫婦岩 若山本村 若山岡の地 若山奥谷 若山高下 若山水の元 若山中組 若山西光団地	若山	357	781	39		旧双岩中学校						
		東南東	大谷口一丁目 ~二丁目	大谷口	211	378	69																			
		東南東	広瀬一丁目~ 三丁目	広瀬	379	763	133																			
		東南東	古町一丁目~ 二丁目	古町	278	592	73	八幡浜工業高校													釜倉	釜倉	46	94	4	
東南東	松蔭町 花小路 清水町 矢野町1~3 東新川	第1分区	586	1235	119	江戸岡小学校	7	10~15		南東	真網代大釜 真網代浦の谷下 真網代浦の谷上 真網代姫田 真網代中之谷 真網代東 真網代狭古 真網代小網代上 真網代小網代下								真網代		235	619	25	真穴小中学校		
東南東	江戸岡二丁目 山越1~2 新和田町1~3																								第2分区	346
東南東	松蔭町 花小路 清水町 矢野町1~3 東新川	第3分区	283	543	91	江戸岡																				
東南東	愛宕 矢野町4~6 大正町 浜田町1~3 片山町 本町1~2 大門 横町 浜之町 中央	第4分区	390	775	106																				八幡浜市民図書館	
東南東	矢野町7 須崎1~2 旧役場前通 千代田町	千代田町	135	269	44	松蔭																				
8	10~15	北東	磯崎	磯崎	220	353																			26	旧磯崎小学校

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画									修 正 案									備考	
指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区	指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	
4	10~15	東南東	徳雲坊	矢野町	121	264	35	八幡浜工業高校	神山	9	10~15	東	日土町榎木上	榎ノ木上	13	24	0	日土東地区公民館	電子線量計設置による避難指示区域の細分化
		東南東	産業通	第2分区	216	397	47	江戸岡小	日土町榎木下 日土町久保田				久保田	39	99	4			
		東南東	国木牛名	国木・牛名	119	313	35		神山小学校				日土町福岡	福岡	45	109	4		
		東南東	清滝 清滝下 五反田川筋下 五反田川筋中 五反田川筋上 五反田鯨 五反田千畳 元城団地 五反田元井 五反田新道 上大峠 下大峠 五反田湯島	五反田	954	2007	327						日土町尾之花	尾之花	18	34	1		
								日土町筵田					筵田	37	78	7			
								日土町野地					野地	28	61	3			
								日土町瀬田					瀬田	7	16	2			
								日土町続藪				続藪	25	54	0				
		東南東	日の浦団地 川舞1~4	川舞	262	576	77	八代中学校	日土町中当			中当	86	216	10				
		東南東	八代人加志	八代団地	395	899	95		八代			日土町川辻	川辻	16	22	2			
		東南東	八代一丁目 八代王子 八代迫田 八代野中 八代水の元	八代	170	396	36					日土町田之窪	田之窪	30	82	4			
		東南東	高野地1~3 古谷	高野地	58	154	22	旧長谷小学校	日土町小坂			小坂	17	40	4				
		東南東	南柏1~2 松柏1~7	松柏	610	1360	166	松柏中学校	日土町森山			森山	22	59	6				
		東南東	松尾1~2 稲ヶ市 木多町1~2 千丈駅前	松尾	336	769	93	千丈小学校	日土町榎野			榎野	13	28	0				
東南東	末広 田浪 新開町 郷中央 郷横畑 郷梨尾 上郷 末広西	郷	359	751	112	宮内小学校	枇杷谷 両家		枇杷谷 両家	88	230	12							
東南東	南裏	南裏	13	19	7		駄場		駄場	335	775	31							
15~20		東南東	南裏	南裏	13	19	7	川之内地区公民館	宮内里	宮内里	136	379	13						
		東南東	川之内上 川之内下	川之内	108	224	45		西之河内	西之河内	207	532	10						
		東南東	古藪	古藪	15	32	8		高野地1~3 古谷	高野地	60	147	6						
14	10~15	東南東	南裏	南裏	13	19	7	松柏中学校	川之内	13	15~20	東南東	南裏	南裏	12	17	4	川之内地区公民館	
													川之内上 川之内下	川之内	103	209	14		
													古藪	古藪	14	26	0		
14	10~15	東南東	南柏1~2 松柏1~7	松柏	579	1,258	57	松柏中学校	千丈小学校	14	10~15	東南東	南柏1~2 松柏1~7	松柏	579	1,258	57	松柏中学校	
													松尾1~2 稲ヶ市 木多町1~2 千丈駅前	松尾	327	722	37		
14	10~15	東南東	末広 田浪 新開町 郷中央 郷横畑 郷梨尾 上郷 末広西	郷	335	671	35	千丈小学校	千丈小学校	14	10~15	東南東	末広 田浪 新開町 郷中央 郷横畑 郷梨尾 上郷 末広西	郷	335	671	35	千丈小学校	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画								修 正 案								備考				
指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所	小学校区	指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所		
5	15~20	東南東	布喜川	布喜川	145	321	35	双岩中学校	神山	電子線量計設置による避難指示区域の細分化	15	10~15	東南東	日の浦団地 川舞1~4	川舞	255	554	22	神山小学校	
		東南東	横平	横平	34	84	9													
		東南東	谷	谷	23	58	9													
		東南東	釜倉	釜倉	47	103	18													
		東南東	若山夫婦岩 若山本村 若山岡の地 若山奥谷 若山高下 若山水の元 若山中組 若山西光団地	若山	370	864	107													
		東南東	中津川牛地 中津川日の地 中津川矢野畑	中津川	88	203	56													
6	10~15	東南東	大島音泊 大島江の浦 大島本浦 大島雄ヶ浦	大島	155	267	75	市民スポーツセンター	白浜		15~20	16	10~15	南東	川上町上泊	上泊	70	187	2	川上小学校
		東南東	舌間1~4	舌間	144	302	58	旧舌田小学校	舌田											
		東南東	合田1~4	合田	178	404	68	川上小学校	川上		15~20	17	15~20	東南東	横平	横平	29	74	3	旧双岩中学校
		東南東	川上町上泊	上泊	74	215	19								谷	谷	22	54	1	
		南東	川上町川名津組 川上町川名津中組 川上町川名津上組 川上町川名津新田	川名津	272	674	90	真穴小中学校	真穴		10~15	18	10~15	東南東	大島音泊 大島江の浦 大島本浦 大島雄ヶ浦	大島	141	237	28	市民スポーツセンター
		南東	川上町白石	白石	51	130	24								川上町川名津組 川上町川名津中組 川上町川名津上組 川上町川名津新田	川名津	270	626	32	
		南東	真網代大釜 真網代浦の谷下 真網代浦の谷上 真網代姫田 真網代中之谷 真網代東 真網代狭古 真網代小網代上 真網代小網代下	真網代	243	656	83				合計	16,186	34,194	1,804						
		南東	穴井北浦 穴井須賀川 穴井中浦 穴井上浦 穴井本浦 穴井南浦	穴井	251	591	123													
合計					16,727	36,585	4,955													

(世帯数、人口：平成27年3月1日現在)
(避難行動要支援者：平成26年9月1日現在)

(世帯数、人口：平成30年3月31日現在)
(避難行動要支援者数：平成30年3月31日現在)

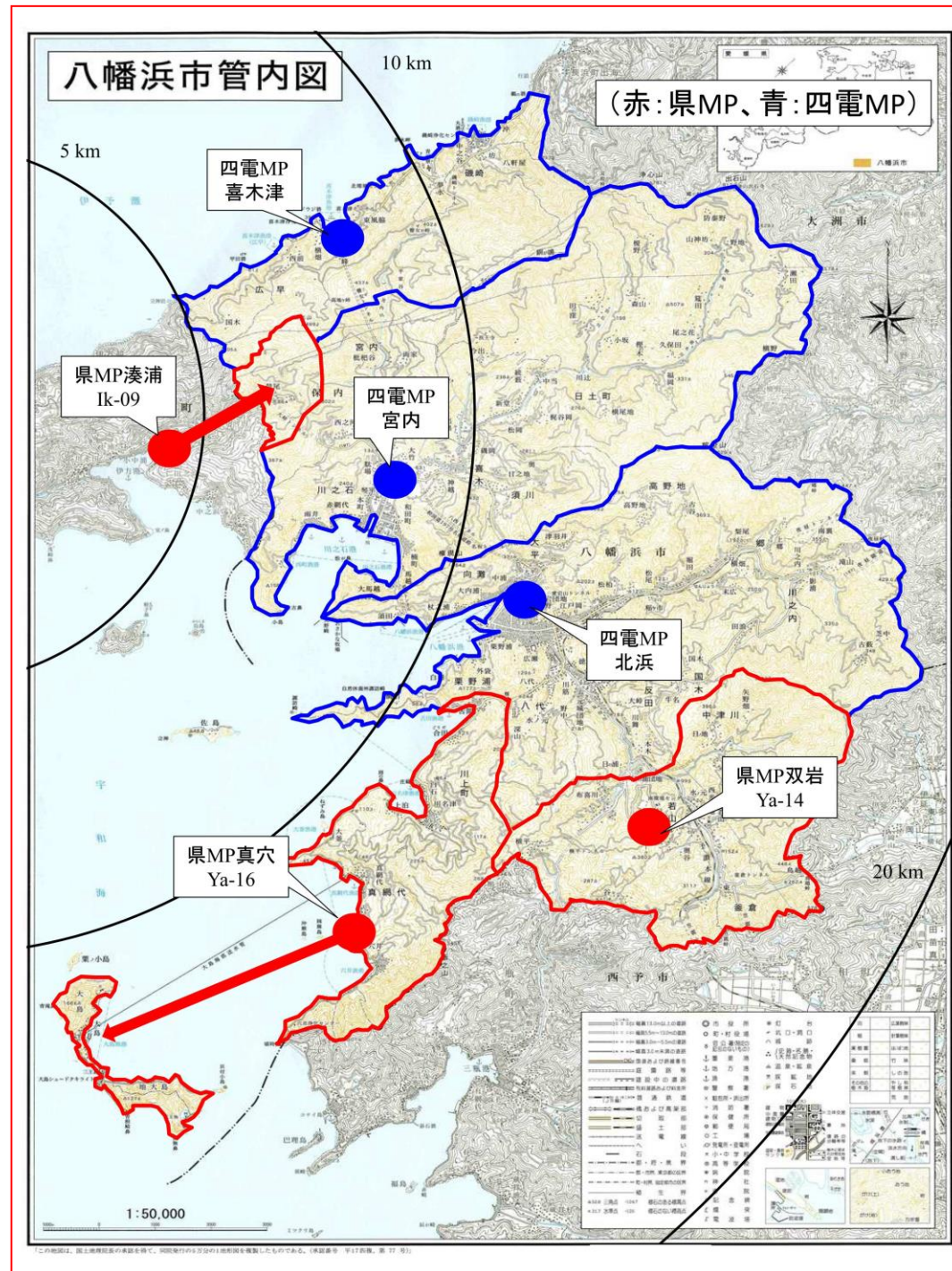


図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け (MP=モニタリングポスト)

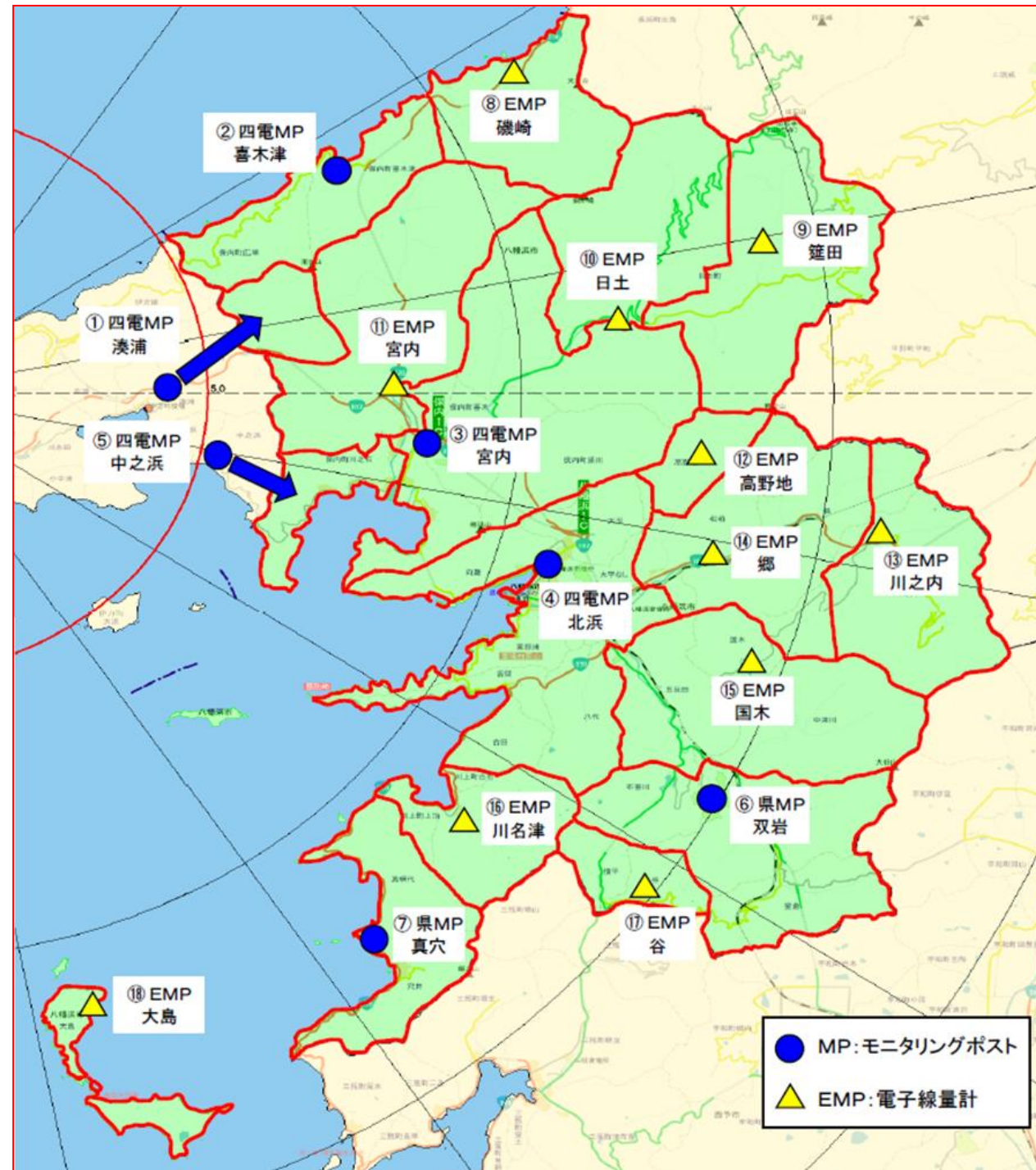


図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け

電子線量計設置による避難指示区域の細分化

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画			修 正 案				備考
指示区域	放射線測定地点等	防護区域	指示区域	放射線測定地点 (設置場所)	防護区域 (自主防災会単位)	代替局	電子線量計設置による避難指示区域の細分化 設置場所・代替局を明示
1	県 MP 湊浦 Ik-09	宮内 (鼓尾)	1	四電 MP 湊浦 (四電伊方アパート)	鼓尾	県 MP 湊浦	
2	四電 MP 喜木津	磯津	2	四電 MP 喜木津 (喜木津小学校跡)	広早、喜木津	県 MP 伊方越	
3	四電 MP 宮内	川之石、喜須来、日土、日土東、宮内 (鼓尾以外)	3	四電 MP 宮内 (八幡浜市文化会館)	清水町、和田町、楠町、須川奥、日之地、須川里、磯岡、喜木町、城高、神越、下河原、出の奥、今出、防川、松岡、新堂、大竹、舟来谷、梶谷岡、横尾地	電子線量計宮内	
4	四電 MP 北浜	白浜、松蔭、江戸岡、神山、千丈、川之内	4	四電 MP 北浜 (八幡浜市庁舎)	八代、八代団地、舌間、栗野浦、大黒町、新町、築港、千代田町、大谷口、広瀬、古町、第1分区、第2分区、第3分区、第4分区、矢野町、大平、幸町松本町、港、高城、中浦、大内浦、杖ノ浦、勘定、白浜、近江屋町、津羽井、合田	四電 MP 宮内	
5	県 MP 双岩 Ya-14	双岩	5	四電 MP 中之浜 (水ヶ浦小学校付近)	雨井、西町、琴平、内之浦、赤網代、本町	県 MP 湊浦	
6	県 MP 真穴 Ya-16	舌田、川上、真穴、大島	6	県 MP 双岩 (市民スポーツパーク)	布喜川、若山、釜倉	電子線量計谷	
			7	県 MP 真穴 (真穴小中学校)	真網代、穴井	電子線量計川名津	
			8	電子線量計磯崎 (磯津保育園跡)	磯崎	四電 MP 喜木津	
			9	電子線量計筵田 (筵田集会所)	尾之花、筵田、野地、瀬田、榎木上、久保田、福岡	電子線量計日土	
			10	電子線量計日土 (日土保育所)	田之窪、小坂、森山、川辻、中当、続藪、榎野	四電 MP 宮内	
			11	電子線量計宮内 (宮内小学校)	枇杷谷両家、駄場、西之河内、宮内里	四電 MP 宮内	
			12	電子線量計高野地 (長谷小学校跡)	高野地	電子線量計郷	
			13	電子線量計川之内 (川之内小学校跡)	南裏、川之内、古藪	電子線量計郷	
			14	電子線量計郷 (千丈小学校)	郷、松尾、松柏	四電 MP 北浜	
			15	電子線量計国木 (牛名集会所付近)	川舞、国木・牛名、中津川、五反田	電子線量計郷	
			16	電子線量計川名津 (川上小学校)	白石、上泊、川名津	県 MP 真穴	
			17	電子線量計谷 (谷条例水道)	横平、谷	県 MP 双岩	
			18	電子線量計大島 (大島産業振興センター)	大島	県 MP 真穴	

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>4-2 伝達内容等</p> <p>(1) 広報の時機</p> <p>市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等） ○ 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合 ○ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合 ○ 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合 ○ 放射性物質が放出された場合 ○ 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合 ○ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等） <p>(2) 広報の内容</p> <p>市は、次の事項等について広報を実施するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故や災害の状況に関すること ○ 市及び関係機関の対応状況に関すること ○ 住民避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること （対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等） ○ 気象情報（風向、風速） ○ 放射性物質の放出に関すること ○ その他（注意事項等） <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>警戒広報から屋内退避、避難までの防災行政無線（<u>同報系</u>）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。</p>	<p>4-2 伝達内容等</p> <p>(1) 広報の時機</p> <p>市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等） ○ 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合 ○ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合 ○ 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合 ○ 放射性物質が放出された場合 ○ 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合 ○ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等） <p>(2) 広報の内容</p> <p>市は、次の事項等について広報を実施するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故や災害の状況に関すること ○ 市及び関係機関の対応状況に関すること ○ 住民避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること （対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等） ○ 気象情報（風向、風速） ○ 放射性物質の放出に関すること ○ その他（注意事項等） <p><u>(3) 広報にあたっての留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>迅速かつ的確に広報、指示伝達すること</u> ○ <u>事実を正確、簡潔、明瞭に伝えること</u> ○ <u>あいまいな情報を広報しないこと</u> ○ <u>特定の地域を対象とする内容でも、必要により全域を対象として広報すること</u> ○ <u>重要事項については、複数回広報すること</u> ○ <u>状況に変化がない場合も、不安解消のため一定時間ごとに広報すること</u> <p>警戒広報から屋内退避、避難までの防災行政無線_____による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。</p>	<p>追加</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>① 第1段階 Aレベル「警戒事態」（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>こちらは、防災八幡浜市<u>役所</u>です。</p> <p>本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、伊方発電所で、「（発電所からの報告に基づき作成）」とする事故が発生しました。</p> <p><u>市は、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集にあたっています。</u></p> <p>《現在、放射性物質が外部に漏れたという情報は<u>なく、放射線の数値も平常の範囲内です。</u>》</p> <p><u>《放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。》</u></p> <p><u>市民の皆さんが、特別な行動をとる必要はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。</u></p> <p>なお、八幡浜市に滞在している観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。</p> <p><u>今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。</u></p> <p>（3回繰り返し）</p> <p><u>防災八幡浜市役所からのお知らせでした。</u></p> <p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	<p>① 第1段階 Aレベル「警戒事態」（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>こちらは、防災八幡浜市<u> </u>です。</p> <p>本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、伊方発電所で、「（発電所からの報告に基づき作成）」とする事故が発生しました。</p> <p>《現在、放射性物質が外部に漏れたという情報は<u>ありません。</u>》</p> <hr/> <p>今後の状況によっては避難<u>や</u>屋内退避の指示をすることがありますので、無用な外出は控え、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。</p> <p><u>また、避難に備え、貴重品・非常用持出袋の準備をしてください。</u></p> <p>なお、八幡浜市に滞在している観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。</p> <p>（3回繰り返し）</p> <hr/> <p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	<p>表記の適正化</p> <p>警戒事態としては不 相当であるため削除</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>② 第2段階 Bレベル「施設敷地緊急事態」（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>こちらは防災八幡浜市役所です。 本日発生した、伊方発電所の事故の状況についてお知らせします。 「（発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成）」</p> <p>《・・・が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。》</p> <p>《発電所では外部からの電源供給が途絶えたほか、非常用発電機も使用できないなどの問題が発生したため、復旧作業に全力であっておりますが、現時点では復旧の目途は立っておりません。》</p> <p><u>現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、市民の皆さんは、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意するとともに、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。</u></p> <p>また、屋内退避用の施設として、市内の<u>一時集結所</u>を開放しますので、利用される方は、<u>避難の準備</u>をして集合してください。</p> <p>なお、<u>保育所、幼稚園、小、中、高等学校</u>の児童、生徒は帰宅しますので、保護者の方は、お迎え、<u>または自宅での受入れ</u>をお願いします。</p> <p>事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。また、お仕事や観光で八幡浜市に滞在している皆さんは、直ちに市外への退避をお願いします。</p> <p><u>今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。</u></p> <p>（3回繰り返し）</p> <p><u>防災八幡浜市役所からのお知らせでした。</u></p>	<p>② 第2段階 Bレベル「施設敷地緊急事態」（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>こちらは防災八幡浜市____です。 本日発生した、伊方発電所の事故の状況についてお知らせします。 「（発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成）」</p> <p>《・・・が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。》</p> <p>《発電所では外部からの電源供給が途絶えたほか、非常用発電機も使用できないなどの問題が発生したため、復旧作業に全力であっておりますが、現時点では復旧の目途は立っておりません。》</p> <p>今後の状況によっては避難<u>や</u>屋内退避の指示をすることがありますので、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意するとともに、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。</p> <p>また、屋内退避用の施設として、市内の<u>公共施設</u>を開放しますので、利用される方は、<u>貴重品・非常用持出袋を持参</u>して集合してください。</p> <p>なお、児童、生徒は帰宅しますので、保護者の方は、お迎えをお願いします。</p> <p>事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。また、お仕事や観光で八幡浜市に滞在している皆さんは、直ちに市外への退避をお願いします。</p> <p>（3回繰り返し）</p>	<p>表記の適正化</p>
<p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	<p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>③ 第3段階 Cレベル「全面緊急事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>(防災行政無線はサイレン吹鳴)</p> <p>こちらは防災八幡浜市役所です。</p> <p>伊方発電所では、</p> <p>《「〇〇の影響により1号機から3号機全てが自動停止し、外部電源や非常用発電機のトラブルが発生しておりますが、更に3号機に関し、原子炉の冷却機能が失われ、」など》</p> <p>〇〇の状況であることから「原子力緊急事態宣言」が発出されました。</p> <p><u>現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、市民の皆さんは、直ちに、自宅または、最寄りの一時集結所の屋内に退避してください。</u></p> <p><u>自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて、外気を遮断してください。また、外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。</u></p> <p>あわてずに、避難の準備を始めてください。</p> <p>市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退避してください。</p> <p><u>今後、市民の皆さんには、事故の状況や注意事項などについて適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意して下さい。</u></p> <p>(3回繰り返し)</p> <p><u>防災八幡浜市役所からのお知らせでした。</u></p>	<p>③ 第3段階 Cレベル「全面緊急事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>(防災行政無線はサイレン吹鳴)</p> <p>こちらは防災八幡浜市____です。</p> <p>伊方発電所では、</p> <p>《「〇〇の影響により3号機_____が自動停止し、外部電源や非常用発電機のトラブルが発生しておりますが、更に_____、原子炉の冷却機能が失われ、」など》</p> <p>〇〇の状況であることから「原子力緊急事態宣言」が発出されました。</p> <p>直ちに、自宅または、最寄りの公共施設の屋内に退避してください。 <u>公共施設に退避される方は、避難に備えるため、貴重品・非常用持出袋を持参してください。</u></p> <p>窓やドアを閉めて、換気扇を止めて、外気を遮断してください。また、外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。</p> <p>あわてずに、避難の準備を始めてください。</p> <p>市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退避してください。</p> <p>引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意して下さい。</p> <p>(3回繰り返し)</p>	<p>表記の適正化</p> <p>運転中は3号機のみ</p>
<p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	<p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>④ 第4段階 Cレベル「全面緊急事態」以降の「運用上の介入レベル（OIL）事象」において（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>（防災行政無線はサイレン吹鳴）</p> <p>こちらは防災八幡浜市役所です。</p> <p>ただ今、伊方発電所〇号機で、事故が発生しています。</p> <p><u>現在、市内全域で屋内退避を行っていますが、一部（全部）の地域において、広域避難（一時移転）が必要な状況となった（空間放射線量率の数値が避難（一時移転）の必要な基準に達した）ため、30km圏外への避難指示（一時移転指示）を発令します。</u></p> <p>〇〇地区、△△地区、□□地区の皆さんは、非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、<u>避難を開始</u>してください。</p> <p>〇〇地区は、〇〇小学校 △△地区は、△△中学校 □□地区は、□□高校 に、直ちに集合してください。</p> <p>なお、〇〇地区、△△地区、□□地区以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。</p> <p><u>市民の皆さんには、今後も、この事故の状況や注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意して下さい。</u></p> <p>（3回繰り返し）</p> <p><u>防災八幡浜市役所からのお知らせでした。</u></p>	<p>④ 第4段階 Cレベル「全面緊急事態」以降の「運用上の介入レベル（OIL）事象」において（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）</p> <p>【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等</p> <p>（防災行政無線はサイレン吹鳴）</p> <p>こちらは防災八幡浜市____です。</p> <p>ただ今、伊方発電所〇号機で、事故が発生しています。</p> <p><u>〇〇地区、△△地区、□□地区で空間放射線量率が〇〇μSv/hとなり、避難（一時移転）が必要な基準に達したため、松山市への避難指示（一時移転指示）を発令します。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤を配布しますので、〇〇地区、△△地区、□□地区の40歳未満の方、妊婦、授乳婦、その他希望者の方がいる世帯は、貴重品・非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、次の一時集結所に集合</u>してください。</p> <p>〇〇地区は、〇〇小学校 △△地区は、△△中学校 □□地区は、□□高校 に、直ちに集合してください。</p> <p><u>安定ヨウ素剤の配布対象でない方は、貴重品・非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、松山市の愛媛県総合運動公園に向かってください。</u></p> <p><u>自力で避難できない方はバスを配車しますので、一時集結所に集合してください。</u></p> <p><u>避難される方は、避難経路上に設置された「避難退域時検査場所」で、必ず汚染の確認検査を受けてください。</u></p> <p>なお、〇〇地区、△△地区、□□地区以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。</p> <p>引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に<u>十分</u>注意して下さい。</p> <p>（3回繰り返し）</p>	<p>表記の適正化</p> <p>放射線量の具体化</p> <p>R 元.7 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての改正</p> <p>避難退域時検査を受けることを明記</p> <p>《》部分がないため削除</p>
<p>※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。</p>		

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>4-3 住民等からの問い合わせに対する<u>対応</u></p> <p>市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた____窓口の設置、人員配置等の体制の整備に努める。_____</p> <p>また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理及び発信を行う。</p>	<p>4-3 住民等からの問い合わせに対する<u>相談窓口の設置</u></p> <p>市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた<u>相談窓口</u>の設置、人員配置等の体制の整備に努める。<u>相談窓口を設置した場合は、防災行政無線等複数の伝達手段により住民に周知する。</u></p> <p><u>主な相談事項としては、以下のようなものが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>事故の発生日時及び概要</u> ②<u>事故の状況と今後の予測</u> ③<u>発電所における対応状況</u> ④<u>行政機関の対応状況</u> ⑤<u>住民等がとるべき行動</u> ⑥<u>避難対象区域及び屋内退避区域</u> ⑦<u>被災企業等への援助・助成措置</u> ⑧<u>被災者からの損害賠償請求（四国電力）</u> <p>また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理及び発信を行う。</p>	<p>住民相談窓口での相談事項を例示</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>5 住民の避難体制</p> <p>5-1 一時集結所等</p> <p>広域避難の際に起点となる一時集結所は、住所地（行政区）を管轄する自主防災会を基本に、ベースモデルとなる推奨避難ルート（図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート、図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部））、施設までの距離や小学校区等を勘案し設定することとする。当面は、原則として（表 5-1）一時集結所一覧表のとおりとするが、あらかじめ指定している一時集結所以外の近隣の一時集結所においても、本来の一時集結所と同様の対応ができるものとし、その際は、推奨避難ルート等から大きく外れないよう注意するものとする。</p> <hr/> <p>行政区別の一時集結所は、本編 3-1（表 3-1）避難指示区域別行政区等一覧表に記載しており、施設別の詳細情報については、資料編 <u>8-1</u> コンクリート屋内退避候補公共施設のとおりである。</p> <p>避難に至る流れの中で、市内 30 箇所の一時集結所の果たすべき役割は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 屋内退避指示発令時</p> <p>住民は、家屋の構造や複合災害時の被災状況等により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合は、一時集結所又はコンクリート公共施設において屋内退避を実施する。</p> <p>(2) 避難指示発令時</p> <p><u>自家用車で広域避難を実施する住民は、原則として</u> <u>自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所を経由して、広域避難を実施する。</u></p> <p>また、市・県が手配するバス等により広域避難を実施する住民は、自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所に集合し、広域避難を実施するものとする。</p> <hr/> <p><u>ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、安定ヨウ素剤の取扱いに関して、国から指示があった場合は、原則、一時集結所において、安定ヨウ素剤の配布・服用を実施するものとする。</u></p>	<p>5 住民の避難体制</p> <p>5-1 一時集結所等</p> <p>広域避難の際に起点となる一時集結所は、住所地（行政区）を管轄する自主防災会を基本に、ベースモデルとなる推奨避難ルート（図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート、図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部））、施設までの距離や小学校区等を勘案し設定することとする。当面は、原則として（表 5-1）一時集結所一覧表のとおりとするが、あらかじめ指定している一時集結所以外の近隣の一時集結所においても、本来の一時集結所と同様の対応ができるものとし、その際は、推奨避難ルート等から大きく外れないよう注意するものとする。</p> <p><u>また、複合災害等を想定し、二次的な一時集結所を設けるとともに、指定する一時集結所が使用できない場合は、別途一時集結所を指定するものとする。</u></p> <p>行政区別の一時集結所は、本編 3-1（表 3-1）避難指示区域別行政区等一覧表に記載しており、施設別の詳細情報については、資料編 <u>8-2</u> コンクリート屋内退避候補公共施設のとおりである。</p> <p>避難に至る流れの中で、市内 30 箇所の一時集結所の果たすべき役割は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 屋内退避指示発令時</p> <p>住民は、家屋の構造や複合災害時の被災状況等により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合は、一時集結所又はコンクリート公共施設において屋内退避を実施する。</p> <p>(2) 避難指示発令時</p> <p><u>国から安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、原則として一時集結所で配布するため、40 歳未満の住民、妊婦、授乳婦及び配布を希望する住民は、自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所を経由して、広域避難を実施する。</u></p> <p><u>ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行うものとする。</u></p> <p>また、市・県が手配するバス等により広域避難を実施する住民は、自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所に集合し、広域避難を実施するものとする。</p> <p><u>安定ヨウ素剤の配布対象者がいない又は配布の希望者がいない世帯で、自力で避難可能な場合は、自宅又はコンクリート公共施設から直接広域避難を実施する。</u></p> <hr/>	<p>代替の一時集結所について追記</p> <p>資料番号修正</p> <p>R 元.7 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての改正</p>

避難シミュレーションに基づいた混雑を避ける推奨避難ルート（八幡浜市）

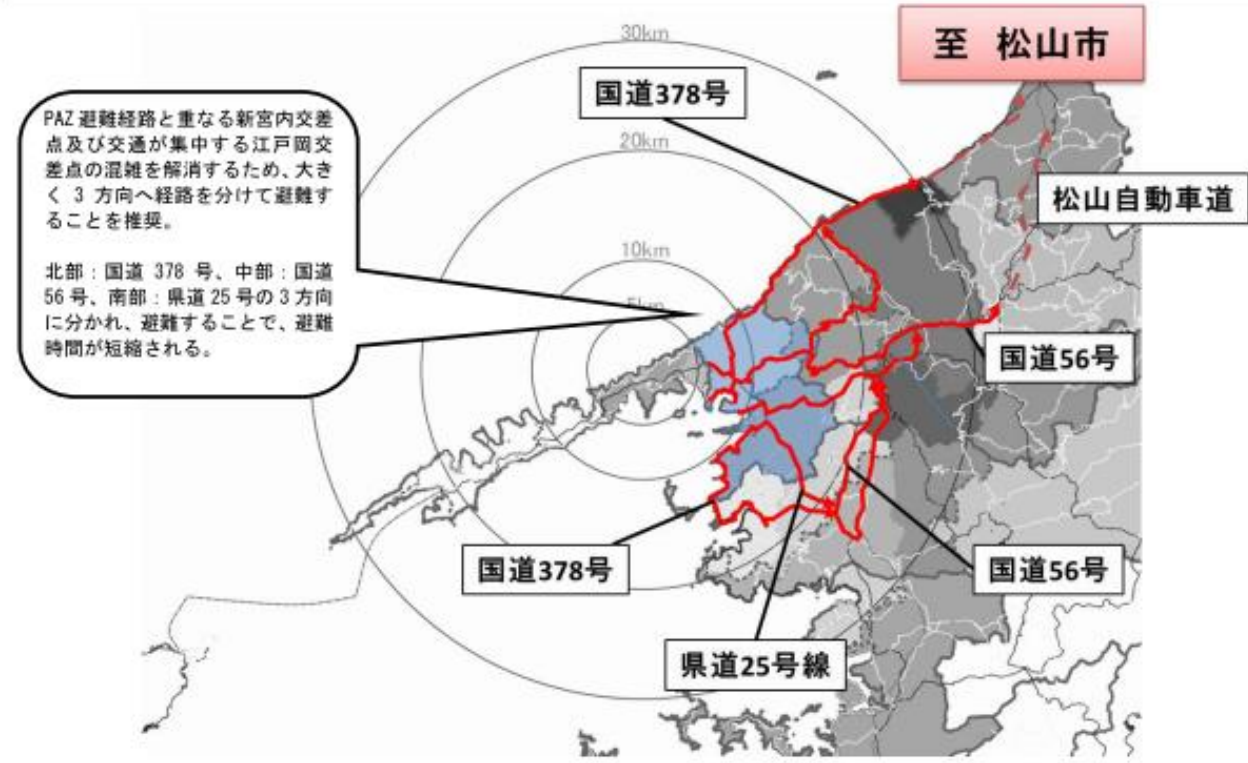


図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート

避難シミュレーションに基づいた混雑を避ける推奨避難ルート（八幡浜市）

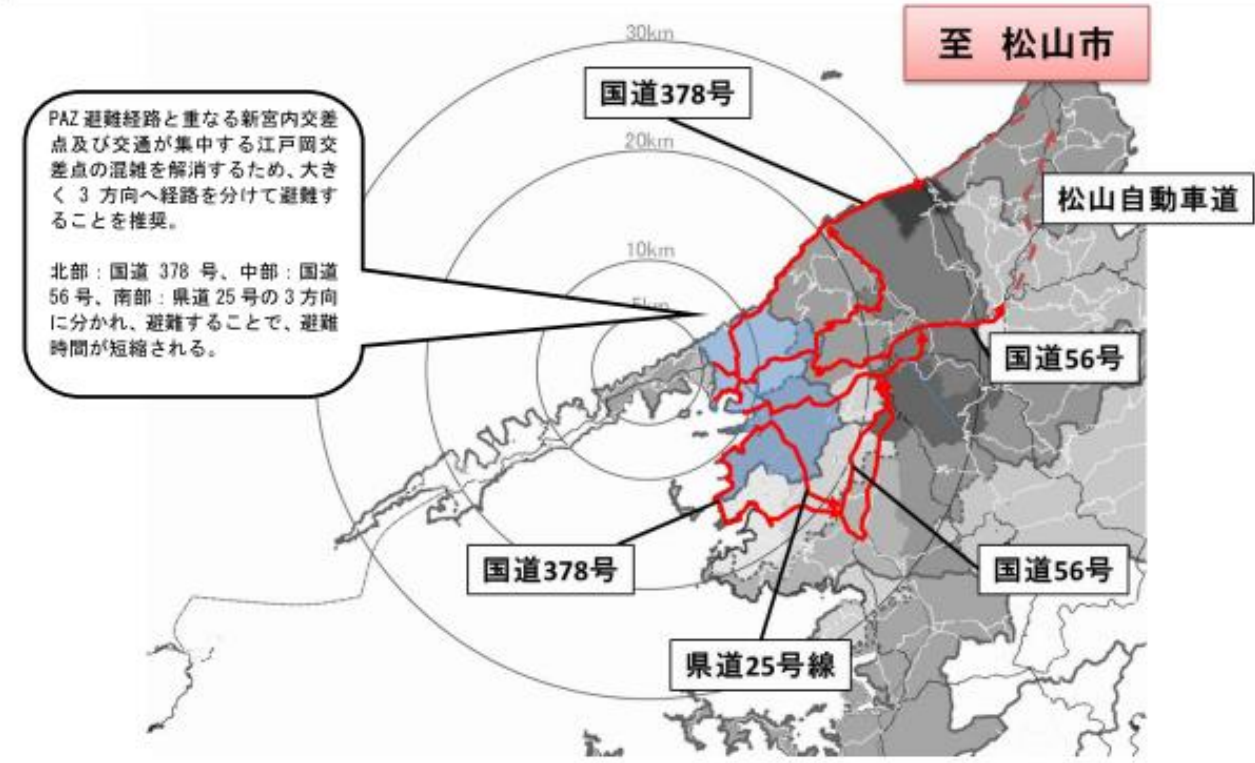
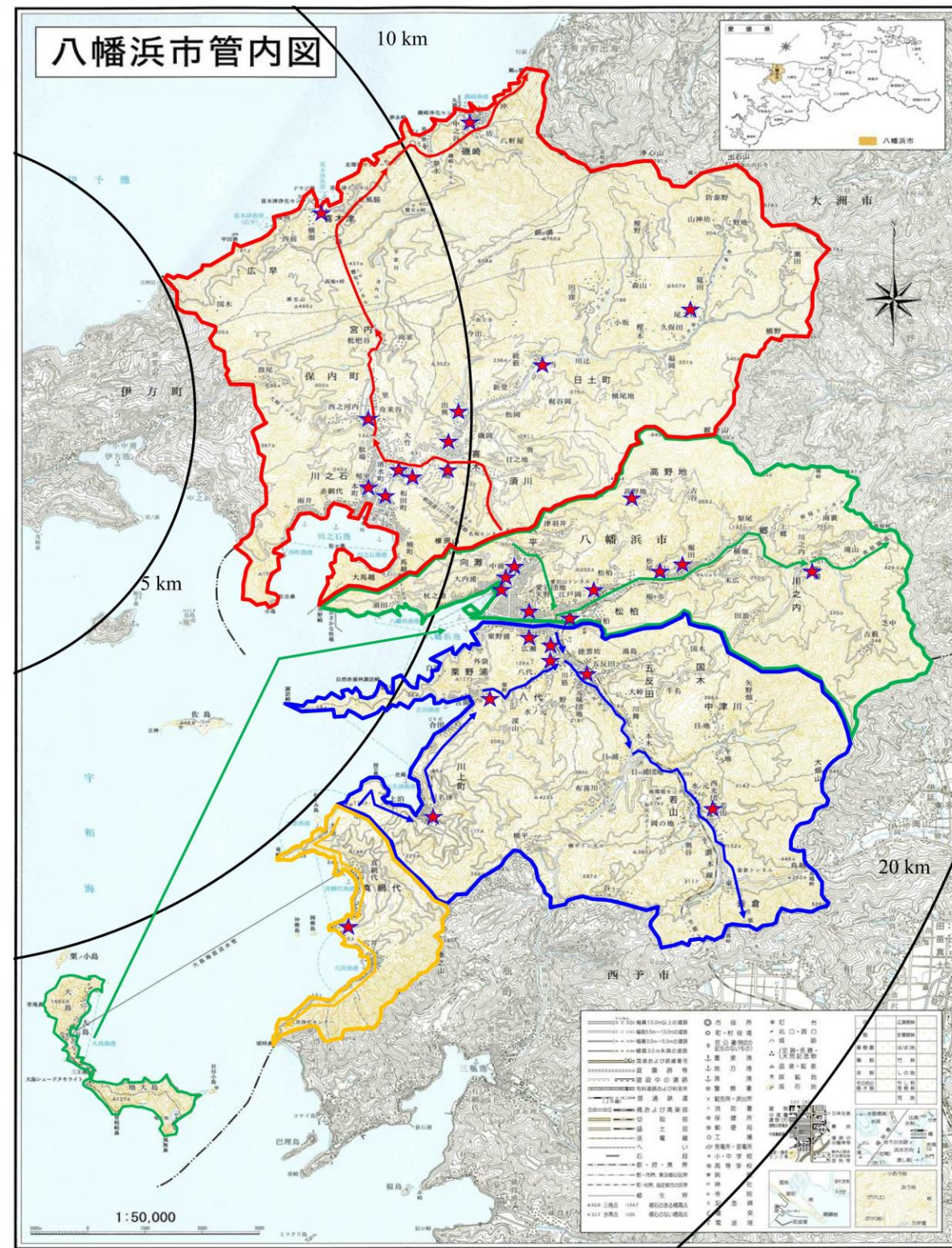
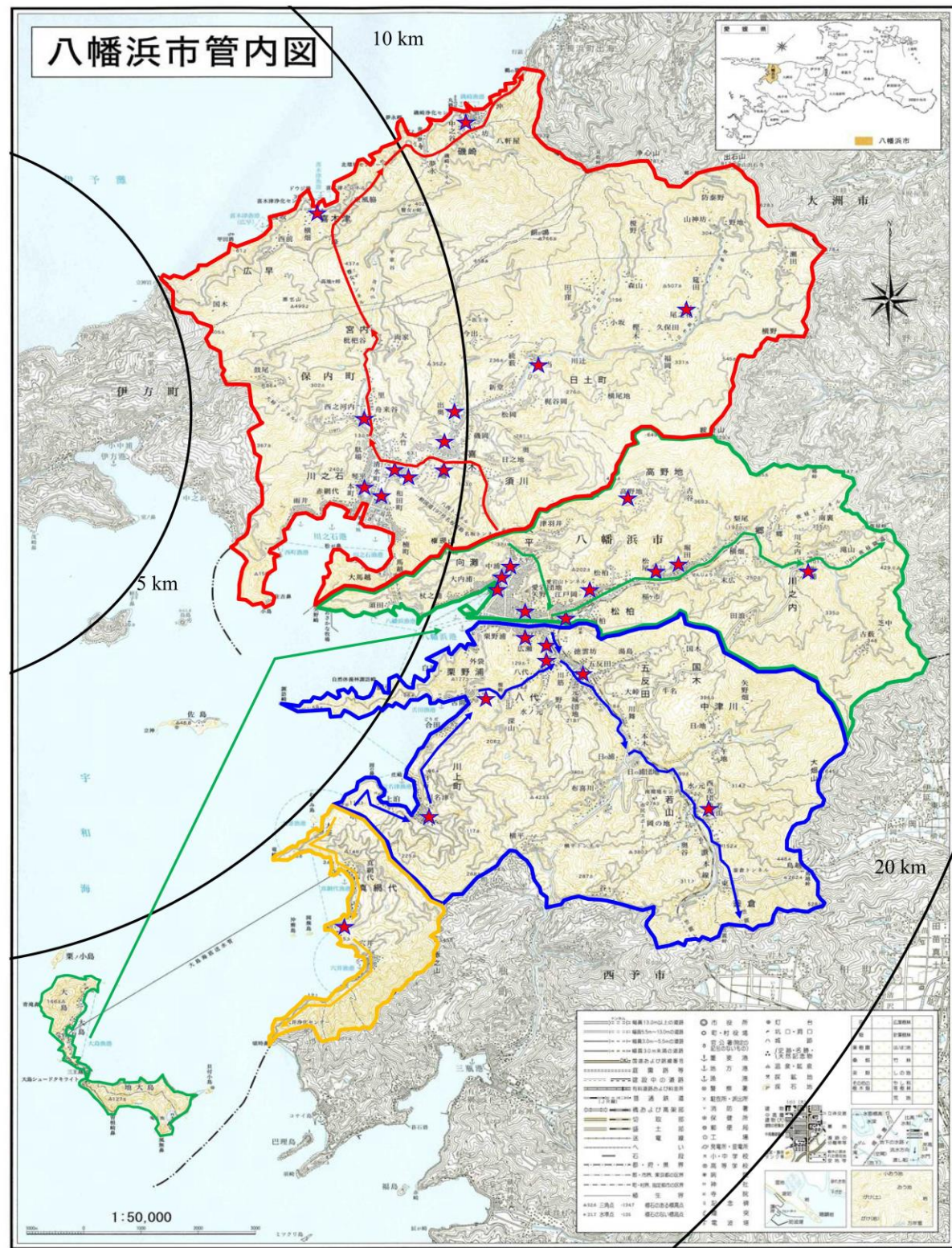


図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート



※避難ルート別に色分け。「★」印は一時避難所を示す。

※具体的地区名（自主防災単位）は、表 5-1 一時集結所一覧表に記載。

図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部）

※避難ルート別に色分け。「★」印は一時避難所を示す。

※具体的地区名（自主防災単位）は、表 5-1 一時集結所一覧表に記載。

図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部）

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

表 5-1 一時集結所一覧表

番号	名 称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域
		地区	自治			
1	白浜地区公民館	白浜	勘定 杖の浦 大内浦	—	愛宕中学校	4
2	白浜小学校	白浜	※上記以 外の自主 防災会	—	愛宕中学校	4
3	市民スポーツセンター	大島	大島	●大島産業振興センター ●大島開発総合センター	愛宕中学校	<u>6</u>
		松蔭	大黒町 新町 築港	●松蔭地区公民館	愛宕中学校	4
4	松蔭小学校	松蔭	※上記・ 古町、千 代田町以 外の自主 防災会	●栗野浦共同作業所 ●栗野浦(鯛引)集会所 ●中央公民館 ●ふれあいセンター ●大谷口自治公民館	八幡浜高校	4
5	八幡浜工業高校	松蔭	古町	—	神山小学校	4
		神山	矢野町	—	神山小学校	4
6	八代中学校	神山	八代 八代団地	—	神山小学校	4
7	神山小学校	神山	※上記以 外の自主 防災会	●神山地区公民館 ●川舞自治公民館	—	<u>4</u>
		江戸岡	第2分区	●保健福祉総合センター	—	4
8	江戸岡小学校	江戸岡	第1分区	●江戸岡地区公民館 ●神宮通り福祉会館	八幡浜高校	4
9	八幡浜市民図書館	江戸岡	第4分区	●武道館・愛宕保育所 ●八幡浜市民会館 ●愛宕中学校	愛宕中学校	4
		松蔭	千代田町	—	愛宕中学校	<u>4</u>
10	八幡浜高校	江戸岡	第3分区	●保健福祉総合センター	—	4
11	松柏中学校	千丈	松柏	●千丈地区公民館	—	<u>4</u>
12	千丈小学校	千丈	郷 松尾	—	—	<u>4</u>
13	旧長谷小学校	千丈	高野地	—	—	<u>4</u>
14	川之内地区公民館	川之内	地区全域	—	—	<u>4</u>
15	旧舌田小学校	舌田	地区全域	●舌田地区公民館 (合田自治公民館)	神山小学校	<u>6</u>

表 5-1 一時集結所一覧表

番号	名 称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域
		地区	自治			
1	白浜地区公民館	白浜	勘定 杖の浦 大内浦	—	愛宕中学校	4
2	白浜小学校	白浜	※上記以 外の自主 防災会	—	愛宕中学校	4
3	市民スポーツセンター	大島	大島	●大島産業振興センター ●大島開発総合センター	愛宕中学校	<u>18</u>
		松蔭	大黒町 新町 築港	●松蔭地区公民館	愛宕中学校	4
4	松蔭小学校	松蔭	※上記・ 古町、千 代田町以 外の自主 防災会	●栗野浦共同作業所 ●栗野浦(鯛引)集会所 ●中央公民館 ●ふれあいセンター ●大谷口自治公民館	八幡浜高校	4
5	八幡浜工業高校	松蔭	古町	—	神山小学校	4
		神山	矢野町	—	神山小学校	4
6	八代中学校	神山	八代 八代団地	—	神山小学校	4
7	神山小学校	神山	※上記以 外の自主 防災会	●神山地区公民館 ●川舞自治公民館	—	<u>15</u>
		江戸岡	第2分区	●保健福祉総合センター	—	4
8	江戸岡小学校	江戸岡	第1分区	●江戸岡地区公民館 ●神宮通り福祉会館	八幡浜高校	4
9	八幡浜市民図書館	江戸岡	第4分区	●武道館・愛宕保育所 ●愛宕中学校 ●(仮称)文化活動センター	愛宕中学校	4
		松蔭	千代田町	—	愛宕中学校	<u>4</u>
10	八幡浜高校	江戸岡	第3分区	●保健福祉総合センター	—	4
11	松柏中学校	千丈	松柏	●千丈地区公民館	—	<u>14</u>
12	千丈小学校	千丈	郷 松尾	—	—	<u>14</u>
13	旧長谷小学校	千丈	高野地	—	—	<u>12</u>
14	川之内地区公民館	川之内	地区全域	—	—	<u>13</u>
15	旧舌田小学校	舌田	地区全域	●舌田地区公民館 (合田自治公民館)	神山小学校	<u>4</u>

電子線量計設置による避難指示区域の変更及び施設の廃止

記載漏れ

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画						修 正 案						備 考		
番号	名 称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域	番号	名 称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域	電子線量計設置による避難指示区域の変更及び施設の廃止
		地区	自治						地区	自治				
16	川上小学校	川上	地区全域	●川上地区公民館 ●白石自治公民館 ●上泊自治公民館	真穴小中学校	6	16	川上小学校	川上	地区全域	●川上地区公民館 ●白石自治公民館 ●上泊自治公民館	真穴小中学校	16	
17	真穴小中学校	真穴	地区全域	●真穴地区公民館	—	6	17	真穴小中学校	真穴	地区全域	●真穴地区公民館	—	7	
18	双岩中学校	双岩	地区全域	●双岩小学校 ●双岩地区公民館	—	5	18	旧双岩中学校	双岩	地区全域	●双岩小学校 ●双岩地区公民館	—	6、15、17	
19	青石中学校	日土	防川以西の自主防災会	●出之奥集会所	—	3	19	旧青石中学校	日土	防川以西の自主防災会	●出之奥集会所	—	3	
20	日土小学校	日土	上記以外の自主防災会	●統籌集会所 ●中当集会所 ●川辻集会所 (元 JA 西宇和川辻事業所) ●日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	—	3	20	日土小学校	日土	上記以外の自主防災会	●統籌集会所 ●中当集会所 ●日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	—	10	
21	日土東地区公民館	日土東	地区全域	—	—	3	21	日土東地区公民館	日土東	地区全域	—	—	9	
22	保内中央体育館	喜須来	神越	●神越自治公民館	喜須来小学校	3	22	保内中央体育館	喜須来	神越	●神越自治公民館	喜須来小学校	3	
23	喜須来小学校	喜須来	城高喜木町磯岡	●城高自治公民館 ●磯岡自治公民館	—	3	23	喜須来小学校	喜須来	城高喜木町磯岡	●城高自治公民館 ●磯岡自治公民館	—	3	
24	多目的集会所 (喜須来地区公民館)	喜須来	※上記以外の自主防災会	●須川里・日之地自治公民館	—	3	24	喜須来地区公民館	喜須来	※上記以外の自主防災会	●須川里・日之地自治公民館	—	3	
25	川之石高校	川之石	楠町和田町	●楠町自治公民館	喜須来小学校	3	25	川之石高校	川之石	楠町和田町	●楠町自治公民館	喜須来小学校	3	
26	保内中学校	川之石	※上記以外の自主防災会	●西町自治公民館 ●川之石小学校	喜須来小学校	3	26	保内中学校	川之石	※上記以外の自主防災会	●西町自治公民館 ●川之石小学校	喜須来小学校	5	
27	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)	宮内	清水町大竹舟来谷	●清水町自治公民館 ●舟来谷自治公民館 ●大竹自治公民館 ●中央公民館保内分館	青石中学校	3	27	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)	宮内	清水町大竹舟来谷	●清水町自治公民館 ●舟来谷自治公民館 ●大竹自治公民館	旧青石中学校	3	
28	宮内小学校	宮内	※上記以外の自主防災会	●両家・枇杷谷自治公民館 ●駄場自治公民館 ●西之河内下自治公民館 ●鼓尾自治公民館	青石中学校	1、3	28	宮内小学校	宮内	※上記以外の自主防災会	●宮内地区公民館 ●両家・枇杷谷自治公民館 ●駄場自治公民館 ●西之河内下自治公民館 ●鼓尾自治公民館	旧青石中学校	1、3、11	
29	喜木津体育館	磯津	喜木津広早	—	—	2	29	喜木津体育館	磯津	喜木津広早	—	—	2	
30	旧磯崎小学校	磯津	※上記以外の自主防災会	●磯津地区公民館	—	2	30	旧磯崎小学校	磯津	※上記以外の自主防災会	●磯津地区公民館	—	8	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>(4) 避難対象地域の避難完了の確認方法</p> <p>市職員と消防団員により、避難が確認できていない世帯を中心に可能な限り戸別訪問を実施し、避難状況の最終確認を行うものとする。</p> <p>(5) 避難完了の報告</p> <p>市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部へ「避難完了」を報告する。</p> <p>5-3 広域避難所及び避難経路所</p> <p>広域避難は原則として「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経路所を「愛媛県総合運動公園」とする。避難経路所において、広域避難所（松山市内の避難施設）の割振りを行い、調整が付き次第、避難住民は避難施設に移動することとする。具体的な避難施設は、資料編 8-14「<u>広域避難所（松山市内）候補施設一覧</u>」に記載のとおりとする。</p> <p>また、避難指示対象区域の住民が、指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。</p>	<p><u>また、バス事業者に市災害対策本部、一時集結所等の拠点へ運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。</u></p> <p><u>運転手等が一般公衆の被ばく線量限度である 1mSv を超えて被ばくするおそれがある等、バス事業者から必要な車両等の提供を受けられない場合には、県は国に代替手段の確保を求める。</u></p> <p>(5) 避難対象地域の避難完了の確認方法</p> <p>市職員と消防団員により、避難が確認できていない世帯を中心に可能な限り戸別訪問を実施し、避難状況の最終確認を行うものとする。</p> <p>(6) 避難完了の報告</p> <p>市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部へ「避難完了」を報告する。 <u>避難完了の報告を受けた場合、市は、その旨を速やかに県及び警察等関係機関に連絡するとともに、避難が完了していない地区の情報についても適宜報告する。</u></p> <p>5-3 広域避難所及び避難経路所</p> <p>広域避難先は原則として「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経路所を「愛媛県総合運動公園」とする。避難経路所において、広域避難所（松山市内の避難施設）の割振りを行うが、スムーズな避難や、避難後の地域コミュニティの維持、家族の離散防止等を図るため、<u>表 5-2「広域避難所（松山市内）一覧」のとおり、行政区単位で避難先を割振ることとする。</u></p> <p><u>広域避難所は、複合災害時の松山市住民の避難場所を確保するため、松山市にある県有施設への避難を原則とし、原子力災害が単独で発生した場合も同様とする。</u></p> <p><u>複合災害等により、予定していた広域避難所が使用できない場合は、県と調整のうえ、他の県有施設等を活用するほか、二次避難先の調整を県に要請する。</u></p> <p><u>広域避難所では、広域避難者の状況把握及び必要な支援の実施のため、「広域避難者名簿」（資料編 8-6（様式））により受付を行う。</u></p> <p><u>避難経路所から広域避難所までの移動は、基本的に避難等で使用した広域避難者の自家用車等や、県が手配したバス等で移動するものとする。ただし、広域避難所の駐車場に余裕がない場合は、バス等の手配を県に追加要請する。</u></p> <p>また、避難指示対象区域の住民が、指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。</p>	<p>バスの運行管理及び運転手の被ばく限度について追記</p> <p>項番の修正</p> <p>広域避難所について詳述（松山市広域避難者受入計画より）</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

表 5-2 広域避難所（松山市内）一覧

番号	名称	所在地（松山市）	電話番号	収容可能 人数	受入対象者
					地区名（行政区名）
1	愛媛県消防学校	勝岡町 1163 番地 15	089-978-4000	400	松蔭(大谷口)
2	愛媛県男女共同参画センター	山越町 450 番地	089-926-1633	640	磯津
3	愛媛県総合社会福祉会館	持田町 3 丁目 8 番 15 号	089-921-5070	430	松蔭(新町)
4	えひめこどもの城	西野町乙 108 番地 1	089-963-3300	2,490	大島、真穴、川上
5	福祉総合支援センター	本町 7 丁目 2 番地	089-922-5040	1,780	千丈(松柏)、松蔭(築港)
6	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	道後今市 12 番地 30	089-925-2678	620	松蔭(大黒町)
7	愛媛県視聴覚福祉センター	本町 6 丁目 11 番 5 号	089-923-9093	1,870	千丈(高野地、松尾、郷)
8	愛媛国際貿易センター	大可賀 2 丁目 1 番 28 号	089-951-1211	3,890	川之石、松蔭(広瀬)
9	松山高等技術専門学校	本町 7 丁目 2 番地	089-924-5768	740	松蔭(古町)
10	中予地方局建設部分室	拓川町 482 番地 1	089-935-4563	310	松蔭(栗野浦)
11	愛媛県生涯学習センター	上野町甲 650 番地	089-963-2111	6,420	宮内、喜須来
12	愛媛県教育文化会館	堀之内	089-941-1441	3,220	日土、双岩、松蔭(千代田町)
13	愛媛県武道館	市坪西町 551 番地	089-965-3111	8,740	白浜、江戸岡、舌田
14	愛媛県美術館	堀之内	089-932-0010	5,180	神山、日土東、川之内
収容可能人数 計				36,730	避難者数 計 34,194人

(避難者数：平成 30 年 3 月 31 日現在)

なお、避難住民は、一時集結所等から避難経由所までの経路上に設置される避難退域時検査場
所において必ず避難退域時検査を受け、必要があれば 除染等の処置を受けるものとする。

なお、避難住民は、一時集結所等から避難経由所までの経路上に設置される避難退域時検査場
所において必ず避難退域時検査を受け、必要があれば簡易除染等の処置を受けるものとする。具
体的な手順は、原子力規制庁が定める「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニ
ュアル」によるものとする。

検査場所は表 5-3「避難退域時検査場所（候補地一覧）」に記載のとおりとし、状況に応じて
開設するものとする。

表 5-3 避難退域時検査場所（候補地一覧）

検査場所	避難元市町
しもなだ運動公園	伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市
内子町役場 内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ほわいとファーム	
内子PA	八幡浜市、大洲市、内子町
伊予灘SA	

避難退域時検査場所
について追加

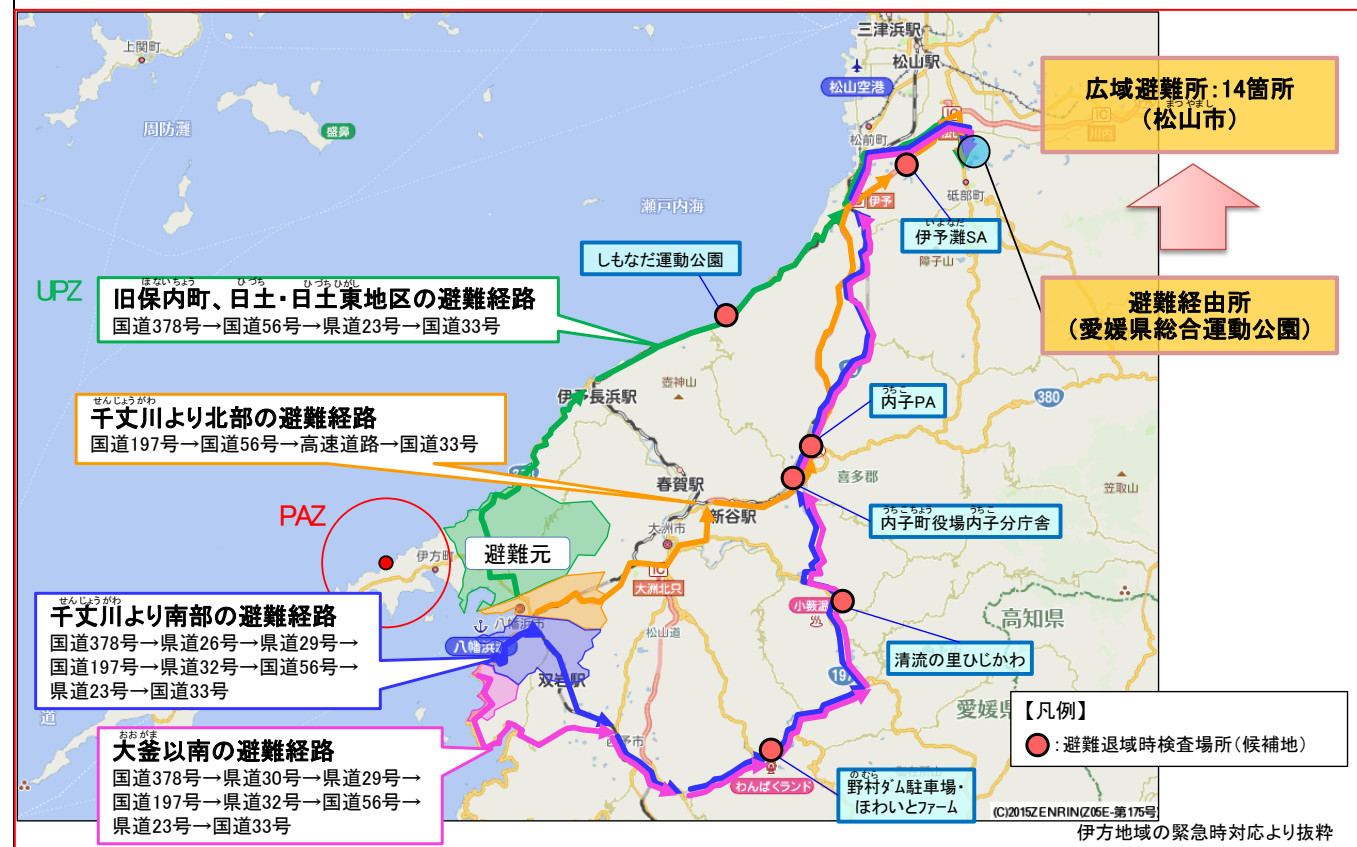


図 5-3 八幡浜市から避難先までの主な経路

現 行 計 画

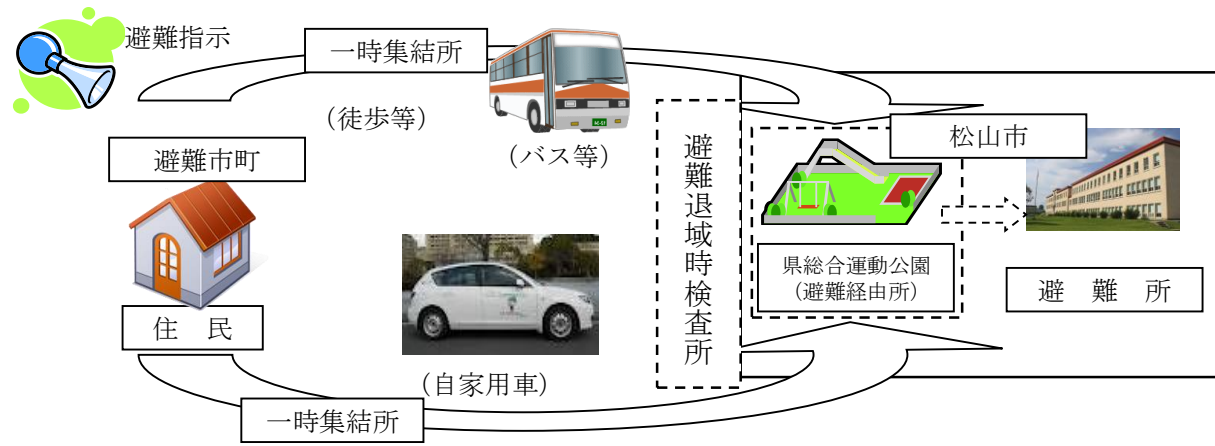
修 正 案

備 考

市は、県と協力し、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制による避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて除染を実施するものとする。

また、県及び自衛隊の協力を得て、避難ルート沿いに除染所を設置し、車両の汚染検査を行うほか、汚染された車両の除染を行うものとする。

【広域避難の流れ】



市は、県と協力し、国からの指示に基づき、避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を実施するものとする。

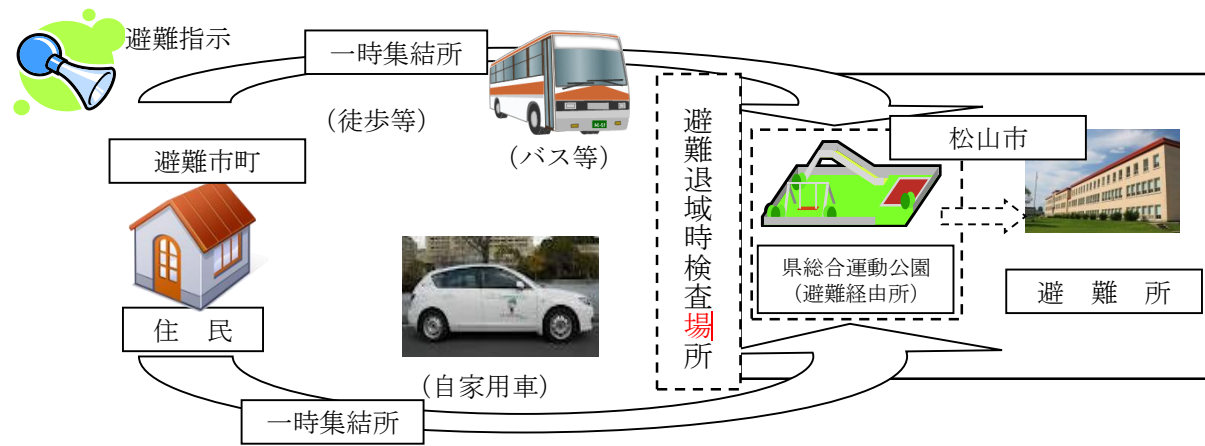
また、県、四国電力及び自衛隊の協力を得て、避難ルート沿いに避難退域時検査場所を設置し、車両の避難退域時検査を行うほか、基準値以上の放射性物質が付着していた車両の簡易除染を行うものとする。

避難退域時検査は、県、四国電力、自衛隊等が保有する人員や資機材により行うが、これらが不足する場合には、国を通じて支援を要請する。

避難経由所や広域避難所等では、避難退域時検査場所が発行される通過証等により、避難退域時検査等を受けているか確認されることから、避難（一時移転）の指示に際しては、避難住民に避難退域時検査場所の周知徹底を図る。

避難退域時検査等を行ってもなお、除染を行う判断基準（OIL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等で処置を受けるものとする。

【広域避難の流れ】



【避難経由所を開設するメリット】

- ① 避難経由所において避難者の避難先振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、受入自治体内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

検査資機材が不足する場合の対応を追加

避難退域時検査及び通過証について追加

避難経由所開設のメリットを追記（県広域避難計画より）

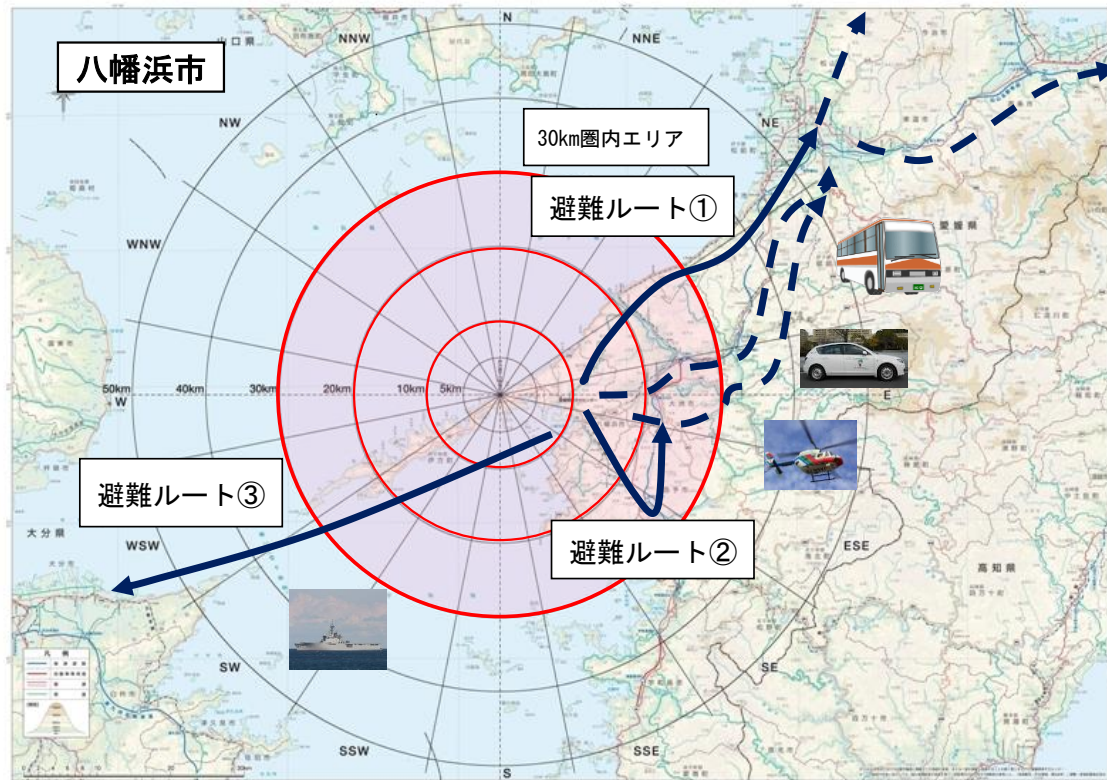
5-4 避難（輸送）経路及び避難の際の注意点

一時集結所から避難経由所（愛媛県総合運動公園）までの経路は、原則として図 5-1 及び図 5-2 に示す推奨避難ルートの基本とする。推奨避難ルートの詳細等については次頁に示す。

ただし気象条件や複合災害時の道路の被災状況等に応じ、推奨避難ルートに沿った避難が困難である場合は、下記図 5-3 八幡浜市の避難経路の中から、最短（最速）経路を選択し避難する。なお、警察等による交通規制が実施される場合は、その指示に従い移動するものとする。

また、地震、津波等の被害により、松山市において避難所が確保できない場合は、「今治市」、「上島町」へ避難することとするほか、事故の急速な進展等により、松山市方面への避難ができない場合は、宇和島市・愛南町方面、もしくは航路により大分県へ避難することとする。

UPZ避難(30km圏内避難)ルート（八幡浜市）
〔外部への放射性物質等の放出がある場合〕



- 【八幡浜市】避難ルート①（実線）：国道 378 号+国道 56 号
 避難ルート①（点線）：国道 197 号+国道 56 号又は高速道路
 避難ルート②（実線）：主要地方道八幡浜宇和線+国道 56 号又は高速道路等
 避難ルート③（実線）：航路

図 5-3 八幡浜市の避難経路

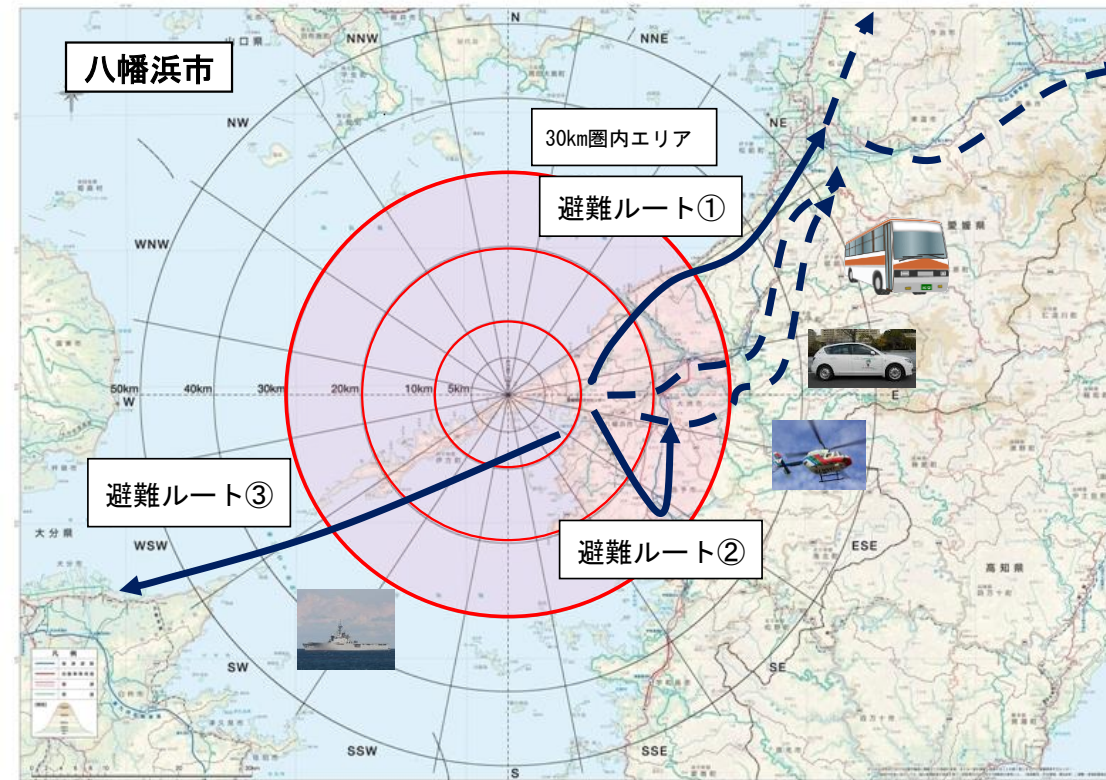
5-4 避難（輸送）経路及び避難の際の注意点

一時集結所から避難経由所（愛媛県総合運動公園）までの経路は、原則として図 5-1 及び図 5-2 に示す推奨避難ルートの基本とする。推奨避難ルートの詳細等については次頁に示す。

ただし気象条件や複合災害時の道路の被災状況等に応じ、推奨避難ルートに沿った避難が困難である場合は、下記図 5-4 八幡浜市の避難経路の中から、最短（最速）経路を選択し避難する。なお、警察等による交通規制が実施される場合は、その指示に従い移動するものとする。

また、地震、津波等の被害により、松山市において避難所が確保できない場合は、「今治市」、「上島町」へ避難することとするほか、事故の急速な進展等により、松山市方面への避難ができない場合は、宇和島市・愛南町方面、もしくは航路により大分県へ避難することとする。

UPZ避難(30km圏内避難)ルート（八幡浜市）
〔外部への放射性物質等の放出がある場合〕



- 【八幡浜市】避難ルート①（実線）：国道 378 号+国道 56 号
 避難ルート①（点線）：国道 197 号+国道 56 号又は高速道路
 避難ルート②（実線）：主要地方道八幡浜宇和線+国道 56 号又は高速道路等
 避難ルート③（実線）：航路

図 5-4 八幡浜市の避難経路

図の追加による番号の繰り下がり

図の追加による番号の繰り下がり

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p><推奨避難ルートの詳細></p> <p>県広域避難計画にて示された、「愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）検討調査結果概要（避難シミュレーション）」より、30 km 圏内の住民がその外へ避難する際には、新宮内交差点及び江戸岡交差点で発生した渋滞が長時間に渡り継続することで、結果的に避難により多くの時間を要してしまうことが判明した。</p> <p>特に 0IL1 が観測され、避難を実施する場合において、無用な被ばくを避けるため、できる限り早期に 30 km 圏内から出る必要がある。このため、効率良く避難を実施するために、シミュレーション結果を踏まえた推奨避難ルートに基づいて、下記地区ごとの避難ルートを設定している。</p> <p>まず市内を大きく _____ 4つの区域に分け、旧保内町、千丈川（新川）、大釜周辺に分けるものとする。その後は、下記に従い、広域避難先へ避難を実施する。</p> <p>○旧保内町、日土地区、日土東地区：国道 378 号 → 松山市</p> <p>○千丈川（新川）より北部：国道 197 号 → 大洲市（※大洲北只 IC より高速道路又は国道 56 号を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p>○千丈川（新川）より南部（産業通り及び舌田地区、川上地区、双岩地区等）：主要地方道八幡浜宇和線 → 西予市（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p>○大釜以南：国道 378 号（南下） → 西予市（三瓶町） → 西予市（宇和町）（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p><避難の際の注意点></p> <p>避難シミュレーションの結果より、上記推奨避難ルートに沿った避難の実施の他に、下記項目を実施することで、より避難時間を短縮 <u>する</u> ことが判明している。</p> <p>○自家用車乗り合わせ避難の推進：交通渋滞を緩和するため、家族又は近隣住民等で乗りあわせることで、<u>渋滞を緩和し</u>、より早期の避難が可能となる。</p> <p>○交通渋滞の増長原因となる避難指示区域外の自主避難の抑制：避難指示対象者が速やかに避難できるよう、避難指示区域外の自主避難を控える。</p>	<p><推奨避難ルートの詳細></p> <p>県広域避難計画にて示された、「愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）検討調査結果概要（避難シミュレーション）」より、30 km 圏内の住民がその外へ避難する際には、新宮内交差点及び江戸岡交差点で発生した渋滞が長時間に渡り継続することで、結果的に避難により多くの時間を要してしまうことが判明した。</p> <p>特に 0IL1 が観測され、避難を実施する場合において、無用な被ばくを避けるため、できる限り早期に 30 km 圏内から出る必要がある。このため、効率良く避難を実施するために、シミュレーション結果を踏まえた推奨避難ルートに基づいて、下記地区ごとの避難ルートを設定している。</p> <p>まず市内を大きく <u>以下の</u> 4つの区域に _____ 分けるものとする。その後は、下記に従い、広域避難先へ避難を実施する。</p> <p>① 保内町、日土町：国道 378 号 → 松山市</p> <p>② 千丈川（新川）より北部：国道 197 号 → 大洲市（※大洲北只 IC より高速道路又は国道 56 号を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p>③ 千丈川（新川）より南部（産業通り及び舌田地区、川上地区、双岩地区等）：主要地方道八幡浜宇和線 → 西予市（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p>④ 大釜以南：国道 378 号（南下） → 西予市（三瓶町） → 西予市（宇和町）（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市</p> <p><避難の際の注意点></p> <p>避難シミュレーションの結果より、上記推奨避難ルートに沿った避難の実施の他に、下記項目を実施することで、より避難時間を短縮 <u>できる</u> ことが判明している。</p> <p>○自家用車乗り合わせ避難の推進：交通渋滞を緩和するため、家族又は近隣住民等で乗りあわせることで、 _____ より早期の避難が可能となる。</p> <p>○交通渋滞の増長原因となる避難指示区域外の自主避難の抑制：避難指示対象者が速やかに避難できるよう、避難指示区域外の自主避難を控える。</p>	<p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p> <p>重複の削除</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
<p>5-5 大島地区の避難体制</p> <p>大島地区住民の避難については、原則、航路（自家用船舶、定期船等）により八幡浜港を經由して一時集結所（市民スポーツセンター）に集合し、市・県が手配するバス等により広域避難を実施するものとする。</p> <p>また、避難指示が発令された時点で、港湾施設の被災や事故の進展状況等により、航路による移動が困難な場合は、原子力災害対策施設（大島産業振興センター4階）において、屋内退避を実施する。屋内退避後の広域避難については、国、県の協力のもと空路による避難を実施する。</p> <p>なお、大島地区の安定ヨウ素剤は、原子力災害対策施設に備蓄し、国の指示が出た時点で、自主防災会や消防団の協力を得て住民に配布するものとする。さらに、国から服用の指示が出た場合は、島内（自宅又はコンクリート公共施設）で服用した後、避難又は屋内退避を行うものとする。</p> <p>5-6 児童、生徒 _____ 等への対応</p> <p>児童、生徒等の在校園中に原子力災害が発生した場合、学校等の施設管理者は、 _____</p> <p>市から屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が発令された段階で、児童、生徒等を保護者に引き渡すこととする。 _____</p> <p>_____ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアル _____ を策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の 保護者への 引き渡しに関するルールをあらかじめ定めておく ものとする。 _____</p> <p>_____ 避難指示が発令された段階で、保護者との連絡が取れない児童・生徒等 _____ は、施設 から教職員等と _____ 一緒に避難し、避難経路所で保護者に引き渡すこととする。 _____</p> <p>5-7 外国人への対応</p> <p>日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、 優しい 日本語や外国語、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する。</p> <p>また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。</p>	<p>5-5 大島地区の避難体制</p> <p>大島地区住民の避難については、原則、航路（自家用船舶、定期船等）により八幡浜港を經由して一時集結所（市民スポーツセンター）に集合し、市・県が手配するバス等により広域避難を実施するものとする。</p> <p>また、避難指示が発令された時点で、港湾施設の被災や事故の進展状況等により、航路による移動が困難な場合は、原子力災害対策施設（大島産業振興センター4階）において、屋内退避を実施する。屋内退避後の広域避難については、国、県の協力のもと空路による避難を実施する。</p> <p>なお、大島地区の安定ヨウ素剤は、原子力災害対策施設に備蓄し、国の指示が出た時点で、自主防災会や消防団の協力を得て住民に配布するものとする。さらに、国から服用の指示が出た場合は、島内（自宅又はコンクリート公共施設）で服用した後、避難又は屋内退避を行うものとする。</p> <p>5-6 児童、生徒、 教職員 等への対応</p> <p>児童、生徒等の在校園中に原子力災害が発生した場合、学校等の施設管理者は、 各施設が定める避難計画に基づき、市教育委員会や市災害対策本部等と連携して対応する。</p> <p>市から屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が発令された段階で、児童、生徒等を保護者に引き渡し、 自宅の所在する地区の住民として避難することを原則とする。</p> <p>保護者へ引き渡す際の混乱を防止するため、 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアル （児童、生徒等の待機場所、引き渡しの際の保護者受付場所、動線等） を策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の _____ 引き渡しに関するルールをあらかじめ定めておく とともに、定期的に引き渡し訓練を行うものとする。</p> <p>教職員等は児童、生徒等を全員保護者へ引き渡した後に帰宅又は避難する。 避難指示が発令された段階で、保護者との連絡が取れない児童・生徒等 がいる場合は、施設の所在する地区の住民として一緒に避難し、避難経路所で保護者に引き渡すこととする。このため、避難経路所での合流場所、教職員との連絡方法等についても事前に定めておく。</p> <p>5-7 外国人への対応</p> <p>日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、 易しい 日本語や外国語、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する。</p> <p>また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。</p>	<p>発災時の学校等での対応について詳述</p> <p>重複の削除</p> <p>誤字訂正</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
---------	-------	-----

5-8 一時滞在者（観光客等）への対応

市は、観光客等一時滞在者に対して、伊方発電所での事故やトラブル等について、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

観光客等一時滞在者は、警戒事態の段階で、宿泊先に帰還する等の帰宅準備を行い、市から住民に対して屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が出た段階で、市外に退避するものとする。

また、滞り場に避難指示が発令された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

《緊急事態区分に応じた防護措置等のフロー図》

各段階における市職員の動員、配置及び詳細な事務分掌については、別途「避難計画運用マニュアル」を作成する。

区分	防護措置（市の対応）等
A 警 戒 事 態	① 市災害対策本部の設置（県との対策協議、情報収集） ○ 愛媛県モニタリング本部にモニタリング要員を派遣 ② 住民広報の実施 ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅準備） ③ 一時集結所の開設準備 ○ 担当職員を一時集結所に配置（職員は線量計を携行） ○ 避難対象者名簿、 <u>避難カード（予備）</u> 、安定ヨウ素剤（ <u> </u> 服用説明書）を配備 ○ 消防団及び自主防災会に一時集結所の開設・運営協力を依頼 ④ コンクリート公共施設開設準備 ○ 担当職員等をコンクリート公共施設に配置
B 施 設 敷 地 緊 急 事 態	① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） ○ 愛媛県オフサイトセンターに参集要員を派遣 ○ 緊急時モニタリングセンターに参画 ② 住民広報の実施 ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅要請） ○ 要配慮者への避難準備指示 ③ 一時集結所を開設（市内全域） ○ 住民の受入れを開始 ④ コンクリート公共施設（市内全域） ○ 住民の受入れを開始

5-8 一時滞在者（観光客等）への対応

市は、観光客等一時滞在者に対して、伊方発電所での事故やトラブル等について、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

観光客等一時滞在者は、警戒事態の段階で、宿泊先に帰還する等の帰宅準備を行い、市から住民に対して屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が出た段階で、市外に退避するものとする。

また、滞り場所に避難指示が発令された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

《緊急事態区分に応じた防護措置等のフロー図》

各段階における市職員の動員、配置及び詳細な事務分掌については、別途「避難計画運用マニュアル」を作成する。

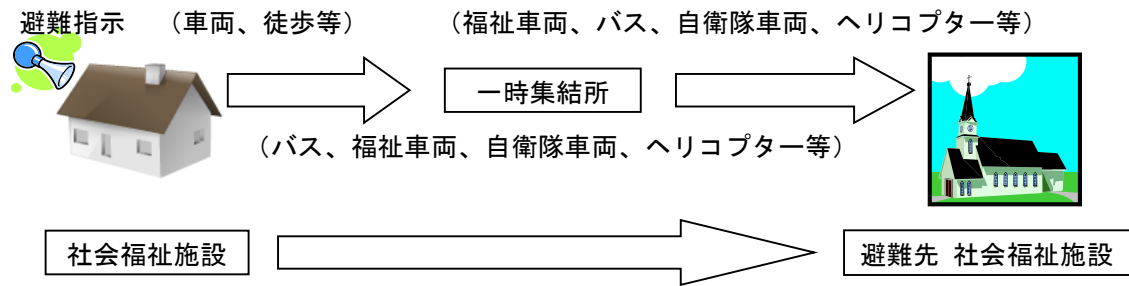
区分	防護措置（市の対応）等
A 警 戒 事 態	① 市災害対策本部の設置（県との対策協議、情報収集） ○ 愛媛県モニタリング本部にモニタリング要員を派遣 ② 住民広報の実施 ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅準備） ③ 一時集結所の開設準備 ○ 担当職員を一時集結所に配置（職員は線量計を携行） ○ 避難対象者名簿、 <u> </u> 安定ヨウ素剤（ <u>問診票</u> 、服用説明書）を配備 ○ 消防団及び自主防災会に一時集結所の開設・運営協力を依頼 ④ コンクリート公共施設開設準備 ○ 担当職員等をコンクリート公共施設に配置
B 施 設 敷 地 緊 急 事 態	① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） ○ 愛媛県オフサイトセンターに参集要員を派遣 ○ 緊急時モニタリングセンターに参画 ② 住民広報の実施 ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅要請） ○ 要配慮者への避難準備指示 ③ 一時集結所を開設（市内全域） ○ 住民の受入れを開始 ④ コンクリート公共施設（市内全域） ○ 住民の受入れを開始

避難カードの廃止

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>6 要配慮者に対する避難支援等</p> <p>6-1 在宅要配慮者の避難体制</p> <p>(1) 情報共有機関及び避難協力機関</p> <p>市は在宅要配慮者の避難の誘導、確認等において、下記の機関と連携、協力し、迅速な避難完了を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 八幡浜地区施設事務組合消防本部 ○ 八幡浜市消防団 ○ 八幡浜警察署 ○ 八幡浜市社会福祉協議会 ○ 八幡浜市民生児童委員協議会 ○ 各地区自主防災会 <p>(2) 在宅要配慮者の避難支援体制</p> <p>「避難行動要支援者名簿」を活用して、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。</p> <p>特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部は避難指示を発令する段階で、県、関係機関と協議しながら輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。</p> <p>また、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。</p> <p>【在宅要配慮者の避難の流れ】</p>	<p>6 要配慮者に対する避難支援等</p> <p>6-1 在宅要配慮者の避難体制</p> <p>(1) 情報共有機関及び避難協力機関</p> <p>市は在宅要配慮者の避難の誘導、確認等において、下記の機関と連携、協力し、迅速な避難完了を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 八幡浜地区施設事務組合消防本部 ○ 八幡浜市消防団 ○ 八幡浜警察署 ○ 八幡浜市社会福祉協議会 ○ 八幡浜市民生児童委員協議会 ○ 各地区自主防災会 <p>(2) 在宅要配慮者の避難支援体制</p> <p>「避難行動要支援者名簿」を活用して、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。</p> <p>特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部は避難指示を発令する段階で、県、関係機関と協議しながら輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。</p> <p>なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。</p> <p>【在宅要配慮者の避難の流れ】</p> <p>※ <u>在宅要配慮者のうち、自力で避難可能な者及び支援者の同行により避難可能な者は、自家用車又は支援者の車両等で避難所へ移動する。</u></p> <p>※ <u>在宅要配慮者のうち支援者がいない者については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、屋内退避や一時移転等の支援を行う。</u></p>	<p>表記の適正化</p> <p>県広域避難計画との整合</p>

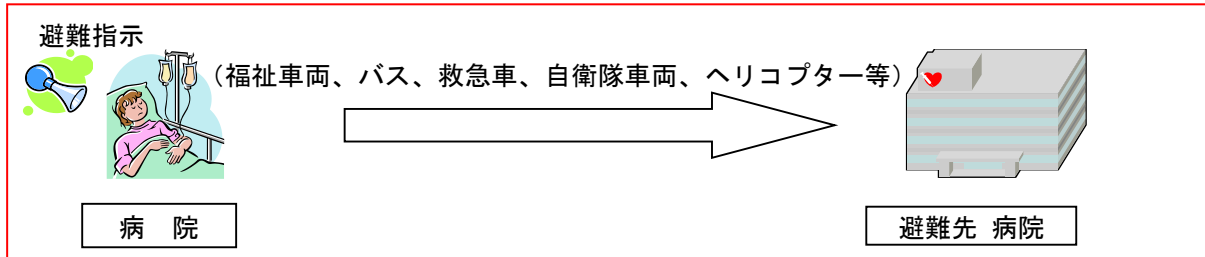
現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>6-2 要配慮者施設の避難体制</p> <p>(1) 要配慮者施設の対応</p> <p>市内の要配慮者施設は、資料編に掲載のとおりである。</p> <p>避難先 <u>(松山市)</u> 施設・病院等への緊急入所・入院については、県、松山市の協力を得て、市内施設・病院等に対し、できる限り早い段階で情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が図れる体制を整え、受入れの円滑化を図る。</p> <p>(2) 要配慮者施設の避難体制</p> <p>施設入居者の避難方法、避難先 <u>(松山市)</u> については、愛媛県広域避難計画の第5章「要配慮者の避難体制」のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>愛媛県広域避難計画、第5章要配慮者の避難体制</u></p> <p>避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難については、社会福祉施設入所者は社会福祉施設へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。<u>ただし、受入先の調整に時間を要する場合は、一般の避難所への避難も含め、避難を優先し、一般の避難所等から社会福祉施設へ移送又は病院等へ搬送することとする。</u></p> <p><u>また、在宅要援護者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所等の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行うものとし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるものとする。</u></p> <p><u>避難の開始時期は、搬送手段及び避難先の準備が整った段階とし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じ屋内退避を組み合わせるものとする。</u></p> </div>	<p>6-2 要配慮者施設の避難体制</p> <p>(1) 要配慮者施設の対応</p> <p>市内の要配慮者施設は、資料編に掲載のとおりである。</p> <p>避難先 _____ 施設・病院等への緊急入所・入院については、県、松山市の協力を得て、市内施設・病院等に対し、できる限り早い段階で情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が図れる体制を整え、受入れの円滑化を図る。</p> <p>(2) 要配慮者施設の避難体制</p> <p>施設入居者の避難方法、避難先 _____ については、愛媛県広域避難計画の第5章「要配慮者の避難体制」のとおりとする。</p> <p><u>社会福祉施設入所者については、各施設が定める避難計画に基づき、あらかじめ定められた避難先へ避難等を行う。</u></p> <p><u>なお、何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部で受入先を調整する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>愛媛県広域避難計画、第5章要配慮者の避難体制</u></p> <p>避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難について、社会福祉施設等入所者は<u>避難先の社会福祉施設等</u>へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。</p> <p>在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。</p> <p><u>また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。</u></p> <p><u>なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。</u></p> </div>	<p>松山市以外の施設もあるため削除</p> <p>避難先施設の決定</p> <p>県広域避難計画との整合</p>

【社会福祉施設入所者の避難の流れ】



※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、屋内退避準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

【病院等入院患者の避難の流れ】



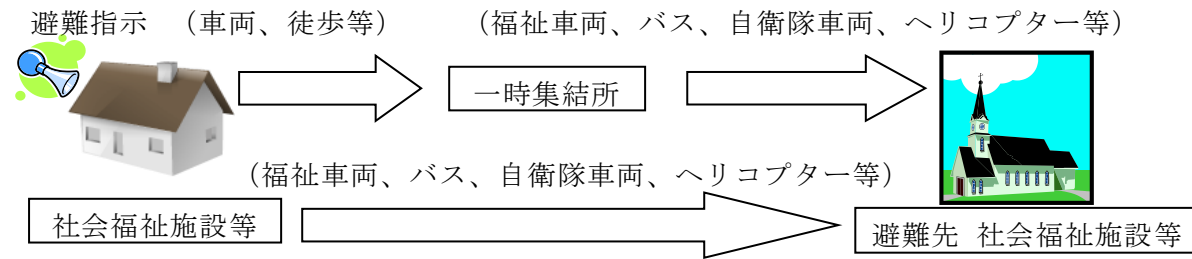
【市内の放射線防護対策施設一覧】

施設名	所在地	面積	収容可能人数
大島産業振興センター	大島3-298	405㎡	202人
八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜一丁目1番1号	853㎡	426人
特別養護老人ホーム青石寮	保内町磯崎2114-3	1,374㎡	687人
八幡浜地区施設事務組合消防本部	松柏丙796	930㎡	

※ 収容可能人数は、施設の面積を基に1人あたり2㎡として計算。

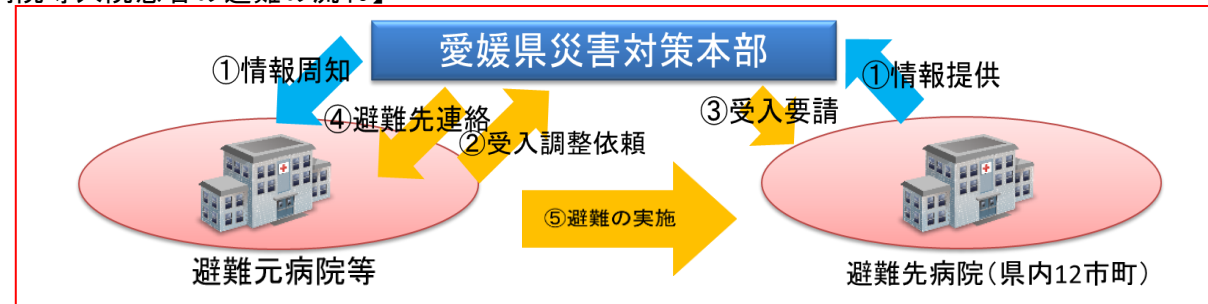
※ 消防本部は対策拠点施設として整備しているため、避難者の収容を想定していない。

【社会福祉施設入所者の避難の流れ】



※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、屋内退避準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

【病院等入院患者の避難の流れ】



※ 避難等防護措置が必要になった場合には、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する（愛媛県広域避難計画第5章より）。

※ 災害時に避難対象となる者の病状が予め特定できないことから、災害時の避難対象者の病状や各医療機関の被災状況を踏まえ、施設間マッチングという体制ではなく、柔軟に対応する体制としている。

市内の放射線防護対策施設の一覧を記載

県広域避難計画との整合

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>7 避難住民の支援体制等</p> <p>7-1 避難経由所及び広域避難所の開設・運営等</p> <hr/> <p>住民避難に際しては、<u>避難経由所（愛媛県総合運動公園）及び広域避難所（松山市内の公共施設）に市職員を配置する。市職員は、避難住民と受入れ自治体（松山市）の調整機能を担い、住民の不安を解消するため、広域避難所に住民相談窓口を設置する。</u></p> <p>また、広域避難所の運営は、<u>住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制</u></p> <hr/> <p>に移行する。</p> <p><u>なお、避難が長期化すると見込まれる場合、県と協力し、賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。</u></p> <p>7-2 要配慮者に対する支援等</p> <p>要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「<u>障害者</u>トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。</p> <p>このようなケースでは、市は要配慮者のニーズに合わせて、県及び受入れ自治体（松山市）の協力を得て、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等への入所に向けて調整を行うなど、要配慮者の避難生活を支援する。</p> <hr/>	<p>7 避難者の支援体制等</p> <p>7-1 避難経由所及び広域避難所の開設・運営等</p> <p><u>避難経由所（愛媛県総合運動公園）、広域避難所（松山市内の公共施設）の開設は、県が避難先の自治体（松山市）に要請し、受入自治体側が行うものとする。避難等開始当初は、市及び県は、住民避難に全力をあげなければならないため、避難経由所や広域避難所等の開設・運営、広域避難者の誘導などの受入業務は、受入自治体が主体的に対応する。</u></p> <p>住民避難に際しては、<u>市職員が避難経由所や広域避難所等へ住民と同行し、</u></p> <hr/> <p><u>避難者</u>と受入自治体の調整機能を担い、住民の不安を解消するため、広域避難所に住民相談窓口を設置する。</p> <p>また、広域避難所の運営は、<u>避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ市職員を順次派遣し、受入自治体から市へ各避難所の運営を移管させるものとし、移管後は、市職員や広域避難者、施設管理者、ボランティア等による自主運営体制に移行する。</u></p> <p>7-2 二次避難への移行</p> <p><u>原子力災害の場合、放射性物質による地域の汚染状況等により、避難が長期化するおそれがある。避難者の避難生活の安定確保と避難所を提供する受入自治体の負担軽減を図るため、二次避難先の確保が必要となる。特に、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、できるだけ早期に避難所を解消しなければならない。</u></p> <p><u>二次避難先について、市は、県及び受入自治体と連携して、公営住宅、民間賃貸住宅借上げによるみなし仮設住宅、その他既存施設で活用可能な住宅を確保し、なお不足する場合には応急仮設住宅を建設する。</u></p> <p>7-3 要配慮者に対する支援等</p> <p>要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「<u>障がい者</u>トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。</p> <p>このようなケースでは、市は要配慮者のニーズに合わせて、県及び受入自治体（松山市）の協力を得て、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等への入所に向けて調整を行うなど、要配慮者の避難生活を支援する。</p> <p><u>なお、福祉避難所の開設・運営については基本的に広域避難所と同様とし、できるだけ早期に、受入自治体から市へ運営を移管するものとする。</u></p> <p><u>要配慮者のケアについては、在宅要配慮者は家族が、社会福祉施設等入所者は各施設職員が中</u></p>	<p>避難における役割の明確化（松山市受入計画より）</p> <p>避難が長期化した場合の二次避難先について追加</p> <p>項番の修正</p> <p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p> <p>広域避難者受入計画との整合</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>7-3 避難者への情報提供</p> <p>避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。</p> <p>特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>7-4 健康管理とメンタルヘルス対策</p> <p>放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な負担が重なり、避難<u>住民</u>の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。</p> <p>このようなことから、各避難所で担当職員が避難<u>住民</u>の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、医師の診察が必要な避難<u>住民</u>については、医師会等の協力を得て避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難<u>住民</u>の受診体制を整えるものとする。</p> <p>また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難<u>住民</u>の健康管理やメンタルヘルスカアを行う。</p>	<p><u>心となつて行うものとする。</u></p> <p><u>ケア要員の不足が想定されることから、国や受入自治体等に要請し受入地域や他地域等から、医療・福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。</u></p> <p>7-4 避難者への情報提供</p> <p>避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。</p> <p>特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>7-5 健康管理とメンタルヘルス対策</p> <p>放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な負担が重なり、避難<u>者</u>の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。</p> <p>このようなことから、各避難所で担当職員が避難<u>者</u>の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、医師の診察が必要な避難<u>者</u>については、医師会等の協力を得て避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難<u>者</u>の受診体制を整えるものとする。</p> <p>また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難<u>者</u>の健康管理やメンタルヘルスカアを行う。</p> <p>7-6 <u>避難者の生活支援</u></p> <p><u>避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、県、市及び受入自治体間で情報共有を図るとともに、国に対し、財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。</u></p> <p><u>県及び市は、受入自治体、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労の斡旋や住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。</u></p> <p>7-7 <u>市の行政機能移転</u></p> <p><u>市は、避難者に生活支援サービスを提供するため、国、県及び受入自治体と協議し、代替施設を決定し、行政機能を移転する。</u></p> <p><u>代替施設が決定した場合、所在地や連絡先等について市は速やかに避難者に情報提供を行う。</u></p>	<p>項番の修正</p> <p>項番の修正</p> <p>避難者の生活支援及び市の行政機能移転について追加</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>8 資料編</p> <p><u>8-1</u> コンクリート屋内退避候補公共施設</p> <p><u>8-2</u> 防災関係機関及び連絡窓口</p> <p><u>8-3</u> <u>ヘリポートの名称・所在地等</u></p> <p><u>8-4</u> <u>輸送車両（船舶）及び輸送関係事業者等一覧</u></p> <p><u>8-5</u> 市内の医療診療施設一覧</p> <p><u>8-6</u> 市内の高齢者施設一覧</p> <p><u>8-7</u> 市内の障害者施設一覧</p> <p><u>8-8</u> <u>市内の保育所施設一覧</u></p> <p><u>8-9</u> <u>市内の幼稚園・小・中・高等学校施設一覧</u></p> <p><u>8-10</u> 避難対象者名簿（様式）</p> <p><u>8-11</u> <u>避難カード（様式）</u></p> <p><u>8-12</u> 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）</p> <p><u>8-13</u> 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）</p> <p><u>8-14</u> <u>広域避難所（松山市内）候補施設一覧</u></p> <p><u>8-15</u> 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋</p>	<p>8 資料編</p> <p><u>8-1</u> <u>緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</u></p> <p><u>8-2</u> コンクリート屋内退避候補公共施設</p> <p><u>8-3</u> 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）</p> <p><u>8-4</u> 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）</p> <p><u>8-5</u> 避難対象者名簿（様式）</p> <p><u>8-6</u> <u>広域避難者名簿（様式）</u></p> <p><u>8-7</u> 防災関係機関及び連絡窓口</p> <p><u>8-8</u> 市内の高齢者施設一覧</p> <p><u>8-9</u> 市内の障害者施設一覧</p> <p><u>8-10</u> 安定ヨウ素剤保有数量</p> <p><u>8-11</u> 事業所保有車両一覧</p> <p><u>8-12</u> 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋</p>	<p>地域防災計画資料編との重複や、本編とリンクしていないもの、本編中に移動したものを削除 本編登場順に並びかえ</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考																
	<p>8-1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1380 331 2570 1948"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1380 331 2570 380">別表1 警戒事態</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1380 426 2570 474">警戒事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 474 2570 659"> <p>1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 【1、2、3号機】</p> <p>(1) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたとき。</p> <p>(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15μSv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 659 2570 800"> <p>2. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 800 2570 940"> <p>3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 940 2570 1081"> <p>4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1081 2570 1222"> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ (3号機) (AL25) 【3号機】</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 1222 2570 1362"> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1362 2570 1503"> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 1503 2570 1644"> <p>8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (2号機) (AL31) 【2号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1644 2570 1785"> <p>9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 【3号機】</p> <p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 1785 2570 1925"> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1925 2570 2066"> <p>11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p> </td> <td data-bbox="1380 2066 2570 2100"> <p>12. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】</p> <p>重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	別表1 警戒事態		警戒事態を判断するEAL		<p>1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 【1、2、3号機】</p> <p>(1) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたとき。</p> <p>(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15μSv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	<p>2. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。</p>	<p>3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。</p>	<p>4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p>	<p>5. 全交流電源喪失のおそれ (3号機) (AL25) 【3号機】</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p>	<p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p>	<p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。</p>	<p>8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (2号機) (AL31) 【2号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。</p>	<p>9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 【3号機】</p> <p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p>	<p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p>	<p>11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p>	<p>12. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】</p> <p>重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p>	<p>本編1から移動</p>
別表1 警戒事態																		
警戒事態を判断するEAL																		
<p>1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 【1、2、3号機】</p> <p>(1) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたとき。</p> <p>(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15μSv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	<p>2. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。</p>																	
<p>3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。</p>	<p>4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p>																	
<p>5. 全交流電源喪失のおそれ (3号機) (AL25) 【3号機】</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p>	<p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p>																	
<p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。</p>	<p>8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (2号機) (AL31) 【2号機】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。</p>																	
<p>9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 【3号機】</p> <p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p>	<p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】</p> <p>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p>																	
<p>11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p>	<p>12. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】</p> <p>重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p>																	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<p style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</p> <p>13. 外的事象(自然災害の発生)</p> <p>(1) 大地震の発生 【1、2、3号機】 <u>伊方町内</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>(2) 大津波警報の発表 【1、2、3号機】 <u>伊方町沿岸を含む津波予報区</u>において大津波警報が発表された場合</p> <p>(3) その他 【3号機】 <u>四国電力伊方発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。</u></p> <p>14. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 【1、2、3号機】</p> <p>(1) <u>オンサイト総括</u>が警戒事象と認める事象 オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。</p> <p>(2) <u>その他外的事象の発生のおそれ</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。</p> <p>各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。 ※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。</p>	<p>本編 1 から移動</p>

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<p>別表2 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01) 【1、2、3号機】 四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、5μ Sv/h 以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、1μ Sv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1μ Sv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5μ Sv/h 以上となったとき。 <u>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</u></p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02) 【1、2、3号機】 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03) 【1、2、3号機】 放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p> <p>4. 火災、爆発等による放射線量の検出(SE04) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50μ Sv/h 以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>5. 火災、爆発等による放射性物質の放出(SE05) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5μ Sv/h の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>本編1から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06) 【1、2、3号機】 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の<u>本体及び再処理施設の</u>内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>7. 原子炉冷却材漏えい時に<u>おける</u>非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合に<u>おいて、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水がただちにできないとき。</u></p> <p>8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。</p> <p>9. 全交流電源の30分以上喪失(SE25) 【3号機】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</p> <p>10. 直流電源の部分喪失(SE27) 【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29) 【3号機】 原子炉の停止中に<u>当該原子炉から残留熱を除去する機能</u>が喪失したとき。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)(SE30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p> <p>13. <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)(SE31)</u> 【2号機】 <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。</u></p> <p>14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。</p> <p>15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。</p> <p>16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43) 【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。</p> <p>17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失(SE51) 【3号機】 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉<u>及びその付属</u>施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。</p>	<p>本編 1 から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。</p> <p>19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53) 【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。</p> <p>20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55) 【1、2、3号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。</p> <p>各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。</p> </div>	<p>本編 1 から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<p>別表3 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 【1、2、3号機】 四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1または2地点以上において、5μ Sv/h 以上を検出したとき。 (2) 1または2地点以上において、1μ Sv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1μ Sv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5μ Sv/h 以上となったとき。 <u>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</u> ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 【1、2、3号機】 以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 【1、2、3号機】 放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p> <p>4. 火災、爆発等による異常な放射線量の検出(GE04) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>5. 火災、爆発等による放射性物質の異常放出(GE05) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500μ Sv/h の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>本編 1 から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>6. 原子炉外での臨界事故(GE06) 【1、2、3号機】 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。</p> <p>7. 原子炉停止の失敗または停止確認不能(GE11) 【3号機】 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないとき、 又は停止したことを確認することができないとき。</p> <p>8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p> <p>9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p> <p>10. 全交流電源の1時間以上喪失(GE25) 【3号機】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p> <p>11. 全直流電源の5分以上喪失(GE27) 【3号機】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p> <p>12. 炉心損傷の検出(GE28) 【3号機】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p> <p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29) 【3号機】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p> <p>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(3号機)(GE30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p> <p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(2号機)(GE31) 【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。</p> <p>16. 格納容器圧力の異常上昇(GE41) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</p> <p>17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性(GE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</p>	<p>本編 1 から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51) 【3号機】 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</p> <p>19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) 【1、2、3号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。</p> <p>各項目中の()内に記載している番号(GE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。</p> </div>	<p>本編 1 から移動</p>

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-1 コンクリート屋内退避候補公共施設

No	施設名称	住所	電話番号	有効面積(m ²)	収容能力(人)	対応する一時集結所
1	市民スポーツセンター	北浜 1-5-1	22-3110	9,575	3,000	—
2	白浜地区公民館	北浜 1-7-30	24-5640	567	318	—
3	白浜小学校	向灘 3063	22-0135	5,648	2,840	—
4	栗野浦共同作業所	栗野浦 508-2	—	363	73	松蔭小学校
5	栗野浦(鯛引)集会所	栗野浦 538-5	—	58	18	松蔭小学校
6	中央公民館	広瀬 2-1-13	24-1822	2,892	1,400	松蔭小学校
7	ふれあいセンター	栗野浦 573-1	24-2585	411	205	松蔭小学校
8	松蔭地区公民館	中央 168-1	24-1130	782	266	市民スポーツセンター
9	松蔭小学校	広瀬 3-4-3	22-0212	5,373	2,430	—
10	大谷口集会所	大谷口 2-1-31	—	69	21	松蔭小学校
11	江戸岡地区公民館	江戸岡 1253-4	24-5635	504	252	江戸岡小学校
12	武道館・愛宕保育所	愛宕山 487	24-5813	1,376	600	八幡浜市民図書館
13	八幡浜市民会館	本町 62-1	24-7171	1,865	565	八幡浜市民図書館
14	江戸岡小学校	江戸岡 1-7-1	22-1046	3,856	1,800	—
15	愛宕中学校	西海寺 325	22-3166	5,617	2,660	八幡浜市民図書館
16	神宮通り福祉会館	神宮通 792-1	24-6650	300	100	江戸岡小学校
17	保健福祉総合センター	松柏乙 1101	24-6626	3,007	1,500	八幡浜高校
18	千丈地区公民館	松柏甲 792-3	24-5295	451	200	松柏中学校
19	千丈小学校	郷 4-1	22-0644	3,667	1,590	—
20	松柏中学校	松柏甲 734-1	22-1208	3,894	1,550	—
21	八幡浜高等学校	松柏丙 654	22-2570	4,512	1,367	—
22	川之内地区公民館	川之内 4-149-4	24-5624	405	120	—
23	神山地区公民館	元城団地 48	23-0688	454	200	神山小学校

8-2 コンクリート屋内退避候補公共施設

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
1	市民スポーツセンター	北浜 1-5-1	22-3110	2,051	—
2	白浜地区公民館	北浜 1-7-30	24-5640	287	—
3	白浜小学校	向灘 3063	22-0135	1,726	—
4	栗野浦共同作業所	栗野浦 508-2	—	159	松蔭小学校
5	栗野浦(鯛引)集会所	栗野浦 538-5	—	38	松蔭小学校
6	中央公民館	広瀬 2-1-13	24-1822	1,293	松蔭小学校
7	ふれあいセンター	栗野浦 573-1	24-2585	141	松蔭小学校
8	松蔭地区公民館	中央 168-1	24-1130	320	市民スポーツセンター
9	松蔭小学校	広瀬 3-4-3	22-0212	1,319	—
10	大谷口集会所	大谷口 2-1-31	—	47	松蔭小学校
11	江戸岡地区公民館	江戸岡 1253-4	24-5635	273	江戸岡小学校
12	武道館・愛宕保育所	愛宕山 487	24-5813	810	八幡浜市民図書館
13	江戸岡小学校	江戸岡 1-7-1	22-1046	1,249	—
14	愛宕中学校	西海寺 325	22-3166	1,658	八幡浜市民図書館
15	神宮通り福祉会館	神宮通 792-1	24-6650	105	江戸岡小学校
16	保健福祉総合センター	松柏乙 1101	24-6626	761	八幡浜高校
17	千丈地区公民館	松柏甲 792-3	24-5295	266	松柏中学校
18	千丈小学校	郷 4-1	22-0644	1,239	—
19	松柏中学校	松柏甲 734-1	22-1208	1,169	—
20	八幡浜高等学校	松柏丙 654	22-2570	1,702	—
21	川之内地区公民館	川之内 4-149-4	24-5624	225	—
22	神山地区公民館	元城団地 48	23-0688	355	神山小学校

有効面積を削除（現行は延床面積）
想定収容人数を1人あたり1㎡で算定

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

No	施設名称	住所	電話番号	有効面積(m ²)	収容能力(人)	対応する一時集結所
24	八幡浜工業高等学校	古町 2-3-1	22-2515	2,374	719	—
25	神山小学校	五反田 1-154	22-0365	6,277	1,800	—
26	八代中学校	八代 1-2-1	22-2360	6,957	3,260	—
27	川舞自治公民館	五反田 2-2004-6	—	181	60	神山小学校
28	舌田地区公民館 (合田自治公民館)	合田 1229-1	22-1409	499	200	舌田小学校
29	旧舌田小学校	舌間 2-544	—	2,006	880	—
30	青石中学校	日土町 2-96	26-1021	4,016	1,900	—
31	日土小学校	日土町 2-81	26-0010	2,507	1,190	—
32	続藪集会所	日土町 1-853-3	—	89	27	日土小学校
33	出之奥集会所	日土町字ヒライ ワ 3-15-1	26-0961	251	34	青石中学校
34	中当集会所	日土町字尾崎 8- 515	26-0933	125	36	日土小学校
35	川辻集会所 (元 JA 西宇和川辻事業 所)	日土町 7-1-4	26-0011	64	19	日土小学校
36	日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	日土町 2-262-2	26-0934	307	189	日土小学校
37	日土東地区公民館	日土町 6-2125-1	26-0931	450	225	—
38	双岩小学校	若山 3-167	22-4302	2,339	1,000	双岩中学校
39	双岩中学校	若山 1-330-1	22-4319	2,723	1,300	—
40	双岩地区公民館	若山 2-33-4	22-4360	562	170	双岩中学校
41	川上地区公民館	川上町川名津甲 90	27-0500	697	300	川上小学校
42	川上小学校	川上町川名津甲 305	27-0120	2,772	840	—
43	白石自治公民館	川上町白石乙 393-60	—	132	40	川上小学校
44	上泊自治公民館	川上町上泊甲 815-10	—	112	34	川上小学校
45	真穴地区公民館	穴井 3-796-39	28-0605	642	195	真穴小中学校
46	真穴小学校	真網代戊 162	28-0226	1,904	900	—
47	真穴中学校	真網代戊 162	28-0410	2,637	1,100	—

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
23	八幡浜工業高等学校	古町 2-3-1	22-2515	2,551	—
24	神山小学校	五反田 1-154	22-0365	2,214	—
25	八代中学校	八代 1-2-1	22-2360	1,459	—
26	川舞自治公民館	五反田 2-2004-6	—	87	神山小学校
27	舌田地区公民館 (合田自治公民館)	合田 1229-1	22-1409	218	舌田小学校
28	旧舌田小学校	舌間 2-544	—	1,172	—
29	旧青石中学校	日土町 2-96	—	1,161	—
30	日土小学校	日土町 2-81	26-0010	522	—
31	続藪集会所	日土町 1-853-3	—	27	日土小学校
32	出之奥集会所	日土町字ヒライワ 3-15-1	26-0961	112	旧青石中学校
33	中当集会所	日土町字尾崎 8-515	26-0933	36	日土小学校
34	日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	日土町 2-262-2	26-0934	386	日土小学校
35	日土東地区公民館	日土町 6-2125-1	26-0931	509	—
36	双岩小学校	若山 3-167	22-4302	891	旧双岩中学校
37	旧双岩中学校	若山 1-330-1	—	903	—
38	双岩地区公民館	若山 2-33-4	22-4360	269	旧双岩中学校
39	川上地区公民館	川上町川名津甲 90	27-0500	354	川上小学校
40	川上小学校	川上町川名津甲 305	27-0120	436	—
41	白石自治公民館	川上町白石乙 393-60	—	30	川上小学校
42	上泊自治公民館	川上町上泊甲 815-10	—	56	川上小学校
43	真穴地区公民館	穴井 3-796-39	28-0605	283	真穴小中学校
44	真穴小学校	真網代戊 162	28-0226	956	—
45	真穴中学校	真網代戊 162	28-0410	538	—

有効面積を削除（現行は延床面積）
想定収容人数を 1 人あたり 1 m²で算定

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画							修 正 案					備考	
No	施設名称	住所	電話番号	有効面積(m ²)	収容能力(人)	対応する一時集結所	No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所	有効面積を削除（現行は延床面積） 想定収容人数を1人あたり1㎡で算定
48	大島産業振興センター	大島 3-298-5	28-0750	756	350	市民スポーツセンター	46	大島産業振興センター	大島 3-298-5	28-0750	586	市民スポーツセンター	
49	大島開発総合センター	大島 2-101-1	28-0608	578	280	市民スポーツセンター	47	大島開発総合センター	大島 2-101-1	28-0608	165	市民スポーツセンター	
50	保内中央体育館	保内町喜木 1-31-3	—	1407	700	—	48	保内中央体育館	保内町喜木 1-31-3	—	798	—	
51	神越自治公民館	保内町喜木 1-223-1	36-2496	380	116	保内中央体育館	49	神越自治公民館	保内町喜木 1-223-1	36-2496	212	保内中央体育館	
52	城高自治公民館	保内町喜木 2-124-4	—	214	129	喜須来小学校	50	城高自治公民館	保内町喜木 2-124-4	—	93	喜須来小学校	
53	磯岡自治公民館	保内町喜木 3-234-3	36-1563	227	137	喜須来小学校	51	磯岡自治公民館	保内町喜木 3-234-3	36-1563	116	喜須来小学校	
54	喜須来小学校	保内町喜木 2-224	36-0303	1,161	673	—	52	喜須来小学校	保内町喜木 2-224	36-0303	1,446	—	
55	多目的集会所 (喜須来地区公民館)	保内町須川 74-1	36-2836	749	453	—	53	喜須来地区公民館	保内町須川 74-1	36-2836	347	—	
56	須川里・日之地自治公民館	保内町須川 261	36-2433	205	62	多目的集会所	54	須川里・日之地自治公民館	保内町須川 261	36-2433	117	喜須来地区公民館	
57	楠町自治公民館	保内町川之石 1-237-120	37-2519	408	103	川之石高校	55	楠町自治公民館	保内町川之石 1-237-120	37-2519	166	川之石高校	
58	西町自治公民館	保内町川之石 9-9-1	—	147	44	保内中学校	56	西町自治公民館	保内町川之石 9-9-1	—	44	保内中学校	
59	川之石小学校	保内町川之石 3-300	36-0124	1,518	1,070	保内中学校	57	川之石小学校	保内町川之石 3-300	36-0124	1,228	保内中学校	
60	保内中学校	保内町川之石 1-243-1	36-2345	2,649	1,659	—	58	保内中学校	保内町川之石 1-243-1	36-2345	2,757	—	
61	川之石高等学校	保内町川之石 1-112	36-0550	1,965	1,190	—	59	川之石高等学校	保内町川之石 1-112	36-0550	3,132	—	
62	中央公民館保内分館	保内町宮内 1-127	22-3111	1,603	907	宮内小学校	60	宮内地区公民館	保内町宮内 1-535-2	36-2838	294	宮内小学校	
63	八幡浜市文化会館	保内町宮内 1-118	36-0014	4,857	2,857	—	61	八幡浜市文化会館	保内町宮内 1-118	36-0014	374	—	
64	清水町自治公民館	保内町宮内 1-149	36-3271	354	65	八幡浜市文化会館	62	清水町自治公民館	保内町宮内 1-149	36-3271	166	八幡浜市文化会館	
65	両家・枇杷谷自治公民館	保内町宮内 9-33-1	—	198	120	宮内小学校	63	両家・枇杷谷自治公民館	保内町宮内 9-33-1	—	106	宮内小学校	
66	駄場自治公民館	保内町宮内 2-259-4	36-2428	211	81	宮内小学校	64	駄場自治公民館	保内町宮内 2-259-4	36-2428	84	宮内小学校	
67	舟来谷自治公民館	保内町宮内 1-716-2	36-2447	81	49	八幡浜市文化会館	65	舟来谷自治公民館	保内町宮内 1-716-2	36-2447	72	八幡浜市文化会館	
68	大竹自治公民館	保内町宮内 1-454-1	36-3192	166	45	八幡浜市文化会館	66	大竹自治公民館	保内町宮内 1-454-1	36-3192	65	八幡浜市文化会館	
69	宮内小学校	保内町宮内 5-46	36-0039	1,766	950	—	67	宮内小学校	保内町宮内 5-46	36-0039	1,502	—	
70	西之河内下自治公民館	保内町宮内 2-656-2	36-2517	247	90	宮内小学校	68	西之河内下自治公民館	保内町宮内 2-656-2	36-2517	131	宮内小学校	
71	鼓尾自治公民館	保内町宮内 10-44	36-0911	71	43	宮内小学校	69	鼓尾自治公民館	保内町宮内 10-44	36-0911	68	宮内小学校	
72	旧磯崎小体育館	保内町磯崎 1501	—	727	440	—	70	旧磯崎小体育館	保内町磯崎 1501	—	476	—	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

No	施設名称	住所	電話番号	有効面積(m ²)	収容能力(人)	対応する一時集結所
<u>73</u>	磯津地区公民館	保内町磯崎 1369-1	35-0215	<u>251</u>	<u>152</u>	旧磯崎小学校
<u>74</u>	喜木津体育館	保内町喜木津 2-353	—	<u>502</u>	<u>350</u>	—

(平成27年3月現在)

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
<u>71</u>	磯津地区公民館	保内町磯崎 1369-1	35-0215	<u>164</u>	旧磯崎小学校
<u>72</u>	喜木津体育館	保内町喜木津 2-353	—	<u>387</u>	—

(平成30年3月現在)

有効面積を削除（現行は延床面積）
想定収容人数を1人あたり1㎡で算定

現 行 計 画	修 正 案	備 考
---------	-------	-----

8-12 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）

記入日	平成 年 月 日 :		
(ふりがな) 氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
住 所			

A 服用不適項目

1 今までに安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがありますか？ （ポピドンヨード液（うがい薬に含まれます）及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんま疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか？）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

B 慎重投与項目

1 今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 今までに甲状腺の病気（甲状腺機能亢進症、機能低下症）があると言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8 今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9 現在、以下のお薬をお使いですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「はい」と答えた方は、該当する薬品にチェックを入れて下さい。

- カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
- リチウム製剤
- 抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）
- ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

※B 慎重投与項目のうち、ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤を服用するかどうかを決めて下さい。

8-3 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）

ふりがな			性別	男・女
氏 名				
生年月日	年 月 日	年齢	歳	
住 所				

○ 安定ヨウ素剤について

【服用の効果】
 原子力災害により放出される放射性物質のうち、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを低減する効果があります。

【服用のタイミング】
 服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要です。
 国または地方公共団体の服用指示があった時に、適切な量を服用してください。

【服用対象者】
 服用を優先すべき対象者は、「妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）」です。
 なお、WHOガイドライン2017年版では、40歳以上の者への服用効果は、ほとんど期待できないとされています。

【副作用】
 安定ヨウ素剤の1回の服用では、副作用を生じる可能性は極めて低くなります。
 ただし、新生児については、服用後数日以降の経過観察が必要です。

A 服用不適切項目の該当

今までに、以下のお薬や食べ物で、かゆみ、吐き気、発熱、腹痛、頭痛、皮膚が赤くなる などのアレルギー反応を経験したことがありますか？

安定ヨウ素剤、うがい薬、消毒薬、ヨード造影剤、昆布、昆布だし、とろろん、海苔 など

※ どちらかにチェックしてください
 該当しない 該当する

B 安定ヨウ素剤服用の希望

希望する 希望しない

妊婦・授乳婦

【配布状況】 ※以下は自治体が記入します。

<input type="checkbox"/> 丸薬	<input type="checkbox"/> 1丸（3歳以上13歳未満）	<input type="checkbox"/> 2丸（13歳以上）
<input type="checkbox"/> 内服液	<input type="checkbox"/> 1ml:生後1か月未満	<input type="checkbox"/> 2ml:生後1か月以上3歳未満
	<input type="checkbox"/> 3ml:3歳以上13歳未満	<input type="checkbox"/> 6ml:13歳以上
<input type="checkbox"/> ゼリー剤	<input type="checkbox"/> 生後1か月未満(16.3mg 1包)	<input type="checkbox"/> 生後1か月以上3歳未満(32.5mg 1包)

最新の様式に変更

現 行 計 画	修 正 案	備 考																
<p>C 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="106 275 1041 359">1 ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか？</td> <td data-bbox="1041 275 1302 359"><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 359 1041 443">2 ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか？</td> <td data-bbox="1041 359 1302 443"><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 443 1041 579">3 ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか？</td> <td data-bbox="1041 443 1302 579"><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 579 1041 674">4 ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか？</td> <td data-bbox="1041 579 1302 674"><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 674 1041 758">5 併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか？</td> <td data-bbox="1041 674 1302 758"><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> </table> <p>※該当する口に「レ」を記入してください。</p> <p>※以下は自治体を使用しますので、記入しないでください。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="106 953 1258 1031"><input type="checkbox"/> 該当項目なし <input type="checkbox"/> 服用不適 <input type="checkbox"/> 慎重投与 <input type="checkbox"/> 配布希望</td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1031 430 1146"><input type="checkbox"/> 内服液</td> <td data-bbox="430 1031 1258 1146"> <input type="checkbox"/> 1ml：新生児 <input type="checkbox"/> 2ml：生後1ヶ月以上3歳未満 <input type="checkbox"/> 3ml：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 6ml：13歳以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="106 1146 430 1213"><input type="checkbox"/> 丸薬</td> <td data-bbox="430 1146 1258 1213"> <input type="checkbox"/> 1丸：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 2丸：13歳以上 </td> </tr> </table>	1 ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	2 ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	3 ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	4 ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	5 併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 該当項目なし <input type="checkbox"/> 服用不適 <input type="checkbox"/> 慎重投与 <input type="checkbox"/> 配布希望		<input type="checkbox"/> 内服液	<input type="checkbox"/> 1ml：新生児 <input type="checkbox"/> 2ml：生後1ヶ月以上3歳未満 <input type="checkbox"/> 3ml：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 6ml：13歳以上	<input type="checkbox"/> 丸薬	<input type="checkbox"/> 1丸：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 2丸：13歳以上		
1 ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
2 ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
3 ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
4 ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
5 併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
<input type="checkbox"/> 該当項目なし <input type="checkbox"/> 服用不適 <input type="checkbox"/> 慎重投与 <input type="checkbox"/> 配布希望																		
<input type="checkbox"/> 内服液	<input type="checkbox"/> 1ml：新生児 <input type="checkbox"/> 2ml：生後1ヶ月以上3歳未満 <input type="checkbox"/> 3ml：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 6ml：13歳以上																	
<input type="checkbox"/> 丸薬	<input type="checkbox"/> 1丸：3歳以上13歳未満 <input type="checkbox"/> 2丸：13歳以上																	

8-13 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）

配布機関名			
施設名		連絡先（TEL）	
配布責任者氏名		回収責任者氏名	
配布担当者氏名		回収担当者氏名	
配布年月日		回収年月日	

受領者 氏名	住 所 連絡先（TEL）	年 齢	性 別	妊 娠	ヨウ素過敏 症等の有無 （注1）	安定ヨウ素剤			副作用 （注2）
						形態	受領 数量	消費 数量	

（注1）ヨウ素過敏症の方には、配布を控えること。
 （注2）副作用があれば、その内容を記載すること。
 ※ 本確認表は、配布（回収）後保存すること。

8-4 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）

配布機関名			
施設名		連絡先（TEL）	
配布責任者氏名		回収責任者氏名	
配布担当者氏名		回収担当者氏名	
配布年月日		回収年月日	

受領者 氏名	住 所 連絡先（TEL）	年 齢	性 別	妊 娠	ヨウ素過敏 症等の有無 （注1）	安定ヨウ素剤			副作用 （注2）
						形態	受領 数量	消費 数量	

（注1）ヨウ素過敏症の方には、配布を控えること。
 （注2）副作用があれば、その内容を記載すること。
 ※ 本確認表は、配布（回収）後保存すること。

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
---------	-------	-----

8-10 避難対象者名簿（様式）

8-5 避難対象者名簿（様式）

※行政確認欄				番号	行政区	(フリガナ) 氏 名	性 別	年 齢	住 所	世帯主	※行政確認欄				番号	行政区	(フリガナ) 氏 名	性 別	年 齢	住 所	世帯主		
ヨウ 素剤	バス 乗車	確認日時	確認者								ヨウ 素剤	バス 乗車	確認日時	確認者									

※リストは一時集結所ごとに事前作成のこと。
※定期的な更新を行うこと。

※リストは一時集結所ごとに事前作成のこと。
※定期的な更新を行うこと。

8-6 広域避難者名簿（様式）

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（広域避難所名 _____）
No. _____

広域避難者名簿

①	世帯代表者氏名					住 所 電 話 ()	
②	入所日時	年 月 日 時 分					
家 族	ふりがな氏名	年齢	性別	要配慮者	地区名 (行政区名)	検査済 ・ 未済	
			男女				
			男女				
			男女		避難 退城時 検査		
			男女		親族等 連絡先	住所 氏名 電話	
			男女		車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー	
			男女				
注意 点	＜注意＞避難した人だけ書いてください。 (ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点が あったら書きください。)						
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏 名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する 予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分				登録	*
	退所先 住所 氏名 電話					退所	*

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡してください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

H29.3 広域避難者受入計画の策定（新規）

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（広域避難所名 愛媛県〇〇センター）

No. _____

広域避難者名簿（記入例）

①	世帯代表者氏名	八幡 浜男				住 所 八幡浜市北浜 1-1-1	電 話 0894 (22) 3111
②	入所日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分					
家	ふりがな氏名	年齢	性別	要配慮者	地区名 (行政区名)	〇〇地区	
	やわた はまお 八幡 浜男	60	男				
	やわた はまこ 八幡 浜子	58	女				
	やわた たろう 八幡 太郎	22	男				
	やわた よね 八幡 ヨネ	85	女	○			
族			男		避難 退域時 検査	検査済 ・ 未済	
			女				
			男		親族等 連絡先	住所 氏名 電話	
			女		車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー	
<注意>避難した人だけ書いてください。 （ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があ ったらお書きください。） ヨネ 右足が不自由（できれば車椅子必要）							
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分				登録	*
	退所先 住所 氏名 電話					退所	*

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡してください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
（プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。）

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案			備考
8-2 防災関係機関及び連絡窓口					時点修正
(1) 指定行政機関					
機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8969	
中央防災会議	政策統括官付参事官 防災総括担当	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3593-3311	100-8969	
国土交通省	河川局防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-5253-8111	100-8918	
消防庁	防災課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-7525	100-8927	
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-3581-0141	100-8974	
防衛省	運用局運営課	〃 新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	162-8801	
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	〃 千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959	
環境省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3581-3351	100-8975	
法務省	大臣官房秘書課	〃 〃 霞が関 1-1-1	03-3580-4111	100-8977	
財務省	大臣官房審議官室	〃 〃 霞が関 3-1-1	03-3581-4111	100-8940	
文化庁	官房総務課	〃 〃 霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959	
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-5253-1111	100-8916	
農林水産省	大臣官房食料安全保 障課	〃 〃 霞が関 1-2-1	03-3502-8111	100-8950	
経済産業省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8901	
中小企業庁	長官官房参事官室	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8912	
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-3591-6361	100-8918	
気象庁	総務部企画課	〃 〃 大手町 1-3-4	03-3212-8341	100-8122	
総務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8926	
外務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-2-1	03-3580-3311	100-8919	
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8931	
金融庁	総務企画局総務課	〃 〃 霞が関 3-2-1	03-3506-6000	100-8967	
原子力規制委員会 原子力規制庁	原子力防災政策課	〃 港区六本木 1-9-9	03-5114-2121	106-8450	
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷 1 番	0298-64-1111	305-0811	
消費者庁		東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800	100-6178	
(平成27年3月現在)					
8-7 防災関係機関及び連絡窓口					
(1) 指定行政機関					
機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8969	
中央防災会議	政策統括官付参事官 防災総括担当	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3593-3311	100-8969	
国土交通省	水管理・国土保全局 防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-5253-8111	100-8918	
消防庁	防災課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-7525	100-8927	
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-3581-0141	100-8974	
防衛省	運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室	〃 新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	162-8801	
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	〃 千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959	
環境省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3581-3351	100-8975	
法務省	大臣官房秘書課	〃 〃 霞が関 1-1-1	03-3580-4111	100-8977	
財務省	大臣官房審議官室	〃 〃 霞が関 3-1-1	03-3581-4111	100-8940	
文化庁	官房総務課	〃 〃 霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959	
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-5253-1111	100-8916	
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	〃 〃 霞が関 1-2-1	03-3502-8111	100-8950	
経済産業省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8901	
中小企業庁	長官官房参事官室	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8912	
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-3591-6361	100-8918	
気象庁	総務部企画課	〃 〃 大手町 1-3-4	03-3212-8341	100-8122	
総務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8926	
外務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-2-1	03-3580-3311	100-8919	
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8931	
金融庁	総務企画局総務課	〃 〃 霞が関 3-2-1	03-3506-6000	100-8967	
原子力規制委員会 原子力規制庁	原子力防災課	〃 港区六本木 1-9-9	03-5114-2121	106-8450	
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷 1 番	0298-64-1111	305-0811	
消費者庁		東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800	100-6178	
(平成29年12月現在)					

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現行計画

修正案

備考

(2) 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市中野町 19-7	087-833-2111	760-0008
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市宮田町 8-5	089-936-5011	790-8795
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185	790-0808
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート 3-33	087-851-9565	760-0019
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200	790-8538
中国四国農政局	企画調整室	岡山市下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
四国森林管理局	企画調整室	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160	780-8528
四国経済産業局	総務企画部 総務課	高松市サンポート 3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-3	082-224-5753	730-0012
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート 3-33	087-811-8581	760-8512
四国地方整備局	企画部 企画課	高松市サンポート 3-33	087-851-8061	760-8554
四国地方整備局	松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-0056
四国地方整備局	松山港湾・空港整備 事務所	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161	791-8058
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町 1070	089-956-9958	791-1113
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319	791-8054
大阪管区气象台 松山地方气象台	防災管理官室	松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873
第六管区 海上保安本部	宇和島海上保安部 管理課	宇和島市住吉町 3-1-3	0895-22-1591	798-0003
中国四国防衛局	総務部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8284	730-0012

(平成27年3月現在)

(3) 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地 第14特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

(平成27年3月現在)

(2) 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市中野町 19-7	087-833-2111	760-0008
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市宮田町 8-5	089-936-5066	790-8795
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185	790-0808
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート 3-33	087-851-9565	760-0019
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200	790-8538
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北區下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160	780-8528
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート 3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5753	730-0012
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート 3-33	087-811-8581	760-8512
四国地方整備局	防災室	高松市サンポート 3-33	087-851-8061	760-8554
四国地方整備局	松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-0056
四国地方整備局	松山港湾・空港整備 事務所	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161	791-8058
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町 1070	089-956-9958	791-1113
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319	791-8042
四国測量部		高松市松島町 1-17-33	089-861-9013	760-0068
大阪管区气象台 松山地方气象台		松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873
第六管区 海上保安本部	宇和島海上保安部 警備救難課	宇和島市住吉町 3-1-3	0895-22-1256	798-0003
中国四国 地方環境事務所	総務課	岡山市北區下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7153	730-0012

(平成29年12月現在)

(3) 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地 第14特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

(平成29年12月現在)

時点修正

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画					修 正 案					備考
(4) 指定公共機関					(4) 指定公共機関					時点修正
機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	
日本郵便株式会社 四国支社	総務部	松山市宮田町 8-5	089-936-5215	790-8797	日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務・人事部	松山市宮田町 8-5	089-936-5121	790-8797	
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	790-0003	日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	790-0003	
日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市一番町 4-4-2 (愛媛県庁内)	089-921-2111 (内線5327)	790-8570	日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603	790-0854	
日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501	日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501	
西日本高速道路 株式会社	四国支社管理事業部 保全グループ	香川県高松市朝日町 4-1-3	087-823-2111	760-0065	西日本高速道路 株式会社	四国支社保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町 4-1-3	087-823-2111	760-0065	
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町字西山 谷尻 4235-1	0883-72-2050	778-0040	独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町字西山 谷尻 4235-1	0883-72-2050	778-0040	
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理 センター計画課	今治市山路 751-2	0898-23-7250	794-0072	本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理 センター計画課	今治市山路 751-2	0898-23-7250	794-0072	
電源開発 株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町 1-1-5 ニッセイ高松ビル 6F	0878-22-0821	760-0017	電源開発 株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町 1-1-5 ニッセイ高松ビル 6F	0878-22-0821	760-0017	
四国旅客鉄道 株式会社	工務部 工事課	高松市浜ノ町 8-33	0878-25-1642	760-8580	四国旅客鉄道 株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町 8-33	0878-25-1666	760-8580	
日本貨物鉄道 株式会社	松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	790-0003	日本貨物鉄道 株式会社	松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	790-0003	
西日本電信電話 株式会社	愛媛支店 設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001	西日本電信電話 株式会社	愛媛支店 設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001	
日本通運 株式会社	松山支店総務課	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067	日本通運 株式会社	松山支店総務課	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067	
四国電力 株式会社	松山支店総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9707	790-8540	福山通運 株式会社	松山支店	松山市富久町 420	089-972-3333	791-8034	
株式会社エヌ・テ ィ・ティ・ドコモ	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前 9-1	087-832- 2143	760-0018	佐川急便 株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉 125	089-958-1181	791-2111	
KDDI 株式会社	四国総支社	高松市番町 1-6-8 高松興銀ビル 5F	087-823-6777	760-0017	ヤマト運輸 株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町 466-1	089-963-5500	791-1126	
(平成27年3月現在)					四国電力 株式会社	愛媛支店総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9707	790-8540	
					株式会社 N T T ドコモ	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前 9-1	087-832- 2143	760-0018	
					エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	カスタマーサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5 N T T 大手町ビル本館 6F	0570-03-9909	100-0004	
					KDDI 株式会社	四国総支社	高松市番町 1-6-8 高松興銀ビル 7F	087-823-6777	760-0017	
					ソフトバンク 株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 5F	087-825-1801	760-0023	
					独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	082-493-6606	739-0041	
					太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種 4070-2	0898-36-3538	799-2393	
					イオン株式会社	イオンリテール(株) 中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南 1- 3-52	082-535-7600	732-0814	
					株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	Q C ・ 物流管理本部	東京都千代田区二番町 8-8 渉外部	03-6238-3711	102-0084	
					株式会社 ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594	141-8643	
					株式会社 ファミリーマート	C S R ・ コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋 3-1-1	03-3989-7658	170-6017	
					(平成29年12月現在)					

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案			備考
(5) 指定地方公共機関					時点修正
機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	
南海放送株式会社	総務局総務部	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510	
伊予鉄道株式会社	総務部庶務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	790-0012	
株式会社テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-0021	
一般社団法人愛媛県医師会	総務課	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-0003	
株式会社エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-0052	
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529	
株式会社愛媛朝日テレビ	報道制作局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-0038	
四国ガス株式会社	総務部庶務グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500	794-8611	
一般社団法人愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048	790-0014	
一般社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7 丁目 6 番地 9	089-941-4165	790-0003	
公益社団法人愛媛県看護協会	事務局	松山市道後二丁目 11-14	089-923-1287	790-0843	
(平成27年3月現在)					
(5) 指定地方公共機関					
機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号	
南海放送株式会社	総合企画局	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510	
伊予鉄道株式会社	総務部総務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	790-0012	
株式会社テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-8537	
一般社団法人愛媛県医師会	事務局	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-8585	
株式会社エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-0052	
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529	
株式会社愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-8525	
四国ガス株式会社	総務部庶務グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500	794-8611	
一般社団法人愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048	790-0014	
一般社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7 丁目 6 番地 9	089-941-4165	790-0003	
公益社団法人愛媛県看護協会	事務局	松山市道後二丁目 11-14	089-923-1287	790-0843	
株式会社愛媛CATV	総務部	松山市大手町 1-11-4	089-943-5029	790-8509	
今治シーエーティービー株式会社	技術部	今治市南大門町 2-1-2	0898-22-0001	794-0027	
宇和島ケーブルテレビ株式会社	営業技術部	宇和島市丸之内 5-4-7	0895-24-3939	798-0060	
株式会社ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777	792-0812	
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森 248	0893-25-0212	795-8603	
株式会社四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川 4-6-48 愛媛新聞宇摩支社 2F	0896-24-0130	799-0404	
西予CATV株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町 2-449	0894-62-7811	797-0015	
一般財団法人八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲 1534-1	0894-38-2211	796-0312	
株式会社愛媛新聞社	総務企画局総務部	松山市大手町 1-12-1	089-935-2132	790-8511	
一般社団法人愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	790-0067	
一般社団法人愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町 1081-1	089-957-1069	791-1114	
石崎汽船株式会社(愛媛県旅客船協会)	安全統括管理者 運航管理者	松山市高浜町 5-2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128	791-8081	
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	経営管理課	松山市持田町 3-8-15	089-921-8344	790-8553	
(平成29年12月現在)					

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

(6) 愛媛県（本庁及び主な地方機関）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 (内線 2317) (内線2340)	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜 1 丁目 3-37	0894-22-4111	796-0048

(平成27年3月現在)

(7) 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	総合政策部 危機管理担当部長付	松山市二番町 4-7-2	089-948- 6815	790-8571
今治市	総務部 防災危機管理課	今治市別宮町 1 丁目 4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	798-8601
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	796-8501
新居浜市	市民部防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65- 1234	792-8585
西条市	総務部 危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部防災安全課	伊予市米湊 820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部 安全・危機管理 室	四国中央市 下柏町 750	0896- 23-6611	799- 0411
西予市	総務企画部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	総務部総務課 危機管理室	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課危機管理 対策室	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201

(6) 愛媛県（本庁及び主な地方機関）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 防災 危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 (内線 2335) (内線2340)	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜 1 丁目 3-37	0894-22-4111	796-0048

(平成29年12月現在)

(7) 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	総合政策部 危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948- 6794	790-8571
今治市	総務部 防災危機管理課	今治市別宮町 1 丁目 4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	798-8601
新居浜市	市民部防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65- 1282	792-8585
西条市	経営戦略部 危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部防災安全課	伊予市米湊 820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部 安全・危機管理 課	四国中央市 中曽根町 500	0896- 28-9119	799- 0413
西予市	総務企画部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	危機管理課	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201

時点修正

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松前町	総務課	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	総務課	北宇和郡松野町大字松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町	総務課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	798-4110

(平成27年3月現在)

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松前町	総務課	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町	総務財政課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0131	798-4341

(平成29年12月現在)

時点修正

(8) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町 750	0896-23-6611	799-0411
西予市消防本部	西予市宇和町大字卯之町 2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 90	0892-21-2411	791-1206
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	798-4110
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012

(平成27年3月現在)

(8) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町 750	0896-23-6611	799-0411
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 90	0892-21-2411	791-1206
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	798-4110
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012

(平成29年12月現在)

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

(9) 愛媛県警察本部

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予郡松前町 大字 西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5 丁目 4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3 丁目 9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1 丁目 4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2 丁目 13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8052
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2 丁目 1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

(平成27年3月現在)

(9) 愛媛県警察本部

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予郡松前町西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5 丁目 4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3 丁目 9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1 丁目 4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2 丁目 13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8052
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2 丁目 1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

(平成29年12月現在)

時点修正

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-3 ヘリコプター離着陸適地

(1) 場外臨時離着陸場一覧表

名 称	所在地	区 分	駐機数		位置（緯度）	位置（経度）
			中型機	大型機		
若山	若山 9-45	地域拠点	1	—	北緯 33 度 25 分 36 秒	東経 132 度 27 分 08 秒
神越グラウンド	保内町喜木 1-18	緊急（適地）	1	—	北緯 33 度 28 分 48 秒	東経 132 度 24 分 16 秒
王子の森公園	五反田 1-6-9	緊急（準適地）	1	—	北緯 33 度 26 分 50 秒	東経 132 度 26 分 09 秒
八幡浜市民 スポーツパーク	若山地区内	緊急（準適地）	3	1	北緯 33 度 25 分 28 秒	東経 132 度 27 分 01 秒
旧大島中学校	大島 3-360	緊急（準適地）	1	—	北緯 33 度 23 分 37 秒	東経 132 度 20 分 40 秒

(2) 臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート名称	所在地	位置（緯度）	位置（経度）
八幡浜市古谷	松柏丁 139-1	北緯 33 度 28 分 34 秒	東経 132 度 27 分 13 秒
八幡浜市古藪	川之内 3-261	北緯 33 度 27 分 09 秒	東経 132 度 29 分 10 秒

地域防災計画資料編
3-9 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-4 輸送車両（船舶）及び輸送関係事業者等一覧

(1) 陸上輸送

① 市保有車両一覧表

管理課名	普通 乗用車	小 型 乗用車	小 型 貨物車	軽 乗用車	軽 貨物車	道路 ハ・トロール車	普通 乗合	合計
総務課	1			2			特殊1	4
財政課	1		7	6	3		1	18
市民課				1				1
建設課			1		2	1		4
農林課		1		3				4
商工観光課		1						1
水産港湾課	1				1			2
下水道課	2				3			5
水道課	1	1		1	3			6
生活環境課					1			1
税務課				2				2
生涯学習課	1	1						2
学校教育課	1				1		バス2	4
議会事務局	2							2
保内庁舎 管理課		3			1		バス2	6
市立 総合病院			1					1
保健 センター	2	2	1	5				10
環境 センター			3		3			6
老人ホーム	1			1				2
デイサービ スセンター							特殊2	2
ふれあい センター	1							1
浄化 センター					1			1
図書館				1			特殊1	2
合 計	14	9	13	22	19	1	9	87

(平成 27 年 3 月現在)

地域防災計画資料編
3-4 と重複のため削
除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

② 市保有緊急車両一覧表

番号	管理課名	登録番号	車 名	用 途
1	財政課	愛媛 44 め 7118	トヨタ カローラ	小型貨物車
2	財政課	愛媛 44 ら 7710	トヨタ カローラ	小型貨物車
3	財政課	愛媛 44 る 1912	トヨタ ライトエース	小型貨物車 1t車
4	建設課	愛媛 88 な 5341	トヨタ	道路パトロールカー
5	総務課	愛媛 880 あ 343	ニッサン オッティ	軽乗用車
6	下水道課	愛媛 33 と 6393	ホンダ	普通乗用車
7	水産港湾課	媛 300 す 3719	ホンダ CRV	普通乗用車
8	保健センター	愛媛 50 と 21	ダイハツ ムーブ	軽乗用車
9	水道課	愛媛 41 す 4924	ダイハツ	軽貨物車
10	総務課	愛媛 800 す 2291	三菱 パジェロ	普通特殊

(平成26年3月現在)

③ 借上可能車両一覧表

(乗用)

() 乗車定員

業者名	住所	電話番号	ジャンボ	中型(5)	小型(4)	その他	計	内車椅子対応	最大運転業務従事者数
アトムタクシー(株)	産業通 10-11	22-0033	2		20	1	23	2	30
宇和島ハイヤー(株) 八幡浜営業所	1460-2	22-0474		1	8		9		7
(株)すみれタクシー	江戸岡 1-12-2	22-0250	1	4	3		8		8
(有)丸の内光タクシー	北浜 1-8-1	22-4500		1	13		14		15
(株)富士タクシー	1460-103	23-1000	1	2	9	2	14	3	19
保内タクシー(株)	保内町川之石 3-304-44	36-0034		1	10		11		15
磯津タクシー(有)	保内町磯崎 1361	35-0021			1				1

(平成26年7月現在)

地域防災計画資料編
3-5 と重複のため削除

地域防災計画資料編
3-6 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

(乗合) () 乗車定員

業者名	住所	電話番号	種別	中型 (40)	中型 (36)	中型 (28)	小型 (25)	計	最大運転 業務従事 者数
(株)富士タクシ 二	1460-103	23-1000	貸切	1	1	1	2	5	19
伊予鉄南予バス (株) 八幡浜営業所	江戸岡 1-9-2	22-3200	貸切	4	2		1	8	36
			路線		8			8	
宇和島自動車 (株) 八幡浜営業所	1460-138	22-2400	貸切	1	6			7	17
			路線	11	2			13	

(平成26年7月2日現在)

(2) 海上輸送

① 漁業協同組合一覧表

組合名	所在地	電話番号
八幡浜漁業協同組合	沖新田 1522-18	22-2811

(平成27年3月現在)

② 海運業者一覧表

業者名	所在地	電話番号
田中輸送(有)	沖新田	22-0757
九四オレンジフェリー(株)	沖新田 1586	22-5094
宇和島運輸(株)	//	23-2536

(平成27年3月現在)

③ 愛媛県所有の漁業取締船及び試験船

所属	船名	船型	トン数 (t)	乗員	乗船可能 人員	停泊港	備考
	せとかぜ	漁業取締船	38	6	30	松山港	
	うわかぜ	漁業取締船	36	6	30	宇和島港	
	よしゅう	試験船	77	6	38	宇和島港	
計					128		

(平成27年3月現在)

地域防災計画資料編
3-6 と重複のため削除

地域防災計画資料編
3-8 と重複のため削除

地域防災計画資料編
3-7 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

④ 海上保安部所属船艇一覧表

所属	船名	船型	総トン数 (t)	乗員	乗船可能 人員	備考
松山 海上保安部	いさづ	PM 500t	537	27	200	巡視船艇
	いよざくら	CL 20m	24	5	20	
宇和島 海上保安部	たかつき	PS 130t	115	9	23	巡視船艇
	おいつかぜ	CL 20m	26	5	28	

(平成 27 年 3 月現在)

⑤ 愛媛県警察本部所有船舶

所属	船名	船型	トン数 (t)	乗員	乗船可能 人員	停泊港	備考
愛媛県警 察本部	みさき	巡視船	19	2	14	八幡浜港	
計					128		

(平成 27 年 3 月現在)

⑥ 市所有船舶

所属	船名	船型	トン数 (t)	乗員	乗船可能 人員	停泊港	備考
生活環境課	第 1 清島丸	し尿運搬船	8.5	1	12	大島漁港	
計					12		

(平成 27 年 3 月現在)

地域防災計画資料編
3-23 と重複のため削
除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-5 市内の医療診療施設一覧

病院等名	所在地	診療科目	病床数	連絡電話
市立八幡浜総合病院	大平1-638	全科	312	22-3211
急患センター	大平1-638	内科、小児科、外科		24-1199
大島診療所	大島2-101	内科		28-0941
三瀬医院	大正町	内科、外科		22-3511
広瀬病院	大正町	内科、外科、整形外科、泌尿器科	76	22-2600
宇都宮病院	白浜通	内科、外科	120	22-0163
真網代くじらリハビリテーション病院	真網代甲229-5	内科、リハビリテーション科	180	28-1123
浅田内科医院	仲之町	内科		22-0353
鎌田クリニック	大黒町3	内科		22-0518
谷池内科胃腸科	大正町	内科、小児科、皮膚科		22-4567
チヨダクリニック	矢野町7	内科、リハビリテーション科		23-0011
中野医院	五反田1-36-2	内科、小児科		22-1117
宝道医院	矢野町7	内科、外科		27-0880
山本医院	白浜通	内科、小児科		22-2198
穴井診療所	穴井3-401	内科、小児科		28-0024
こくぶ内科クリニック	松柏1	内科		24-5311
矢野脳神経外科医院	古町1-6-1	脳神経外科	19	23-0210
守口小児科医院	産業通13-5	小児科		24-7770
本田眼科医院	新町4	眼科		22-0676
よりみつ眼科	昭和通り 1227-3	眼科		22-1576

地域防災計画資料編
3-16 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

病院等名	所在地	診療科目	病床数	連絡電話
牧野皮フ科	広瀬2-1-43	皮膚科		24-7383
小泉産婦人科医院	桧谷2	産婦人科、婦人科	19	24-3003
町田耳鼻咽喉科医院	港町	耳鼻咽喉科		22-3349
医療法人青峰会くじら病院	五反田 1-1046-1	精神科、神経科	180	22-2309
医師会立双岩病院	若山4-163	精神科、神経科、内科	178	22-4355
菊池医院	広瀬1-7-12	耳鼻咽喉科		22-2205
清水医院	日土1-256	内科、外科		26-0099
川之石診療所	保内町川之石本町	内科、小児科		36-0059
永松内科医院	保内町川之石本町	内科		36-0224
二宮医院	保内町宮内清水町	内科、外科		36-0896
喜須来診療所	保内町須川58-1	内科、小児科		36-1515
坪内整形外科医院	保内町川之石和田町	整形外科、リハビリテーション科		37-3722
医療法人加藤内科	産業通6-28	内科		29-1771
なかの泌尿器科	保内町喜木1-240-1	泌尿器科		36-1717
柳田脳神経外科	江戸岡1-7-10	脳神経外科		20-8200
ひらやま内科呼吸器科クリニック	桧谷1026	内科、呼吸器科		22-8080
にしむら整形外科	沖新田1510-139	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科		35-7111
みかんこどもクリニック	白浜1536-5	小児科		20-8800
旭町内科クリニック	沖新田1510-73	内科		29-1222

(平成27年3月現在)

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
---------	-------	-----

8-6 市内の高齢者施設一覧

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
ことぶき荘	介護老人福祉施設	50	向灘 229 番地 18	24-6655
特別養護老人ホーム青石寮	介護老人福祉施設	110	保内町磯崎 2114 番地 3	35-0510
小規模特別養護老人ホーム コンフォート神山	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	五反田 1 番耕地 76 番地 3	24-0601
介護老人保健施設西安	介護老人保健施設	100	大平 1 番耕地 870 番地 2	29-1000
介護老人保健施設青葉荘	介護老人保健施設	100	向灘 229 番地 14	22-5855
宇都宮病院	介護療養型医療施設		1536 番地 118	22-0163
湯島の里	短期入所生活介護	8	五反田 1 番耕地 806 番地	22-0693
おる de 新町 短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護		新町 272 番地 1	
グループホーム夏みかん	認知症対応型共同生活介護	9	八代 45 番地	24-3334
テルウェル西日本株式会社グループホームサルビア	認知症対応型共同生活介護	18	江戸岡一丁目 2 番 9 号	24-1611
アクティブライフ松柏	認知症対応型共同生活介護	18	松柏甲 728 番地 1	22-2330
グループホーム橙園	認知症対応型共同生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 583 番地 1	36-3722
グループホーム優瑠里	認知症対応型共同生活介護	18	保内町喜木 1 番耕地 166 番地 1	29-4122
アクティブライフ保内	認知症対応型共同生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 324 番地	36-2103
ニチケアセンター八幡浜	認知症対応型共同生活介護	18	産業通 4 番 18 号	29-1731
小規模多機能型居宅介護めぐみ	小規模多機能型居宅介護		穴井 3 番耕地 703 番地	29-7150
小規模多機能型居宅介護橙園	小規模多機能型居宅介護		保内町宮内 1 番耕地 570 番地 1	36-3720
デイサービスあったかいご	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
通所介護事業所よりあい所オレンジハート	通所介護		保内町宮内 5 番耕地 384 番地 1	37-2686
デイサービスあったかいご二番館	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
デイサービスセンターことぶき荘	通所介護		向灘 229 番地 18	24-6655
チヨダデイサービス	通所介護		川通り 1455 番地 22	23-1100

8-8 市内の高齢者施設一覧

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
ことぶき荘	介護老人福祉施設	50	向灘 229 番地 18	24-6655
特別養護老人ホーム青石寮	介護老人福祉施設	110	保内町磯崎 2114 番地 3	35-0510
小規模特別養護老人ホーム コンフォート神山	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	五反田 1 番耕地 76 番地 3	24-0601
介護老人保健施設西安	介護老人保健施設	100	大平 1 番耕地 870 番地 2	29-1000
介護老人保健施設青葉荘	介護老人保健施設	100	向灘 229 番地 14	22-5855
宇都宮病院	介護療養型医療施設		1536 番地 118	22-0163
湯島の里	短期入所生活介護	8	五反田 1 番耕地 806 番地	22-0693
おる de 新町 短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護		新町 272 番地 1	
グループホーム夏みかん	認知症対応型共同生活介護	9	八代 45 番地	24-3334
テルウェル西日本株式会社グループホームサルビア	認知症対応型共同生活介護	18	江戸岡一丁目 2 番 9 号	24-1611
アクティブライフ松柏	認知症対応型共同生活介護	18	松柏甲 728 番地 1	22-2330
グループホーム橙園	認知症対応型共同生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 583 番地 1	36-3722
グループホーム優瑠里	認知症対応型共同生活介護	18	保内町喜木 1 番耕地 166 番地 1	29-4122
アクティブライフ保内	認知症対応型共同生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 324 番地	36-2103
ニチケアセンター八幡浜	認知症対応型共同生活介護	18	産業通 4 番 18 号	29-1731
小規模多機能型居宅介護めぐみ	小規模多機能型居宅介護		穴井 3 番耕地 703 番地	29-7150
小規模多機能型居宅介護橙園	小規模多機能型居宅介護		保内町宮内 1 番耕地 570 番地 1	36-3720
デイサービスあったかいご	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
通所介護事業所よりあい所オレンジハート	通所介護		保内町宮内 5 番耕地 384 番地 1	37-2686
デイサービスあったかいご二番館	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
デイサービスセンターことぶき荘	通所介護		向灘 229 番地 18	24-6655
チヨダデイサービス	通所介護		川通り 1455 番地 22	23-1100

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
保内町デイサービスセンター	通所介護		保内町宮内1番耕地124番地1 保内保健福祉センター1	36-0262
湯島デイサービスセンター	通所介護		五反田1番耕地806番地	22-0515
おるde新町デイサービスセンター	通所介護		下道1420番	22-1080
デイサービスセンター 日土のめぐみ	通所介護		日土町2番耕地2番41	29-6005
デイサービスいこっと	通所介護		保内町宮内1番耕地324番地	
チヨダクリニック	通所リハビリテーション		川通り1455番地22	23-0011
矢野脳神経外科医院	通所リハビリテーション		古町一丁目6番12号	23-0210
医療法人青峰会真網代くじらリハビリテーション病院	通所リハビリテーション		真網代甲229番地5	28-1123
優瑠里デイサービス	認知症対応型通所介護		保内町喜木1番耕地166番地1	29-4122
デイサービス橙園	認知症対応型通所介護		保内町宮内1番耕地583番地1	36-3721
優瑠里デイサービス釜倉	認知症対応型通所介護		釜倉1番耕地608番地1	24-7001
デイサービスウェル	認知症対応型通所介護		五反田1番耕地106番	29-1122
八幡浜市養護老人ホームあけぼの荘	養護老人ホーム		保内町宮内1-72-1	
八幡浜市養護老人ホーム湯島の里	養護老人ホーム		五反田1-806	
ジョイフル・ケア	軽費老人ホーム		向灘229-18	
ウェルフェア五反田	有料老人ホーム	64	五反田1番耕地106番地	23-1704
おるde新町	有料老人ホーム	35	新町272番地1	22-0222

(平成27年3月現在)

*特養などの入所者、定員については、ショートステイを除いた、長期利用施設の特養、グループホーム、ケアハウスなどの数値としている。

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
保内町デイサービスセンター	通所介護		保内町宮内1番耕地124番地1 保内保健福祉センター1	36-0262
湯島デイサービスセンター	通所介護		五反田1番耕地806番地	22-0515
おるde新町デイサービスセンター	通所介護		下道1420番	22-1080
デイサービスセンター 日土のめぐみ	通所介護		日土町2番耕地2番41	29-6005
デイサービスいこっと	通所介護		保内町宮内1番耕地324番地	
チヨダクリニック	通所リハビリテーション		川通り1455番地22	23-0011
矢野脳神経外科医院	通所リハビリテーション		古町一丁目6番12号	23-0210
医療法人青峰会真網代くじらリハビリテーション病院	通所リハビリテーション		真網代甲229番地5	28-1123
優瑠里デイサービス	認知症対応型通所介護		保内町喜木1番耕地166番地1	29-4122
デイサービス橙園	認知症対応型通所介護		保内町宮内1番耕地583番地1	36-3721
優瑠里デイサービス釜倉	認知症対応型通所介護		釜倉1番耕地608番地1	24-7001
デイサービスウェル	認知症対応型通所介護		五反田1番耕地106番	29-1122
八幡浜市養護老人ホームあけぼの荘	養護老人ホーム		保内町宮内1-72-1	
八幡浜市養護老人ホーム湯島の里	養護老人ホーム		五反田1-806	
ジョイフル・ケア	軽費老人ホーム		向灘229-18	
ウェルフェア五反田	有料老人ホーム	64	五反田1番耕地106番地	23-1704
おるde新町	有料老人ホーム	35	新町272番地1	22-0222

(平成27年3月現在)

*特養などの入所者、定員については、ショートステイを除いた、長期利用施設の特養、グループホーム、ケアハウスなどの数値としている。

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-7 市内の障害者施設一覧

施設名	施設種別	所在地	電話番号
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(グループホームラベンダーⅠ)	共同生活介護	八幡浜市五反田1番耕地1081番地1	23-2555
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(グループホームラベンダーⅡ)	共同生活介護	八幡浜市五反田1番耕地1081番地1	23-2555
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(共同生活介護事業所ラベンダーⅢ)	共同生活介護	八幡浜市五反田1番耕地1068番地	22-2395
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(グループホームラベンダーⅠ)	共同生活援助	八幡浜市五反田1番耕地1081番地1	23-2555
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(グループホームラベンダーⅠ)	共同生活援助	八幡浜市五反田1番耕地1081番地1	23-2555
一体型共同生活援助事業所ラベンダー(共同生活介護事業所ラベンダーⅢ)	共同生活援助	八幡浜市五反田1番耕地1068番地	22-2395
八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	生活介護	八幡浜市松柏乙648番地1	29-1313
短期入所事業所ハープハウス	短期入所	八幡浜市五反田1番耕地1044番地	23-2555
宿泊型自立訓練事業所ハープハウス	宿泊型自立訓練	八幡浜市五反田1番耕地1044番地	23-2555
生活訓練事業所ハープハウス	自立訓練(生活訓練)	八幡浜市五反田1番耕地1044番地	23-2555
八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	就労移行支援	八幡浜市松柏乙648番地1	29-1313
多機能型事業所KOHOLA	就労継続支援(A型)	八幡浜市五反田1番耕地76番地3	23-1600
八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	就労継続支援(B型)	八幡浜市松柏乙648番地1	29-1313
わくわくみらい館やわたはま	就労継続支援(B型)	八幡浜市435番地18	21-3333
発達支援センター巣立ち	児童発達支援	八幡浜市松柏乙1101	24-5161
サンワーク松柏共同作業所	小規模作業所	八幡浜市松柏乙1101	24-6615
コスモス共同作業所	小規模作業所	八幡浜市保内町宮内1-72-1	36-0309
王子共同作業所	小規模作業所	八幡浜市八代39-3	22-5685
浜っ子共同作業所	地域活動支援センター	八幡浜市大平1-759-2	24-7659

8-9 市内の障害者施設一覧

施設名	施設種別	所在地	電話番号
八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	生活介護・就労移行支援・就労継続支援(B型)	八幡浜市松柏乙648番地1	29-1313
多機能型事業所KOHOLA	就労継続支援(A型)	八幡浜市五反田1番耕地76番地3	23-1600
わくわくみらい館やわたはま	就労継続支援(B型)	八幡浜市435番地18	21-3333
浜っ子作業所	就労継続支援(B型)	八幡浜市大平1-759-2	24-7659
発達支援センター巣立ち	児童発達支援	八幡浜市松柏乙1101	24-5161
巣立ちクラブ	放課後等デイサービス	八幡浜市松柏乙1101	21-2015
コスモス共同作業所	小規模作業所	八幡浜市保内町宮内1-72-1	36-0309
王子共同作業所	小規模作業所	八幡浜市八代39-3	22-5685
いきいきプチファーム	地域活動支援センター	八幡浜市松柏乙648-1	29-1313
くじら	地域活動支援センター	八幡浜市五反田1番耕地106	24-6750

(平成30年4月現在)

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

施設名	施設種別	所在地	電話番号
いきいきプチファーム	地域活動支援センター	八幡浜市松柏乙 648-1	29-1313
くじら	地域活動支援センター	八幡浜市五反田 1 番耕地 106	24-6750

(平成27年3月現在)

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-10 安定ヨウ素保有数量（令和元年10月31日現在）

新規

【丸剤】

配備先	数 量	期 限
八幡浜市庁舎	29,000	R4.5月末
	159,000	R3.10月末
保内保健福祉センター	8,000	R4.5月末
大島産業振興センター	1,000	R4.5月末
八幡浜地区施設事務組合消防本部	1,000	R4.5月末
市立八幡浜総合病院	1,000	R4.5月末
小中高等学校（6校）	5,000	
川之石小学校	1,000	R4.5月末
宮内小学校	1,000	R4.5月末
喜須来小学校	1,000	R4.5月末
保内中学校	1,000	R4.5月末
川之石高等学校	1,000	R4.5月末
小計	204,000	

【丸剤以外】

配備先	ゼリー 16.3mg		ゼリー 32.5mg		原薬		注射用水		シロップ	
	数量	期限	数量	期限	数量	期限	数量	期限	数量	期限
八幡浜市庁舎	320	2020.8	700	2020.8	2	H32.12	2	H33.11	30	H33.6
	100	2021.8	500	2021.8						
	80	2022.8	400	2022.8						
計	500		1,600		2		2		30	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-8 市内の保育所施設一覧

保育所名	入所者数 (定員)	所在地	電話番号	備考
白浜保育所	126 (150)	1550 番地 20 (裁判所通)	22-2454	
松蔭保育所	56 (90)	1460 番地 (旭町)	22-1752	
神山保育所	54 (90)	五反田 1 番耕地 881-2	22-1093	
千丈保育所	65 (90)	松柏甲 67-1	22-2494	
愛宕保育所	43 (60)	487 番地 (大門)	22-4623	
双岩保育所	24 (59)	若山 4 番耕地 23-3	22-4359	
川上保育所	23 (30)	川上町川名津甲69-1	27-0605	
真穴保育所	23 (30)	真網代乙184-3	28-0390	
日土保育所	37 (30)	日土町8番耕地125	26-0032	
喜須来保育所	67 (60)	保内町喜木2-132-1	37-2788	
川之石保育所	56 (60)	保内町川之石1-125	36-0343	
宮内保育所	89 (90)	保内町宮内 5-87-4	36-0136	

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

* 入所者については、他市町からの受入れ児童も含む。

地域防災計画資料編
3-24 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-9 市内の幼稚園・小・中・高等学校施設一覧

施設	児 童 生徒数	所在地	電話番号	備考
八幡浜幼稚園（私立）	54	本町 113	22-0219	
八幡浜聖母幼稚園 （私立）	64	昭和通 1182-7	24-4888	
日土幼稚園（私立）	36	日土町 1-253-3	26-0622	
神山幼稚園	55	五反田 1-173	24-3630	
保内幼稚園	54	宮内 4-50	36-1082	
松蔭小学校	127	広瀬 3-4-3	22-0212	
白浜小学校	219	向灘 3063 番地	22-0135	
江戸岡小学校	151	江戸岡 1-7-1	22-1046	
神山小学校	237	五反田 1-154	22-0365	
千丈小学校	130	郷 4-1	22-0644	
（旧）舌田小学校		舌間 2-544		
川之内小学校	11	川之内 1-182	22-0851	
（旧）長谷小学校		高野地 716 番地		
日土小学校	56	日土町 2-81	26-0010	
真穴小学校	51	真網代 162	28-0226	
川上小学校	35	川上町川名津 305	27-0120	
双岩小学校	49	若山 3-167	22-4302	
（旧）日土東小学校		日土町 6-961		
喜須来小学校	136	保内町喜木 2-224	36-0303	
川之石小学校	129	保内町川之石 3-300	36-0124	
宮内小学校	236	保内町宮内 5-46	36-0039	
愛宕中学校	142	宇西海寺 325（愛宕山）	22-3166	

地域防災計画資料編
3-24 と重複のため削除

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

施設	児 童 生徒数	所在地	電話番号	備考
<u>八代中学校</u>	<u>279</u>	<u>八代 1-2-1</u>	<u>22-2360</u>	
<u>松柏中学校</u>	<u>122</u>	<u>松柏甲 734-1</u>	<u>22-1208</u>	
<u>真穴中学校</u>	<u>29</u>	<u>真網代戊 162</u>	<u>28-0410</u>	
<u>双岩中学校</u>	<u>41</u>	<u>若山 1-330-1</u>	<u>22-4319</u>	
<u>保内中学校</u>	<u>183</u>	<u>保内町川之石 1-243-1</u>	<u>36-2345</u>	
<u>青石中学校</u>	<u>109</u>	<u>日土町 2-96</u>	<u>26-1021</u>	
<u>八幡浜高等学校</u>	<u>751</u>	<u>松柏丙 654</u>	<u>22-2570</u>	
<u>八幡浜工業高等学校</u>	<u>311</u>	<u>古町 2丁目 3番 1号</u>	<u>22-2515</u>	
<u>川之石高等学校</u>	<u>349</u>	<u>保内町川之石 1-112</u>	<u>36-0550</u>	

(平成27年1月1日現在)

地域防災計画資料編
3-24 と重複のため削除

8-11 避難カード（様式）

本様式は、今後、関係機関と調整のうえ、決定するものとする。

八 幡 浜 市

避難カード（暫定版）

指示区域番号		行政区		小学校区			
自主防災会		一時集結所					
世帯主氏名		住所					
世帯の避難状況							
氏名	年齢	性別	続柄	連絡先 (携帯電話)	避難先情報 (どちらかに○を付けること)		
					市指定 避難先	知人宅 等避難	知人宅等の場所・連絡 先等
避難時の 交通手段	自家用車 ・ バス（市手配） その他（ ）			※ヨウ素剤の配布状況	2丸× 人 1丸× 人	計 丸	

- ※欄は記入しないでください。
- 記入できる部分は、あらかじめ記入してください。

避難カードの廃止

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

8-14 広域避難所（松山市内）候補施設一覧

No	施設名称	住所	電話番号 (089)	有効面 積(m ²)	収容能 力(人)	備考
1	愛媛県消防学校	松山市勝岡町 1163 番地 15	941-2258	813	400	
2	愛媛県男女共同参画センター	松山市山越町 450 番地	926-1633	1,286	640	
3	愛媛県総合社会福祉会館	松山市持田町 3 丁目 8 番 15 号	921-5070	878	430	
4	えひめこどもの城	松山市西野町乙 108 番地 1	963-3300	4,999	2,490	
5	県総合福祉センター (中央児童相談所等)	松山市本町 7 丁目 2 番地	922-5040	3,571	1,780	
6	愛媛県立愛媛母子生活 支援センター	松山市道後今市 12 番地 30	925-2678	1,245	620	
7	愛媛県視聴覚福祉セン ター	松山市本町 6 丁目 11 番 5 号	923-9093	3,756	1,870	
8	愛媛国際貿易センター	松山市大可賀 2 丁目 1 番 28 号	953-0130	7,791	3,890	
9	松山高等技術専門学校	松山市本町 7 丁目 2 番地	924-5768	1,496	740	
10	愛媛県農林水産研究所	松山市上難波甲 311 番地	993-2020	452	220	
11	中予地方局建設部分室	松山市拓川町 482 番地 1	941-1111	624	310	
12	愛媛県生涯学習センタ ー	松山市上野町甲 650 番地 二	963-2111	12,845	6,420	
13	愛媛県教育文化会館	松山市堀之内	941-1441	6,445	3,220	
14	愛媛県美術館	松山市堀之内	932-0010	10,365	5,180	
15	愛媛県武道館	松山市市坪西町 551 番地	965-3111	17,499	8,740	
16	愛媛県立北条高等学校	松山市北条辻 600 番地 1	993-0333	907	450	
17	愛媛県立松山西中等教 育学校	松山市久万ノ台 1485 番地 4	922-8931	1,176	580	
18	愛媛県立松山盲高等学 校	松山市久万ノ台 112 番地	922-3655	460	230	
19	愛媛県立松山聾高等学 校	松山市馬木町 2325 番地	979-2211	475	230	
合 計				77,083	38,440	

(平成25年1月31日現在)

本編 5 へ

8-11 事業所保有車両一覧

【バス】

事業所名	住所	電話番号	種別	定 員												計	最大運転 業務従事 者数								
				(60)	(58)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(46)	(45)	(41)			(35)	(33)	(30)	(28)	(27)	(24)		
株式会社クシー	1460-103	23-1000	貸切											2	1							2	1	7	15
伊予鉄南予バス株式会社 八幡浜営業所	江戸岡1-9-2	22-3200	貸切 路線				6	1							1							2		14	35
宇和島自動車株式会社 八幡浜営業所	1460-138	22-2400	貸切 路線				1						5											6	16
八幡浜観光バス	保内町喜木 1-116-1	36-0500	貸切	1	1				1													8	3	16	20
合計(台数)				60	348	448	220	540	106	364	51	150	46	45	41	35	33	60	280	135	24	10	5	65	86
合計(人数)																									

※令和元年10月31日現在

新規

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画

修 正 案

備考

【タクシー】

事業所名	住所	電話番号	ジャンボ	中型 (5)	小型 (4)	その他	計	うち車椅子 対応	最大運転業 務従事者数
アトムタクシー(株)	産業通10-11	22-0033	2		16	1	19	2	20
宇和島ハイヤー(株) 八幡浜営業所	1460-2	22-0474		1	4		5		6
すみれタクシー	江戸岡1-12-2	22-0250	1	4	3		8		8
(有)丸の内光タクシー	五反田1-475-1	22-4500		2	12		14		9
(株)富士タクシー	1460-103	23-1000	2		10	2	14	3	15
保内タクシー(株)	保内町川之石 3-304-44	36-0034			4		4		4
いそつタクシー	保内町磯崎1361	35-0021			1		1		1
合計			5	7	50	3	65	5	63

※令和元年10月31日現在

新規

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>8-15 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋</p> <p>◇ 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」</p> <p>第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」</p> <p>第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項 及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。 (注：災害対策基本法第四条第一項 は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照)</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」</p> <p>第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」</p> <p>第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。</p> <p>一 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p> <p>二 原子力緊急事態の概要</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項</p>	<p>8-12 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋</p> <p>◇ 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」</p> <p>第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」</p> <p>第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項 及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。 (注：災害対策基本法第四条第一項 は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照)</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」</p> <p>第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。</p> <p>◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」</p> <p>第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。</p> <p>一 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p> <p>二 原子力緊急事態の概要</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項</p>	

八幡浜市住民避難計画 新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>◇ 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」</p> <p>第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>◇ 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」</p> <p>第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	